# 2017年度 自己点検·評価報告書

関西大学

# 目 次

序章・・・		
第1章	理念・目的 ・・・・・・・・・・ 2	
第2章	内部質保証 ・・・・・・・・・・ 7	
第3章	教育研究組織・・・・・・・・・・15	
第4章	教育課程・学習成果・・・・・・・・18	
第5章	学生の受け入れ・・・・・・・・・49	
第6章	教員・教員組織・・・・・・・・・・63	
第7章	学生支援・・・・・・・・・・・・73	
第8章	教育研究等環境・・・・・・・・・88	
第9章	社会連携・社会貢献・・・・・・・・101	
第10章	大学運営・財務・・・・・・・・・11:	2
第1節	大学運営・・・・・・・・・・112	<u> </u>
第2節	財務・・・・・・・・・・・・123	}
終章・・・		3

# 序章

本学は、2012年度に貴協会による機関別認証評価を受審している。この認証評価では、改善義務のある「改善報告」1項目、努力義務となる「努力課題」6項目にわたる指摘を受けた。この評価結果は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会及び大学部門委員会、学部長・研究科長会議、理事会などで報告し、全組織において共有した。そして、評価結果が公表された約3ヵ月後には、改善・改革に向けた活動につなげるため、特に「改善勧告」、「努力課題」となった7項目及び総評部分でマイナス評価された内容について、関係部局が改善方針を策定した。その後、学部長・研究科長会議において全学的に取りまとめ、方針に基づき具体的な改善に取り組んできた。2016年7月には貴協会で定められた『改善報告書』を提出し、改善結果に対して一定の評価を頂いた。

また、エビデンスに基づく教学マネジメントの構築が求められてきたことを背景に、2014年度教学 IR プロジェクトを設置した。このプロジェクトでは、主に、入学時調査、パネル調査、卒業時調査及び卒後調査(卒業生対象)からなる一連の学生調査の統一的な設計・実施を行い、その結果は学生の実態と学位授与の方針との整合性の検証や教育プログラムの見直しなどに係る材料の一つとして活用している。

更に、自己点検・評価よりも広義の概念である、PDCA サイクルの全体を包含する内部質保証のプロセスをより有効に機能させるため、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進プロジェクトを2016年11月に設置し、その下で、これまでの取組を踏まえながら改めて内部質保証に関する本学の考え方を整理し、「内部質保証の方針」として明文化した。全学的な観点からの内部質保証は、学長の責任の下、プロジェクトが主体となり、大学執行部(学長、副学長、学長補佐)、学部長・研究科長会議、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部、自己点検・評価委員会、教学 IR プロジェクトなどと連携しながら着実に質保証と質向上を推進する役割を担うこととしている。また、学部・研究科・その他の部局といった組織レベルの内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行い、当該組織の運営に責任を負う学部執行部などが主体となって推進する役割を担うものとしている。

この他、2008年度策定の「KU Vision 2008-2017」が終期を迎えることを契機に、その後継として新たな長期ビジョン「Kandai Vision 150」を策定し、広く社会に公表した。このビジョンは、2036年度に迎える創立150周年を見据え、2017~2036年度の20年スパンで構築しており、そのテーマとして「多様性の時代を、関西大学はいかに生き抜き、先導すべきか」と問い、教育、研究、社会貢献、組織運営について、それぞれサブテーマを設定している。

本学は、長期ビジョン及びそれを具現化した中期行動計画の下、この度の自己点検・評価活動の結果を踏まえて、学是(学の実化)の更なる実現とともに、今後とも内部質保証と質向上を推進するためのさまざまな取組に挑戦していく所存である。

以上

#### 1 理念・目的

#### 【1】 現狀説明

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに

設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2: 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、わが国が法治国家としての体制を整えつつあった 1886 年に、関西初の法律学校とし て誕生した。自由民権運動の高まりとともに、自由闊達な近代国家への発展を目指すさまざま な法整備が進められ、法律に関する国民大衆への啓蒙、教育の必要性が高まりつつある時代背 景の下で、自由民権運動の活動家吉田一士は、司法省顧問のボアソナード博士に教えを受けた 井上操ら大阪在勤の若き司法官に教育機関創設を働きかけた。当時、大阪控訴院長であった児 島惟謙の指導と協力を仰ぎ、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」を設立目的 に、同年 11 月 4 日、大阪西区京町堀の願宗寺を仮校舎にして本学の前身「関西法律学校」を設 立した。創立者たちは「法律が市民のものであり、市民は法律によって自らを守るべきである」 ことを教え、正義と自由を愛する本学の学風が生まれた。また、児島惟謙が大津事件(1891年) の審理に大審院院長として関わったこともあり、後に「正義を権力より護れ」を本学の建学の精 神とすることとなった(1-1)。本学が旧制大学令による大学への昇格を果たした 1922 年、総理 事の山岡順太郎は、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の 奨励」を内容とする「学の実化(じつげ)」を提唱した(1-2)。このうち特に「学理と実際との調 和」とは、「大学は研学の府として学問における真理追究だけに終わるのではなく、社会のある べき姿を提案し、その必要とするものを提供する」 ことによって、 「学理と実際との橋渡しをす る」ことを意味すると解されている。この四つの理念が、「学の実化」という本学の学是(理念) として定着し、今日に至るまで本学の教育・研究を推進する上での礎となっている。

1949年に多くの国公私立大学が新制大学として発足したその前年の1948年には、関西学院や同志社、立命館、國學院、上智、津田塾などの各私立大学とともに全国のトップを切って、関西大学は法、文、経済、商の4学部を擁する新制大学として新たに出発した。その後1958年に工学部(2007年にシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部に再編)、1967年に社会学部、1994年に総合情報学部が設置された。学問を抽象的な学理に終わらせるのではなく、「学の実化」に基づいて実際との調和を求め、現実社会に役立たせるための学部増設であった。

「学の実化」は、本学の学是として時代・社会環境に応じた受け止め方がなされているが、21世紀に入ってからは、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を三つの基本戦略として継承している。この理念を基に、時代の要請も踏まえる形で、政策創造学部、外国語学部、人間健康学部、社会安全学部の 4 学部・4 研究科が新たに設置され、現在では13 学部、13 研究科、3 専門職大学院を擁する高等教育機関として、グローバル化する社会、情報化社会に対応することができる有為な人材育成に努めている。

この理念・目的から本学では「学則」(1-3)第1条に記すように、「教育基本法(平成18年法 律第120号)に基づき人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な 法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学などに関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを目的として、それぞれの学問分野において学部を設置している。各学部の教育研究上の目的は「学則」第2条の2に、専門職大学院を除く研究科は「大学院学則」(1-4)第3条の2に、専門職大学院は各研究科ないし専攻の「学則」(1-5,1-6,1-7)第2条に、それぞれの教育研究上の目的を定め、これに基づき大学院(博士課程前期課程・博士課程後期課程)と高度専門職業人養成に向けて専門職大学院を設置し、社会の要請に応えるべく教育・研究活動に邁進している。

例えば学部では、法学部は「法と政治に関わる幅広い知識と判断力を培うことによって、自 律的かつ創造的に思考、行動し、複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応できる人材を 育成すること」を教育研究上の目的として、「学則」第2条の2第1項に規定している。また総 合情報学部は、「情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い 知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的」 として、「学則」第2条の2第9項に定めている。大学院では、例えば経済学研究科は、「経済 学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的視野をもちつつ 地域に立脚し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」 と「大学院学則」第3条の2第3項に規定している。また理工学研究科も、「理工系の分野にお いて総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創 造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を 育成することを目的とする」と「大学院学則」第3条の2第7項に定めている。更に専門職大学 院である法務研究科(法科大学院)では、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、 法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養 成することを目的とする」と「大学院法務研究科(法科大学院)学則」第2条に定められている。 このように、各学部・研究科の目的は、設置された時代背景により「学理と実際との調和」に重 きを置いたものもあれば、「国際化」や「情報化」に重点を置いたものもあるが、概ね大学全体 の学是と適切に連関している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに

設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2: 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科

の目的等の周知及び公表

大学の目的は、前述(本基準①)したように、「学則」第1条に明記している。また各学部の教育研究上の目的も、「学則」第2条の2に学部別に表記している。

大学院の目的は、「大学院学則」第1条に「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、 その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」と明記し、各研究科のものは 第3条の2に、専門職大学院は各専門職大学院の「学則」第2条に明記している。

これらに加え学園全体の理念・目的は、大学教職員に対して、主として HP (関西大学の理念・

目的、学則、自己点検・評価など)で周知を図っている(1-8,1-9)。また学生や受験生、更に社会に対しては、HP以外に『総合案内』(1-10)や入試広報用の『大学案内』(1-11)といったパンフレット・印刷物などで周知・公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、入学式、新入生ガイダンス、教育懇談会(父母懇談会)などで重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

#### 評価の視点1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、理念・目的の実現のため、教学・法人が一体となって、併設校を含む学園全体の長期計画として、2008年度に長期ビジョン「KU Vision 2008-2017」(1-12)を、2009年度に「長期ビジョン具現化のための長期行動計画」(1-13)を策定し、10年後のあるべき姿を学内外に公表した。更に、本ビジョンをより具現化した中期行動計画(4年)(1-14)を部局単位で策定し、毎年度ローリング方式により進捗管理を行い、年度末に見直した結果について、常任理事会及び理事会の承認を得た後、HPを通じて学内外に公表し、長期ビジョンの実行を推進してきた。

特に国際化に関しては、グローバル化への対応といった時代の要請を踏まえ、より具体的な国際化推進のための戦略を策定することが求められていることから、2010年7月に策定したGI構想 (1-15)に加え、2014年度から10年間にわたる国際化推進計画である「関西大学国際化戦略TRIPLE I (トリプル・アイ)構想」(1-16)を策定し、グローバル人材の育成を進めている。

また、長期ビジョン「KU Vision 2008-2017」及び「長期ビジョン具現化のための長期行動計画」が2017年度で終期を迎えることに加え、2016年に執り行った創立130周年記念事業(1-17)に併せて、次期長期ビジョンを策定するために、2014年4月に常任理事会の下に次期長期ビジョン策定専門部会を設置した。同時に、若手を中心とした大学教育職員、併設校教育職員及び事務職員で構成する次期長期ビジョン立案作業部会を設置し、約1年をかけて20年スパンの全体の将来像(素案)を策定した。その後、約1年を費やし各分野の10年程度の政策目標を掲げ、更に各学部・研究科、併設校においてもビジョン・政策目標を策定し、「Kandai Vision 150」(1-18)として取りまとめた。この取りまとめには延べ120人以上の構成員が携わった。

更に「Kandai Vision 150」の策定に際しては、「KU Vision 2008-2017」と同様に、できるだけ多くの構成員に参画願うため、構想段階と素案段階の二度にわたり、教職員、学生、父母及び校友に広く意見・提言を募集し、その結果をHP上で公開の上、フィードバックを行った(1-19)。

学内外の公表に当たっては、2016年9月15日開催の理事会で承認を得た後、同年11月4日に記念 式典会場及びHPにより公表するとともに、学内関係者へはインフォメーションシステムや冊子 の配布などにより周知・徹底を図った。

更に、これまで4年スパンで運用してきた中期行動計画(1-20)を5年スパンに変更し、従来どお りローリング方式による進捗管理を行っている。

以上のように、本学の学是の実現に向け、将来を見据えた中長期計画を策定し、諸事業を着実 に推進している。

#### 【2】長所・特色

本学は、130年の歴史を通じて、常に理念・目的の実現に取り組んでおり、大学への昇格を果たした1922年からは、学是として「学の実化(学理と実際との調和、国際的精神の涵養、外国語学習の必要、体育の奨励)」を、時代時代に則しながら、現在に至るまで一貫して提唱してきた。とりわけ「学理と実際との調和」を掲げることによって、大学が学問における真理追究のみに終わるのではなく、実際との連携を重視し、社会に有用な人材を養成することが、真に時代の要求する教育を行うことにつながるとしてきた。そして大学の講義では得られないような実際的知識を得るために、国内外の第一線で活躍する著名人を招き、講演会やシンポジウム、共同研究なども頻繁に行われるようになった。1964年の工業技術研究所(1-21)の設立も、本学における工業技術分野での産学共同研究の先駆けとなった。

21世紀を迎えてからも、社会の要請に基づき、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」の三つの基本戦略として学是を読み解き、ますます進展するグローバル化社会、そして情報化社会に対応することができる有為な人材の育成と輩出に力を注いできた。また、研究や社会貢献においても、2002年には工業技術研究所を廃し、6研究部門、2研究センター及び新設の産学連携センターを擁した先端科学技術推進機構(1-22,1-23)を設置、2016年にはイノベーション創生センターを設置するとともに、社会連携部の下に知財センター、地域連携センター、高大連携センター、なにわ大阪研究センターといった拠点を整備するなど、「学の実化」の実現に努めてきた。

更に近年では、「KU Vision 2008-2017~学校法人関西大学の長期ビジョン(将来像)」、「関西大学国際化戦略 TRIPLE I 構想」、「Kandai Vision 150」などにおいて、それぞれ社会の変化などに対応するよう、建学の精神や学是を踏まえた将来計画に基づき諸事業を展開している。また、「KU Vision 2008-2017」の中間検証と検証結果に基づく改訂版の公表や、「Kandai Vision 150」策定に際しても「KU Vision 2008-2017」の進捗状況を適宜踏まえた上で、着実な将来計画の策定・推進に活かしている。

#### 【3】問題点

本学は、学生アンケートを毎年実施し、その結果を学内で共有している。その調査項目の一つに、「関西大学は『学の実化』を学是(理念)に掲げています。これについて、理解できますか」という質問がある(1-24)。学部卒業生(2017年3月卒業)のなかでは、約68%が「理解できる」あるいは「どちらかといえば理解できる」と回答している。このように卒業生からはおおよその理解は得られているが、その一方で約21%は「理解できない」と回答しており、本学の根本的な理念であり、その内容や意義について更に多くの学生や大学院生に理解されるように、今後とも周知・啓蒙活動を継続してゆく必要がある。このために『関西大学をまなぶ』(1-25)や『関西大学130年のあゆみ』(1-26)といった出版物を発行・配布しているほか、この理念や関西大学の歴史を学ぶために、共通教養科目として「日本の近現代史と関西大学 一知の群像」といった科目を設置している。更に大学全体だけではなく、学部でも入学時のオリエンテーションなどで理念や歴史を学ぶ機会がある。今後は、大学全体として学是の認知度を更に上昇させるために、「学の実化」の理念や歴史をアクティブに学ぶシンポジウムや討論会などの機会を提供し、双方向で学ぶ工夫を行っていく。

# 【4】全体のまとめ

以上見てきたように、旧制大学令による大学への昇格を果たした 1922 年に、本学総理事の山岡順太郎が「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を内容とする「学の実化」を提唱して以来、この理念が本学の学是として定着している。そして学歌にまで歌われているこの学是は、時代の要請にも従いつつ読み解かれ、現在に至るまで、本学の教育を始めとするさまざまな施策を推進する上での礎となってきた。

特に近年では、大学の理念や目的を実現するために、教学・法人が一体となった「KU Vision 2008-2017」、「関西大学国際化戦略 TRIPLE I (トリプル・アイ) 構想」、「Kandai Vision 150」などを策定し、それぞれ社会の変化などに対応するよう、学是を踏まえた将来計画に基づき諸事業を展開している。またそれをより具体化した中期行動計画を部局単位で策定し、毎年度ローリング方式により進捗管理を行っている。この意味で長期ビジョンの着実な実行が推進されている。

この「学の実化」の下での教育を糧として育った卒業生は 45 万 4,886 人 (2017 年 3 月現在) に達しているが、国内はもとよりグローバルに社会を支える人材として、産業界、政界、法曹界、教育界、スポーツ界、芸術・芸能界などのさまざまな分野で活動している。この意味において、本学が目指す教育は社会に貢献しており、「学の実化」に基づく取組は全体として社会の負託に沿った人材養成を実現している。

なお、将来更に本学の学是を追求し徹底させてゆくためには、時代状況も踏まえて国際化、グローバル化をより一層推進してゆくことが不可欠である。例えば外国人留学生は増加しつつあり、2012 年度の学生交換交流協定に基づく交換留学生、私費留学生、国費留学生などの合計が359名(学部)(1-27)だったのに対して、2016年度には560名にもなっている(1-28)。また日本人学生も、2012年度の派遣留学、認定留学などの合計は378名(学部)(1-29)だったが、2016年には483名に増加している(1-30)。そして2017年度学部入学生の51.1%が「ぜひ留学したい」あるいは「可能であれば留学したい」という希望を持っている(1-31)。このような状況は今後も更に進展してゆくことが予想され、その点からも、本学が策定している「関西大学国際化戦略 TRIPLE I 構想」、「Kandai Vision 150」を今後も着実に実行してゆく方針である。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

#### 2 内部質保証

#### 【1】現狀説明

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として2016年11月に内部質保証推進プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を設置し、そのもとで改めて「内部質保証の方針」を整理し、明文化した(2-1)。この文書では、全学的な内部質保証の取組方針とともに、当該プロジェクト及び学部・研究科・その他部局の責任・役割及び手続・運用に関する全体像を示している。なお、この「内部質保証の方針」は、2017年2月に学部長・研究科長会議において報告するとともに(2-2)、全専任教員への配布と HP での公表によって全学的な共有が行われている。

本学における内部質保証の目的と基本的な考え方については同文書の「1 方針」にて、「社会の多様化が進む中、高等教育機関として社会の負託に応えるため、本学の教育、研究、社会貢献について、学是『学の実化』や教育研究上の目的などを念頭に置き、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する」ことと定めている。このように、本学では教育のみならず研究及び社会貢献に関する事項についても、質向上・質保証の取組を推進することを方針としている。

また、同文書の「2 責任・役割」とそのイメージ図において、全学的な観点からの内部質保証は、学長の責任の下、プロジェクトが主体となり、大学執行部(学長、副学長、学長補佐)、学部長・研究科長会議、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部、自己点検・評価委員会、教学 IR プロジェクトなどと連携しながら厳正に推進する役割を担うとしている。また、学部・研究科・その他の部局といった組織レベルの内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行い、当該組織の運営に責任を負う学部執行部などが主体となって推進する役割を担うとしている。

加えて、中期行動計画、自己点検・評価、教学 IR をはじめとする諸活動は、プロジェクトと各部局の対話による共有と相互協力をベースに推進する扱いとしており、これは計画・立案からその実施、そして検証、改善へと至る PDCA サイクルを実質的に機能させることを企図している。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、プロジェクトとの連携を図りながら、「教育推進部規程」(2-3)第2条に基づき、教育推進部長を長とする「教育推進委員会」で協議・意思決定している。

具体的には、教育の内部質保証については、ミクロ(個々の授業)・ミドル(カリキュラム)・マクロ(全学)の3レベルでPDCAサイクルを運用している。ミクロレベルでは、

全学的に授業評価アンケート (2-4) を実施し、実施結果を教員個人の授業改善に活用することを求めている。ミドルレベルでは、全学及び各学部・研究科などが「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を策定し (2-5,2-24)、これらに基づく教育課程を開設し、三つの方針と実態を照らし合わせて、定期的に適切性を検証している。また、全学的な策定方針 (2-6) に基づき、科目ナンバリングを設定 (2-7,2-8,2-9,2-10,2-11,2-12,2-13,2-14) するとともに、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーについても2017年度中に策定する予定である。マクロレベルでは、「Kandai Vision 150」 (1-18) やそれに基づく中期行動計画を策定し、毎年度進捗状況を確認の上計画を見直している。

# ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の内部質保証システムは、従来、2009年4月に制定された「学校法人関西大学自己 点検・評価委員会規程」(2-15)及び「外部評価委員会規程」(2-16)に基づく自己点検・評価活動を重視し、それによって教育研究に関する全学の活動状況を検証するとともに、その結果を大学執行部などにおける新たな方策の計画・立案に活かしてきた。しかし、自己 点検・評価よりも広義の概念であり、PDCA サイクルの全体を包含する内部質保証のプロセスをより有効に機能させる必要性が高まってきたことを背景に、2016年11月に学長の下に前述のプロジェクトを設置するに至った。

プロジェクトはその任務として、(1)全学的な内部質保証に関すること、(2)全学的な内部質向上に関すること、(3)認証評価報告書原案の取りまとめに関することを掲げている。構成員は学長(座長)、副学長、学長補佐、学長室長などであり、全学的な立場から教学に関する諸々の事項を所管ないし統括する者をメンバーとしている(2-17)。プロジェクトは、2017年度からは大学執行部打ち合わせ会と連動させながら、原則として毎週開催しており、全学的意思決定機関である学部長・研究科長会議や担当副学長が所管する教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部とも緊密に連携しつつ、教育、研究、社会貢献などの全学的な事項に係る企画・立案・検証を随時行っている(2-18)。

いくつかの特定の課題に関しては、プロジェクトの下に必要に応じて設置できるワーキンググループで検討している。例えば、任務の(1)及び(2)のうち教育プログラムにおける内部質保証システムの実質的な構築に関しては、教育改革検討ワーキンググループ(構成員は、副学長、学長補佐(座長)、教育推進部若干名、大学本部付局長(教育推進担当)、学長室長など)が、教育推進部との緊密な連携の下、企画・立案を行っている(2-19)。

また、任務の(3)に関しては、認証評価検討ワーキンググループ(構成員は、副学長(オブザーバー)、学長補佐(座長)、自己点検・評価委員会(大学部門委員会)委員、大学基準協会評価委員経験者、教学 IR 担当教員、関係局室次長)を設置し(2-20)、各学部・研究科・その他部局の「自己点検・評価報告書」の点検・確認を行い、その結果を執筆部局へフィードバックするとともに、明らかになった課題をプロジェクトに報告している。加えて、「自己点検・評価報告書」及び「認証評価報告書」の内容確認も行っている。

なお、内部質保証の推進のためには、とりわけ自己点検・評価委員会との連携が重要である(2-21)。本学では、大学及び併設校を含めた法人全体の点検・評価を行う組織として、常任理事会が指名する常勤の役員を委員長、学長を副委員長とした「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」を親委員会として設置し、その下に「大学部門委員会」を設置している(2-15)。更に、各学部・研究科・研究所・その他部局においても、それぞれの規程に基づき自己点検・評価委員会が整備されている(2-22)。

大学部門委員会の構成員は、副学長(委員長)、学長補佐(副委員長)、教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部の副部長、各学部・研究科・研究所・その他部局の自己 点検・評価委員会の委員長、副機構長、事務組織の局室長などであり、各部局における自己点検・評価活動を統括している者ないし執行に携わっている者をメンバーとしている。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1: 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための

全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織におけ

る教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3: 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適

切な対応

評価の視点4: 点検・評価における客観性、妥当性の確保

1 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定のための 全学としての基本的な考え方の設定

本学では、2016年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会より、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインが示されたことを受けて、2016年度に三つの方針の 抜本的な見直しを行った。

三つの方針の見直しの基本的な考え方としては、大学全体における各学位プログラムの位置づけがより明確になるように、本学の理念・目的(1-9)を踏まえてプロジェクトで策定した大学全体の三つの方針と各学位プログラムの三つの方針が整合性を持つようにすること、各学位プログラム内における三つの方針の一体性を図ることを重視している。具体的には、学位授与の方針及び入学者受入れの方針について、「学力の三要素」(知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、及び主体的な態度)に沿って整理すること、また教育課程編成・実施の方針の項目として「教育評価」の方法を盛り込むことも共通理解としている。これらについては、同年12月16日に開催された学内勉強会にて、本学における「3ポリシーの見直しガイドライン」(2-23)を示して全学的に周知した。各学部・研究科において見直された三つの方針は、教育推進委員会、プロジェクト及び学部長・研究科長会議での了承を経て、その運用を2017年度から全学的に開始するとともに、HP などで広く公開している(2-5,2-24)。

2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

プロジェクトでは、2017年5月に「全学と学位課程教育が連動する教育の内部質保証シ

ステムの構築について」という文書を取りまとめ、学部長・研究科長会議で確認した(2-25)。この文書では、三つの方針の見直しや、科目ナンバリングの全学的な導入などの施策がある程度進行したことを踏まえ、教育の質を更に高め、全学的な教育の PDCA サイクルを整備すべく、内部質保証システムの構築の必要性やその構成要件などを示している。この文書を踏まえ、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー、シラバスの記載項目の整備、考動力コンピテンシーやルーブリックの策定、内部質保証確認シートの作成などについて、プロジェクトで方向性を定めた上で、2017年度中に随時着手している。例えば、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーに関しては、独自に作成したガイドラインに沿って各学部・研究科が具体的な作業を完了しており(2-26)、カリキュラムマップは授業担当者に、カリキュラムツリーは2018年5月以降に HP などでも公開する予定である。

また、その他の取組として、プロジェクトでは、各学部・研究科・その他部局の中期行動計画の進捗状況の聞き取りを適宜行い、必要に応じて取組に対する助言を行うこととしており、2017年2月には全学部・研究科、学生センター、入試センター、図書館、キャリアセンターとの懇談を行った(2-27)。2017年度には、前述の内部質保証確認シートの内容についても意見交換を行う予定である。更に、プロジェクトでは、各部局(教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部、入試センター、学生センター)に、それぞれが短期的・中期的に抱えている諸課題を優先順位付けして一覧化した改革工程表の作成依頼を行い(2-28, 2-29, 2-30, 2-31, 2-32, 2-33)、それらを取りまとめて全体を統括するとともに、適宜、当該部局と意見交換を行い、優先順位や取り組むべき課題の微調整を行っている(2-34)。このような取組によって、全学的な PDCA サイクルが総体として有効に機能する体制を整備している。

プロジェクトを中心に、この体制を機能させるに当たって、本学では自己点検・評価体制も重要な補完的役割を担っている。具体的には、大学部門委員会(2-35)において、各学部・研究科・研究所・その他部局が3年に一度作成する報告書を基に、教育研究に関する全学の活動状況などについて全学的観点からの自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告することとしている。各部局での自己点検・評価結果により抽出された重点項目は、プロジェクトにおいて集約の上、日常的な計画・立案などに活かすことはもちろん、中期行動計画の策定にも反映させることとなっており、PDCAサイクルをより実効性をもって機能させる仕組みが整えられている。また、本学では大学基準協会が定める10項目の評価基準に、独自の基準として「研究活動」も加えており、教育面だけにとどまらない自己点検・評価活動を行っている。

なお、本学では2018年度に第3期の機関別認証評価を受審するに当たって、2016年度に 事務職員研修会及び機関別認証評価受審に向けた学内勉強会(概要編)を開き、第3期認 証評価の基本的な考え方の習得に努めた上で、全学体制で自己点検・評価報告書及び認証 評価報告書のパイロット版を作成した。その際、認証評価検討ワーキンググループでは、 認証評価における評価の視点などを踏まえた自己点検・評価報告書(パイロット版)の検 証を行い、その結果を各部局に詳細なフィードバックを行った。また、教育面の課題・留 意点などについての検証を行い、プロジェクトと情報を共有するとともに教育推進部、研 究推進部、学部・研究科などと連携・協力して改善に向けた取組を進めた(2-36)。

# 3 行政機関及び認証評価機関などからの指摘事項(設置計画履行状況調査など)に対す る適切な対応

#### (1) 文部科学省からの留意事項などへの対応について

本学では文部科学省からの留意事項に関して、遺漏なく適切に対応している。例えば、2012年4月に設置した社会安全研究科防災・減災専攻(D)や2016年4月に設置した人間健康研究科人間健康専攻(D)に関し、「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員の割合が比較的高いので、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること」が改善意見として指摘された。これを受け、両研究科の執行部及び教授会にて教員採用、昇任審査などのあり方について検討し、対応するとともに、社会安全研究科については「改善状況等報告書」において文部科学省に対応状況を報告している(2-37,2-38,2-39,2-40,2-41)。

(2) 大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項について

再度報告を求められる事項はなかった。

(3) 専門職大学院認証評価に関する指摘事項について

#### ア 法務研究科

法務研究科(法科大学院)は、2013年度に大学基準協会による認証評価を受審し、適合認定を得た。なお、その際に指摘された2項目の勧告と6項目の問題点(助言)に関しては、例えば勧告①[平常点の採点基準]についてシラバスの成績評価の記載を統一し、平常点の採点基準をシラバスなどに明示するなど、当該の執行部や教授会などで検討を行い適切な対応を行うとともに、その結果は同協会にも報告している(2-42)。

#### イ 会計研究科

会計研究科は、2014年度に会計大学院評価機構による2度目の認証評価を受審し、適合認定を得るとともに、「認定会計大学院」の称号が与えられた。なお、その際に指摘された要望事項に対しては、当該の執行部や教授会などで検討を行い、必要に応じて以下の対応を行った。例えば、「適切な授業方法等」に関して、集中講義を積極的に有効活用することという要望に対しては、その実施を広く可能とするよう集中講義期間の拡張を行った(2-43)。また、「履修科目登録単位数の上限」の項目で、履修モデルを学生に提示することという要望に対しては、2016年度の新入生に対してガイダンス時に「知のペンタゴン」(2-44)に基づいた履修モデルを配布した(2-45)。

#### ウ 心理学研究科心理臨床学専攻(臨床心理専門職大学院)

臨床心理専門職大学院は、2013年に日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、適合認定を得た。なお、その際に指摘された14項目の改善が望ましい点に関しては、例えば、カリキュラム及びその内容に関する事項や実習施設及び臨床実習に関する事項への対応として、必要な学則改正や梅田カウンセリングルームの新設など、当該の執行部や教授会などで検討を行い適切な対応を行うとともに、その結果は同協会にも報告している(2-46)。

#### 4 点検・評価における客観性・妥当性の確保

本学では、自己点検・評価活動を実施するに際し、主に次のエビデンスを活用している。

・1994年度から教育研究活動の全容を数値で示すために毎年度作成している『データブッ

ク』 (1-54, 1-55, 1-56, 2-47)

- ・2010年度から現状の調査・分析を行うために毎年度実施し、その結果を学内にフィード バックしている学生アンケート(2-48, 2-49, 2-50, 2-51)
- ・研究業績を逐次集積し全て学内外に公表している学術情報システム・学術リポジトリ (2-52, 2-53)

更に、本学では、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を目指して、2009年4月に学外有識者から構成される外部評価委員会を設置し、その評価結果を自己点検・評価活動に反映している。また、評価結果は、学内外に HP を通じて公開されている(2-54)。外部評価委員は、大学評価に精通する有識者、他大学で所属大学の大学評価に携わった経験を有する教育職員、大学の財務などに詳しい有識者、初等中等教育における学校評価に精通している有識者などを基準として選定している。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切 に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2: 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3: 公表する情報の適切な更新

本学における自己点検・評価活動は、1994年以来2010年度までは2年周期、2011年度以降は3年周期で、全学的に「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」として取りまとめ、これまで10冊の報告書を作成した。同報告書は、『データブック』とともにHPに掲載し、広く社会に公表している(2-55)。また、各部局の自己点検・評価委員会などでは、独自に点検・評価を行い、別途必要に応じて報告書を作成している。

なお、2006 年度及び 2012 年度に受審した大学基準協会による認証評価結果(2-56)や、 前述(本基準③)のとおり、別途第三者評価の観点から行っている外部評価委員による外 部評価の評価結果も、本学 HP で公表している。

教育情報の公開については、各学部・研究科の三つの方針をはじめとする、学部・研究科・入試・学生生活・就職などの基本情報や、自己点検・評価委員会が編集する『データブック』に掲載している情報を、「データで見る関西大学・留学生別科・併設校」というコンテンツとして本学 HP トップからワンクリックで閲覧できるようにし、6~7 月に毎年度更新している(1-8)。更に、2014年度に導入された大学ポートレートにおいても、導入初年度から全学的に情報を収集の上、公開している(2-57)。以後、毎年度3月~6月に全学的に情報を見直し、7月に更新した情報を公開するという手続を踏み、内容の充実に努め、積極的な情報公開を行っている。

また、前述(基準1③)の中期行動計画(1-20)や、財務関係の情報も HP 上で積極的に開示している(2-58)。なお、当然のことながら、正確で信頼できる情報を公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2: 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、従来、全学的な自己点検・評価活動を基に、それを各部局の中期行動計画にも反映させるかたちで実質的な PDCA サイクルを実現させてきたが、2016 年 11 月に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の下にプロジェクトを設置し、大学執行部と各部局の連携・協力を一層緊密にし、点検・評価活動を新たな施策の計画・立案に活用しやすくするなど、内部質保証システムを更に有効に機能させるための土台を整備した。それ以降、全学的な内部質保証に係る課題に関しては、プロジェクトが中心となって検討を行うことにより、大学全体の PDCA サイクルをより適切かつ有効に機能させ、点検・評価結果に基づく改善・向上が図られている。

更に、こうした内部質保証システム自体の適切性についても、大学全体の2017年度版中期行動計画の一つとして「内部質保証システムの整備とその運用の検証」を掲げ、本学にとってどのような内部質保証システムのあり方が適切なのか、大学執行部において点検・評価することになっている(2-59)。早速2017年度には、課題に応じてより機動的に開催できるように、プロジェクトの構成員をスリム化するための要項の改正を行うなど機動的な改善・向上を図り(2-60)、その結果、開催回数が2016年度には3回だったのに対して、2017年度は9月現在で既に15回を数えている。

#### 【2】長所・特色

前述(基準1③、本基準①⑤)のように、本学では従来から長期ビジョン、中期行動計画、自己点検・評価活動を連動させながら、各部局が主体となって PDCA サイクルを機能させることで、大学としての理念・目的の実現を図ってきた。加えて、2016年11月からは内部質保証推進プロジェクトを設置し、プロジェクトのメンバーが、中期行動計画、内部質保証確認シート、自己点検・評価報告書などを活用しながら、各学部・研究科の執行部などと同僚性を基盤とする個別直接的な対話を深化させることで、内部質保証の更なる実質化を図った。このことは、内部質保証の方針に示す役割や手続などに沿った取組であり、多様性を保持しながらも大学全体の観点から質保証・質向上を促進する一助となっている。具体的な成果としては、13学部13研究科3専門職大学院を擁する伝統的な総合大学にあって、本基準⑤や基準4以降の記述のとおり、方針に基づく組織的・体系的な教育課程の編成や学習成果を測定するための全学的な基盤が迅速に整備された点(独自のガイドラインに基づく三つの方針の抜本的見直し、科目ナンバリングの導入、カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの作成、学習成果指標として考動力コンピテンシーの整備、ルーブリックとして考動力ベンチマークの検討など)が挙げられる。

また、プロジェクトの運用実績を一段と高めるため、どのような内部質保証の体制が望ましいか現在も試行錯誤している。更に、今後の自己点検・評価活動のあり方もプロジェクト内で検討している(2-61)。実際に、前述の中期行動計画「内部質保証システムの整

備とその運用の検証」に記載のとおり、2018年度には大学執行部が中心となり、プロジェクトの運用状況を踏まえつつ、各学部・研究科との連携を強化して内部質保証の体制をより効果的にすべく、委員会への移行、教学 IR プロジェクトの位置づけの再考、分野別の質保証の導入などを視野に入れて、より適切な教学マネジメント体制について検討する方針である。

#### 【3】問題点

なし。

#### 【4】全体のまとめ

本学では2016年11月に内部質保証推進プロジェクトを設置し、内部質保証の方針、当該プロジェクト及び学部・研究科・その他部局の責任・役割及び手続・運用を明示することで、従来から行われていた大学教育の質保証・質向上の取組の一層の底上げを図った。

とりわけ、三つの方針については、プロジェクトの下でガイドラインを踏まえた本格的な見直しを完了し、2017年度から全学的に統一感のある新たな三つの方針の運用を開始した。それに関連して、各学位プログラムにおいて学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を緊密に連携させるため、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを全学的に整備しているほか、教育の質向上のための更なる方策を教育改革検討ワーキンググループで検討している。

本学では、従来から各学部・研究科・研究所・その他部局における自己点検・評価活動をベースに、全学的観点からの自己点検・評価を行っており、それに対する外部評価委員会の指摘も参照しつつ、その結果を中期行動計画における立案に有機的に結びつけている。特に、2018年度に受審する認証評価に関しては、内部質保証推進プロジェクトの下に設置した認証評価検討ワーキンググループで種々の検討を行っている。また、行政機関、認証評価機関からの指摘事項についても遺漏なく対応している。

本学では、基本的な教育情報や自己点検・評価結果の HP を通じた積極的な情報発信・ 公開を進めており、社会に対する説明責任を果たしている。

また、内部質保証システム自体の適切性についても、随時、点検・評価を行い、2018 年度には大学執行部が中心となり、プロジェクトの運用状況を踏まえつつ、委員会への移 行の検討なども含めて、より適切な教学マネジメント体制のあり方について検討する方針 である。

以上のことから、本学は大学基準を充足しているといえる。引き続き教育活動のより 一層の質保証・質向上のため、大学執行部と学部・研究科・その他部局が緊密に連携でき るような、本学にふさわしい教学マネジメント体制のあり方を模索していく。

#### 3 教育研究組織

#### 【1】 現狀説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1: 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適

合性

評価の視点2: 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3: 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、学部・学科制としており、学部と研究科との関係は基本的には、学部を基礎として研究科が設けられているいわゆる煙突型組織となっている。学部・研究科については、いずれも設置基準を踏まえて設置し、法令要件を満たしている。

本学では、社会的要請を踏まえ、学問体系の確立に寄与することを目指して学部などの設置を進めてきた。なお、いずれの学部・研究科においても、本学の理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野に対応する教育・研究・社会貢献に組織的に取り組んでいる。その他に、研究所を設置するとともに、教育・研究・社会貢献・国際化を推進・拡充していくため、副学長を部長とする「部」を設置している。具体的には以下のとおりである。

#### 1 学部・学科

本学では「学則」(1-3)第1条に示す教育の実現を目指して、法、文、経済、商、社会、政策 創造、外国語、人間健康、総合情報、社会安全、システム理工、環境都市工、化学生命工の13 学部を設けている。また、各学部においては、「学則」第2条の2に示した各学部及び学科の教 育研究上の目的の実現に向けて専門教育を行っている。全学部の学生を対象とした外国語の基 礎教育及び教養教育としての共通教養教育は教育推進部に設置した共通教養教育推進委員会 の下で実施している。

#### 2 大学院・専門職大学院

大学院については、学部を基礎とした法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化、ガバナンス、人間健康の13研究科を設置している。研究科は博士課程前期課程には18の専攻を、博士課程後期課程には15の専攻を設けている(1-4)。

また、専門職大学院については、法務研究科(法科大学院)、会計研究科(会計専門職大学院)を設置するとともに、心理学研究科の中に心理臨床学専攻(臨床心理専門職大学院)を設置している。大学院教育についても、「大学院学則」に示した各研究科の教育研究上の目的などの実現に向けた専門教育を行っている(1-5, 1-6, 1-7)。

#### 3 研究所

本学では、教育研究機関としての学部、大学院の他に、研究活動を実践する学則上の附置機関として、経済・政治研究所(3-1)、東西学術研究所(3-2)、先端科学技術推進機構(3-3)、法学研究所(3-4)、ソシオネットワーク戦略研究機構(3-5)を設置している。また、附置機関以外にも、なにわ大阪研究センター(3-6)、イノベーション創生センター(3-7)及び人権問題研究室(3-8)などを設置している。これらの機関では、学問の動向や社会的要請を踏まえつつ、本学独自

のプロジェクト研究や、文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」、「共同利用・共同研究拠点」などに採択された先端分野における大型のプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果を学部と大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取組に発展できるように整備充実を図っている。各研究機関はそれぞれの規程により目的、展開すべき事業などを明確に示した上で活動している。

#### 4 教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部

本学では、2008 年 10 月に、教育、研究、社会連携、国際の 4 分野について「部」組織を発足させ、教授会自治を尊重しつつ、大学としての方針、政策、総合的判断について全学的観点から迅速に意思決定できる体制を整備した。各部は、担当副学長が統括し、副学長を委員長とした専門委員会(教育推進委員会、研究推進委員会、社会連携委員会、国際委員会)の下で、所管事項に係る協議及び意思決定機関として活動している(2-3,3-9,3-10,3-11)。これらの組織は、各部局単独では対応が難しい社会的な要請に応える役割も担っている。例えば、教育推進部と国際部が共同でグローバル人材の養成のための科目を開設したり、また、研究推進部と社会連携部が連携し、産官学の共同により解決可能な諸課題への取組などの研究組織の形成や支援推進に向けた活動を行っている。

#### 5 留学生別科

新たな国際化構想の一環として、2012年4月に南千里国際プラザに留学生別科を設置している(3-12)。留学生別科では、日本語学力に加え、ICT(情報通信技術)を学習に活用して情報活用能力を養うなど、大学・大学院での学術活動を行うのに必要な基礎能力の養成も支援している。留学生別科の多くの修了生は、本学または本学大学院に進学しており、大学全体の国際化推進やグローバル人材に求められる異文化コミュニケーションの推進にも寄与している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、全学で定期的に行う自己点検・評価活動での検証に加えて、課題に応じてさまざまな形態の下で点検・評価を行い、それに基づく改善・向上を試みている。例えば、2016年11月には、学長の諮問機関として将来構想計画委員会(3-13)を設置し、その下で社会的要請や大学を取り巻く国際的環境を意識しつつ新学部などの設置に関する種々の議論を重ね、2017年4月に答申をまとめた(3-14)。

その他、点検・評価結果を受けて、設置形態を超えた大学間連携についても、既に国公立大学との連携や本学がリソースを持たない分野である医科・薬科系大学との連携などを行っている(3-15)。また、関西大学、大阪教育大学及び近畿大学が連携して、2016年4月に連合教職大学院を設置している(3-16)。

#### 【2】長所・特色

本学の教育研究組織の特色は、各学部・研究科を横断する取組を推進するために、4 部を設

置していることである。教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部では、それぞれ大学教育改善に向けたプロジェクト、研究力改善のための学内研究資金の再編、産官学による連携事業の推進、留学生別科の設置を含む国際化プログラムの推進など、時代と社会のニーズを踏まえた取組を機動的かつ積極的に展開している。

「部」組織による具体的な成果の一端として、例えば以下の取組が挙げられる。教育推進部では、3 ポリシーに基づくカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの整備、科目ナンバリングの付与、教学 IR プロジェクトによる各部局へのデータ分析結果の提供などの活動を行っている。研究推進部では、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進などを行い、研究活動の活性化や研究推進体制の強化などを支える人材を、URA (University Research Administrator) として戦略的に配置している。国際部においては、「グローバル科目群」を設定し、初年次に異文化理解、海外留学準備を行い、在学中に海外留学、帰国後もイマージョン教育により、更に能力を伸長させることを想定した科目群を展開している。社会連携部では、2016年にイノベーション創生センターを設置し、人文科学・社会科学・自然科学の各分野の多様な対話・交流を促進し、事業化に向けた共同研究に加え、異分野融合による人材育成とベンチャー支援活動を促進している。

成果が上がっている事項については、今後とも積極的に取り組んでいく。

#### 【3】問題点

既存の教学組織の適切性については、従来、自己点検・評価委員会において一定の検証を行ってきた。しかしながら、将来的な発展に向けたあり方については、前述の将来構想計画委員会において一定の議論を行ったものの、全学的な観点から恒常的に検討する場があるわけではない。教育研究組織が時代のニーズに対応して柔軟に変化を遂げる可能性を担保するためにも、一案として、そのような委員会を常設することを大学執行部において検討する予定である。

#### 【4】全体のまとめ

本学では、理念・目的の実現に向けて、また学問動向や社会的情勢を踏まえて、現在に至るまで時々の拡充を図りつつ、13 学部 13 研究科 3 専門職大学院を設置している。加えて、学部・研究科と関連する研究の実践のため、学則上の附置機関である 5 研究所・機構をはじめ、各種のセンター等を設置している。更に、国際化の推進のため留学生別科を設置しているほか、本学独自の組織として 4 部を設けている。

これらの教育研究組織の適切性については、全学で定期的に行う自己点検・評価活動での検証に加えて、2016 年 11 月に将来構想計画委員会を設置するなどにより、随時、点検・評価とそれに基づく改善・向上を図っている。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

#### 4 教育課程・学習成果

#### 【1】現状説明

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位 にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

# 1 大学全体

本学では、大学全体の「学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」を、学士課程、博 士課程前期課程、博士課程後期課程、専門職学位課程の課程ごとに定めるとともに、各学 部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「教育研究上の目的」 または「研究科の目的」、「専攻の目的」(4-1,4-2,4-3,4-4,4-5)に応じて、より具体的な 内容を盛り込んだ「学位授与の方針」を学位毎に定めている。全学及び各学部・研究科の 「学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」ととも に、大学 HP においてその全体を掲載するだけでなく、各学部・研究科の HP などでもそれ ぞれの三つの方針を掲載し、広く公表している(2-5,2-24)。本学の「学位授与の方針」は、 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」という学力の三要 素に沿って構成されているが、同時に、本学の理念である「学の実化」との連関も意識し て設定されている。例えば、「知識・技能」に関して、各課程とも単にそれらの修得だけ を目指しているのではなく、それらを「総合的に活用する」力を求めているのは、「学理 と実際との調和」という考えを背景としている。「思考力・判断力・表現力等の能力」に 関して「グローバルな視野に立って自ら考える」ことを求めているのも、「学の実化」の 一環として「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」を謳っていることを反映してい る。また、本学の「長期ビジョン」(1-12,1-18)において「考動力」が中核的な概念の一 つとなっていることもあり、自ら思考し、行動することができるという意味合いで「考動 力」というタームを用いていることも特徴的である。

ここで、三つの方針の設定をめぐる本学のこれまでの経緯についても付言しておく。 三つの方針に関しては、当初、各学部・研究科がそれぞれの教授会などの議を経て設定し たものを、2010年9月開催の学部長・研究科長会議にて了承した。2014年には、それに加 えて大学全体の三つの方針も含んだ「関西大学の教育方針」を教育推進部で策定し、学部 長・研究科長会議の議を経て、公表した。

その後、2016年3月31日に中央教育審議会より三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン(4-6)が示されたことも受けて、同年10月から、基準2「内部質保証」の「③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」に記載した考え方と手続に基づいて、大学執行部及び内部質保証推進プロジェクトにて三つの方針の全面的な見直しに着手し、教育推進部及び学部長・研究科長会議の議を経て、2017年4月から改定された三つの方針を大学全体及び各学部・研究科のHPなどで公表するに至った。

従来の「学位授与の方針」では、学部・研究科によっては学位授与にふさわしい学習成果が必ずしも明記されていないケースや、別種の学位を授与しているにもかかわらず、 学位ごとに方針を設定していないケースもあったが、それらは今回の見直しによって解消された。 各学部・研究科の学位授与の方針を含む三つの方針は毎年、執行部などで改定の必要性の有無を検討し、教授会や研究科委員会などにおいて審議し、決定している。その後、各学部・研究科の方針は教育推進委員会に報告し、全学的に内容の確認を行っている。大学全体の学位授与の方針についても、学部・研究科の方針を見直す際に、大学執行部が教育推進部と連携して改定の必要性の有無を検討し、教育推進委員会及び学部長・研究科長会議で審議することになっている。

#### 2 各学位課程における設定状況

各学部・研究科における「学位授与の方針」についても、大学全体の「学位授与の方針」に準じて、項目を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力(以下、「思考力・判断力・表現力」という)」、「主体的な態度」に分け、それぞれの学位プログラムの特性に応じて、学位授与に当たって求められる学習成果をより具体的に記載している。以下、課程ごとの「学位授与の方針」の設定状況について、いくつかの学部・研究科の具体例を挙げつつ説明する。

#### (1) 学士課程の事例

文学部では、教育研究上の目的を「人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成」とし、これを踏まえて、学位授与の方針を適切に定めている。具体的には以下のとおりである。

・教育研究上の目的を踏まえ、方針の1 (知識・技能)において「人文学の幅広い理解に基づき、専門分野の知識を体系的に述べることができる」、方針の2 (思考力・判断力・表現力)において「自ら課題を発見し、人文学の知見と方法に照らして多角的に探求し、思考の過程を的確に表現することができる」、方針の3 (主体的な態度)において「社会や文化の多様性を把握し、他者とのコミュニケーションのなかで自己を自律的に確立していくことができる」といった学習成果を明示している。

化学生命工学部では、教育研究上の目的を「『もの』と『いのち』の共生を図る科学技術の開発と創成をめざし、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力をもつ人材の育成」とし、これを踏まえて、学位授与の方針を適切に定めている。具体的には以下のとおりである。

・教育研究上の目的を踏まえ、方針の1 (知識・技能)において「幅広い教養、基礎的な外国語運用能力、専門分野の基礎知識・応用能力及び運用能力を修得し、それらを総合的に活用することができる」、方針の2 (思考力・判断力・表現力)において「グローバルな視点から『考動力』を発揮して社会に貢献することができる」、方針の3 (主体的な態度)において「自らの学びを継続的に発展させる意思を持ち、直面する課題に主体的に取り組むことができる」といった学習成果を明示している。

# (2) 博士課程の事例

東アジア文化研究科では、教育研究上の目的を「東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的教育研究を行い、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成すること」とし、これを踏まえて、学位授与の方針を適切に定めている。具体的には以下のとおりである。

#### 博士課程前期課程

- ・「総合的・学際的教育研究」を行うことに関連して、方針の1 (知識・技能)で「東アジア文化に関する高度で専門的な知識を有する」こと、及び方針の2 (思考力・判断力・表現力)で「東アジア文化に関する総合的・学際的視野」を持つことという学習成果を明示している。
- ・学生に「専門的学識と高度な研究能力」を付与することに関連して、方針の2 (思考力・判断力・表現力)で「自ら設定した課題を考察し解決する」能力を備えていること、及び方針の3 (主体的な態度)で、「東アジア文化に関する深い理解と高度で専門的な知を的確に伝え発信する」態度という学習成果を明示している。

#### 博士課程後期課程

- ・「総合的・学際的教育研究」を行うことに関連して、方針の1 (知識・技能)で「東アジア文化に関する高度で専門的な知識を有し、新たな知を創造する能力」を有すること、及び方針の2 (思考力・判断力・表現力)で「東アジア文化に関する総合的・学際的視野」を持つことという学習成果を明示している。
- ・学生に「専門的学識と高度な研究能力」を付与することに関連して、方針の2(思考力・判断力・表現力)で「自ら設定した課題を展開し、高い学術的価値を有する成果に結実させる」能力を備えていること、及び方針の3(主体的な態度)で「東アジア文化に関する深い理解と洞察に基づき、高い水準と独創性を備えた知的発信」を行う態度を有することという学習成果を明示している。

理工学研究科では、教育研究上の目的を「理工系の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成すること」とし、これを踏まえて、学位授与の方針を適切に定めている。具体的には以下のとおりである。

# 博士課程前期課程

- ・「総合的・学際的な教育研究」を行うことに関連して、方針の1 (知識・技能)で「高度な知識と技能を修得した上で、自らの論理的思考・演繹力や価値の創造力をもって、それらを総合的に活用することができる」、方針の2 (思考力・判断力・表現力)で「グローバルな学術情報の収集に欠かせない英語能力を有し、国際的な視野に立って自ら考え、発信することができる」といった学習成果を明示している。
- ・「高度専門職業人養成という社会的要請に応える」ことに関連して、方針の2 (思考力・判断力・表現力)で「高度な『考動力』を発揮し社会に貢献することができる」、方針の3 (主体的な態度)で「未解決の課題に主体的に取り組むことができる」といった学習成果を明示している。

#### 博士課程後期課程

・「総合的・学際的な教育研究」を行うことに関連して、方針の1で「卓越した知識と 技能を修得した上で、自らの論理的思考・演繹力や価値の創造力をもって、それら を総合的に活用することができる」、方針の2で「グローバルな情報収集と発信能力 に欠かせない十分な英語向上能力と活用能力を有し、国際的な視野に立って思考 し、研究した成果を国内外に発信することができる」といった学習成果を明示している。

・「高度専門職業人養成という社会的要請に応える」ことに関連して、方針の3で「卓越した『考動力』と『指導力』を発揮して社会に貢献することができる」、方針の4で「未解決の課題を自ら提起し、その解決に向けて取り組むことができる」といった学習成果を明示している。

#### (3) 専門職学位課程の事例

心理学研究科心理臨床学専攻では、専攻の目的を「学理と実務の両面からの卓越した 専門教育により、心の問題への心理学的支援に必要となる心理アセスメント、心理療法、 地域援助等の臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成すること」とし、これを踏 まえて、学位授与の方針を適切に定めている。具体的には以下のとおりである。

- ・「心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能」を身につけさせるという目的に関連して、方針の1 (知識・技能)で「心理アセスメント、心理療法、地域援助等の実践的な専門技能」を修得した上で、「高度な知識的・技術的水準をもった専門的な心的援助ができる」といった学習成果を明示している。
- ・「学理と実務の両面からの卓越した専門教育」の実施に関連して、方針の2(思考力・判断力・表現力)で「心の専門家としての倫理観や人格を身に付けること」、及び方針の3(主体的な態度)で「『学校・教育』『医療・福祉』『産業・キャリア』のいずれかの領域で専門性を遺憾なく発揮し、社会的にも深く貢献することができる」といった学習成果を明示している。
- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2: 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

#### 1 大学全体

本学では、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に関しても、大学全体の方針を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においても、それを踏まえつつ、それぞれの「学位授与の方針」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「教育課程編成・実施の方針」を学位毎に定め、HPなどで広く公表している(2-5,2-24)。三つの方針の設定、見直しをめぐる経緯、見直しのプロセスは、本基準①に記述したとおりである。本学の「教育課程編成・実施の方針」では、「学位授与の方針」に掲げる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」を修得するのに必要な教育課程をどのように体系的に編成しているのかを記述することで、「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」のつながりを明確化している。具体的には、「知識・技能」の修得に関しては、学士課程の1「教育内容」の(1)ア及び(2)ア、博士課程前期課程・博士課程後期課程及び専門職学位課程の1「教育内容」の(1)でそれぞれ明記している。「思考力・判断力・表現力等の能力」の獲得に関しては、学士課程の1「教育内容」の(1) イ、

ウ、及び(2)イ、ウ、前期課程・後期課程及び専門職学位課程の1「教育内容」の(2)が密接に関係する。「主体的な態度」の醸成に関しては、学士課程の1「教育内容」の(1)イ、及び(2)ウ、前期課程・後期課程及び専門職学位課程の1「教育内容」の(2)及び(3)によって担保している。

また、この「教育課程編成・実施の方針」では、記載する内容を「教育内容」と「学習成果の評価」に大別し、学士課程については「教育内容」を更に「教養教育」及び「専門教育」に区分することで、各学位プログラムの教育課程における授業科目区分とその位置づけがより明確になるようにした。

更に、「学習成果の評価」(各学部・研究科においては「教育評価」)の項目を設けることで、教育課程で学習した内容の評価の仕方についての記述を課程ごとに盛り込み、全学的な観点から、「学位授与の方針」で求めている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」をどのように評価するのかを記載している(学習成果の評価方法については、本基準⑥で詳述する)。

# 2 各学位課程における設定状況

各学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」についても、大学全体の方針に準じて、項目を「教育内容」、「教育評価」に分けて、それぞれの学位プログラムの特性に応じて、「教育課程編成・実施の方針」とその狙いをより具体的に記載している。以下、課程ごとの「教育課程編成・実施の方針」の設定状況について、いくつかの学部・研究科の具体例を挙げつつ説明する。

#### (1) 学士課程の事例

文学部の教育課程編成・実施の方針(1教育内容)では、学位授与の方針に掲げる学習成果を修得させるに当たって、次のような連関性を確保している。

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「現代の知的営みの一環である人文学の幅広い理解」を身につけさせるため、「教養教育の側面からより幅広く、専門教育の側面からより人文学に即した形で科目を配置する」旨を方針「(1)教養教育ア」及び「(2)専門教育ウ」に定めている。
- ・学位授与の方針の2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「自ら課題を発見し、人 文学の知見と方法に照らして多角的に探求し、思考の過程を的確に表現する」能力 を育成するため、「教養教育、専門教育を通じて段階的に、講義、演習、実習等の 授業形態を適切に組み合わせた科目を配置する」旨を方針「(1)教養教育ウ」及び 「(2)専門教育ア、イ」に定めている。
- ・学位授与の方針の3 (主体的な態度) に掲げる「社会や文化の多様性を把握し、他者とのコミュニケーションのなかで自己を自律的に確立していく」態度を培うため、「異文化コミュニケーション、他者とのコミュニケーションを重視するという観点から、主として多様な外国語科目を配置する」旨を方針「(1)教養教育イ」及び「(2)専門教育工」に定めている。
- ・学位授与の方針の1から3のすべてに関して、より教育効果を高めるために、「専門教育において、少人数教育による体験学習的要素を適切に取り入れる」旨を方針「(2)専門教育オ」に定めている。

化学生命工学部の教育課程編成・実施の方針(1教育内容)では、学位授与の方針に

掲げる学習成果を修得させるに当たって、次のような連関性を確保している。

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「幅広い教養」、「基礎的な外国語運用 能力」を身につけさせるため、方針「(1)教養教育ア、ウ」を定めている。
- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「専門分野の基礎知識・応用能力及び 運用能力」を身につけさせるため、方針「(1)教養教育イ」及び「(2)専門教育ア、 イ、ウ」を定め、とりわけ段階的な知識・技能の修得に配慮している。
- ・学位授与の方針の2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「グローバルな視点から 『考動力』を発揮して社会に貢献する」能力を育成するため、方針「(1)教養教育 ウ」で「習熟度編成による英語教育の実施」、方針「(2)専門教育イ、ウ」で「初年 次における『考動力』の基礎を育成する導入・入門科目の配置」、「上位年次におけ る少人数の専門教育を通じた『考動力』の更なる伸長」を掲げている。
- ・学位授与の方針の3 (主体的な態度) に掲げる「自らの学びを継続的に発展させる 意思」、及び「直面する課題に主体的に取り組む」態度を培うため、とりわけ方針 「(2)専門教育ウ」で、「上位年次における少人数の専門教育を通じた『考動力』の 更なる伸長」を掲げている。

#### (2) 博士課程の事例

東アジア文化研究科の教育課程編成・実施の方針(1教育内容)では、学位授与の方針に掲げる学習成果を修得させるに当たって、次のような連関性を確保している。

#### 博士課程前期課程

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「高度で専門的な知識」を身につけさせるため、方針(1)で「体系的に科目を配置する」ことを定めている。
- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「高度で専門的な知識」を身につけさせ、2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「自ら設定した課題を考察し解決することができる」能力を育成するため、方針(2)で「指導教員から個別に研究指導を受けられる」演習科目を配置すると定めている。
- ・学位授与の方針の2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「総合的・学際的視野」を持たせ、3 (主体的な態度) に掲げる「深い理解と高度で専門的な知を的確に伝え発信する」態度を培うため、方針(3)で「現代の東アジア文化研究全体のなかで自己の研究課題を位置づけるために、多様な共通科目群を設置する」と定めている。
- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「人類の知的営みに貢献すること」、3 (主体的な態度) に掲げる「深い理解と高度で専門的な知を的確に伝え発信する」態度、「知識基盤社会を支えることに寄与しようとする態度」を培うため、方針(4)で「学術成果のグローバルな発信力を養成するための科目群を設置する」と定めている。

#### 博士課程後期課程

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「高度で専門的な知識」を身につけさせるため、方針(1)で「体系的に科目を配置する」と定めている。
- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「高度で専門的な知識」を身につけさせ、それに基づく「新たな知を創造する能力」を育成するとともに、2 (思考力・

判断力・表現力)に掲げる「高い学術的価値を有する成果に結実させることができる」能力を育成するため、方針(2)で「指導教員からの個別に入念な研究指導を受けられる」演習科目を配置すると定めている。

- ・学位授与の方針の2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「総合的・学際的視野」を持たせ、3 (主体的な態度) に掲げる「深い理解と洞察に基づき、高い水準と独創性を備えた知的発信を行う」態度を培うため、方針(3)で「現代の東アジア文化研究全般を俯瞰し、その担い手として自己の研究課題を開拓し意義づける姿勢を養成するために、多様な共通科目群を設置する」と定めている。
- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「新たな知を創造する能力」を育成し、3 (主体的な態度) に掲げる「高い水準と独創性を備えた知的発信を行う態度」、「専門家として知識基盤社会を先導する自覚」を培うため、方針(4)で「学術成果の高度でグローバルな発信力を養成するための科目群を設置する」と定めている。

理工学研究科の教育課程編成・実施の方針(1教育内容)では、学位授与の方針に掲 げる学習成果を修得させるに当たって、次のような連関性を確保している。

# 博士課程前期課程

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「高度な知識と技能」を身につけさせ、2(2)(思考力・判断力・表現力)に掲げる「問題解決のための高度な『考動力』」を育成するため、方針(1)で体系的な専門科目群、方針(2)で個別研究指導を行うゼミナールについて定めている。
- ・学位授与の方針の2(1)(思考力・判断力・表現力)に掲げる「グローバルな学術情報の収集に欠かせない英語能力を有し、国際的な視野に立って考え、発信することができる」能力を育成するため、方針(3)で「グローバルで幅広い研究活動」を奨励すべく、「派遣型実習教育科目を配置する」と定めている。
- ・学位授与の方針の3 (主体的な態度) に掲げる「自らの学びに責任を持ち、問題発見力と解決力をもって、未解決の課題に主体的に取り組むことができる」態度を培うため、方針(2)でゼミナールについて定めるほか、方針(4)で「倫理観や安全重視の思想を育む機会を提供する」と定めている。

# 博士課程後期課程

- ・学位授与の方針の1に掲げる「卓越した知識と技能」を身につけさせるため、方針 (1)で「指導教員の指導の下、先端的な研究を遂行する」、方針(2)で「ゼミナールを 開講する」と定めている。
- ・学位授与の方針の2に掲げる「国際的な視野に立って思考し、研究した成果を国内外に発信する」能力、方針の3に掲げる「『考動力』と『指導力』を発揮して社会に貢献する」能力を育成するため、方針(3)で「研究成果の公表に関する指導」を行うと定めている。

# (3) 専門職学位課程の事例

心理学研究科心理臨床学専攻の教育課程編成・実施の方針(1教育内容)では、学位 授与の方針に掲げる学習成果を修得させるに当たって、次のような連関性を確保している。

- ・学位授与の方針の1 (知識・技能) に掲げる「心理アセスメント、心理療法、地域援助等の実践的な専門技能」を身につけさせるため、方針(1)で「講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、臨床心理学に関する高度な知識・技能を学理と実務の両面から効率的に修得する」と定めている。
- ・学位授与の方針の2 (思考力・判断力・表現力) に掲げる「心の専門家としての倫理観や人格」を養うため、方針(2)で「心の専門家としての自己成長や職業倫理を育む科目」を配置すると定めている。
- ・学位授与の方針の3 (主体的な態度) に掲げる「『学校・教育』『医療・福祉』『産業・キャリア』のいずれかの領域で専門性を遺憾なく発揮し、社会的にも深く貢献することができる」態度を培うため、方針(3)で「2年次からは、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各コースに分属し、少人数の演習によるきめ細かい臨床指導や学外実習施設における臨床実習科目等により必要な知識・技能」を修得する旨を定めている。
- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1: 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実

施

- 1 (学士課程) 方針と教育課程の整合性、授業科目の内容・方法
- (1) 方針と教育課程の整合性

本学では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」で、学士課程については「共通教養科目、専門科目及びその他必要な科目を体系的に教育課程として編成する」と定めている。

教育課程については、「学則」(1-3)第13条の2に基づき、各学部(外国語学部、総合情報学部及び社会安全学部を除く)では、授業科目を共通教養科目、外国語科目及び専門科目に分けて開設している。なお、外国語学部では、共通教養科目、基礎科目、教養外国語科目、専門外国語科目及び専門科目を、総合情報学部では導入科目、基礎科目、共通教養科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目及び教職・その他の科目を、社会安全学部では基礎科目群、専門科目群、統合科目群及び自由科目群をそれぞれ開設している。

共通教養科目は、教育推進部に共通教養教育推進委員会を設置し、全学的な観点からの運営を行っている(4-7)。具体的には、導入教育やキャリア教育、学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目、自校教育などからなる六つの科目群(基盤科目群、自己形成科目群、グローバル科目群、実践科目群、大学・学部連携科目群、関西大学科目群)により構成している(4-8)。また、外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語を開講し、外国語学部を担い手として(4-9)、共通教養教育推進委員会が運営に当たっている。専門科目は、各学部の責任で設置・運営を行っている。

これらの授業科目の編成方針は、まず大学全体の「教育課程編成・実施の方針」の

「1 教育内容」で、「教養教育」と「専門教育」に大別して定めている。教養教育については、方針1(1)ア「社会で活躍するために必要な幅広い教養と柔軟な思考を培うことを目指す」ために「自己形成科目群」、「実践科目群」、「大学・学部連携科目群」、「関西大学科目群」を、方針1(1)イ「身近な事柄に学問知を発見し、大学の学問知への興味を醸成するとともに、学問の進め方を体得できることに重点を置いたプログラム」として「基盤科目群」を配置している。また、方針1(1)ウ「異文化を理解し、異なる意見を持つ人々の立場に立って考えることができる能力、及び外国語によるコミュニケーション力を育成する」ための授業科目として、「グローバル科目群」及び外国語科目を設置している。

専門教育については、方針 1 (2) ア「講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、専門的知識・技能を効率的に修得させることを目指す」ために、各学部に専門科目を設置している。方針 1 (2) イ「初年次においては、学問分野に応じた『考動力』の基礎を育成するために、様々な学習履歴を持った学生に学びの転換を促す導入・入門科目」を準備し、方針 1 (2) ウ「上位年次においては、学生一人ひとりの学問研究を促進するために演習科目等の少人数教育を中心とした学問の本質に接する場を提供し、『考動力』の獲得に重点を置いた教育を実践する」ために演習科目などを適切に開設している。

各学部では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を踏まえたそれぞれの「教育課程編成・実施の方針」で、「1 教育内容」を「教養教育」と「専門教育」に分けて記載することで各学位プログラムにとってのそれぞれの位置づけを明確化しているほか、多くの学部で特に初年次導入科目をどのような方針で設定するかについても記述している。

文学部を例に具体的に説明すると、教育課程編成・実施の方針「1 教育内容」の「(1)教養教育ア」を踏まえて共通教養科目(選択必修)の自己形成科目群及びグローバル科目群を、「(1)教養教育イ」を踏まえて外国語科目(必修)を、「(1)教養教育ウ」を踏まえて共通教養科目(選択必修)の基盤科目群、実践科目群などを配置している。また、「(2)専門教育ア」を踏まえて「学びの扉」、「知へのパスポート」、「知のナヴィゲーター」からなる初年次導入科目(選択必修)を、「(2)専門教育イ」を踏まえて各専修が提供する専修固有科目(必修)を、「(2)専門教育ウ」を踏まえて総合人文学科目(選択)、専修関連科目(選択)を、「(2)専門教育エ」を踏まえて総合人文学科目(選択)における外国語科目(「外国語演習」など)を配置し、「(2)専門教育オ」として少人数教育の環境を活かした体験学習的要素を取り入れる(4-10)。

また、化学生命工学部では、教育課程編成・実施の方針「1 教育内容」の「(1)教養教育ア」を踏まえて基盤科目群、自己形成科目群などの共通教養科目(選択必修)を、「(1)教養教育イ」を踏まえて自己形成科目群の中で数学・物理・化学を扱う科目を「指定科目」(必修)として定め、「(1)教養教育ウ」を踏まえて外国語科目(必修)を配置している。また、「(2)専門教育ア」を踏まえて講義科目、演習科目、実験科目などを配置した教育課程を編成し、「(2)専門教育イ」を踏まえて「フレッシュマンゼミナール」を、「(2)専門教育ウ」を踏まえて「有機化学 I」、「生化学 I」などの講義と演習を一体化した科目や、「特別研究 1」などの演習・実習を一体化した科目を配置している(4-11)。

以上の学部を含め全学部で、後述のカリキュラムマップ(4-12)、カリキュラムツリー(4-13)の作成・見直しを通じて、授業科目の配置の適切性を確認している。

また、教養教育と専門教育の適切な配置については、各学部において、共通教養科目 (人間健康学部、総合情報学部及び社会安全学部を除く)は、「学則」第15条により、20単位以上(ただし、社会学部は16単位以上、政策創造学部は10単位以上、外国語学部は12単位以上)を修得することになっている。

更に、外国語科目に関しては、各学部(外国語学部及び総合情報学部を除く)は「学則」第16条により、16単位以上(ただし、総合情報学部は14単位以上、社会学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部は12単位以上、人間健康学部は8単位以上)、総合情報学部は外国語科目を主選択と副選択とに分け、主選択12単位及び副選択4単位を修得することになっている。

このように、各学部はそれぞれの教育課程編成・実施の方針に従って、共通教養科目、 外国語科目、専門科目などの修得すべき単位数を定めることで、教養教育と専門教育のバ ランスに配慮している。

#### (2) 授業科目の内容・方法

#### ア 共通教養科目

共通教養科目は前述のとおり、六つの科目群から構成されている(4-14, 4-15)。そのうち、「自己形成科目群」では、「人間を知る」「社会を知る」「自然と向き合う」の三つの領域で科目提供を行い、さまざまな学問分野への知的関心を刺激すると同時に、大学入学時まで学ぶ機会が十分でなかった学問分野に関するリメディアル教育の側面も持たせている。また、この科目群の中に設けている「共通教養ゼミ」は、広い視野と高い学習意欲をもって専門課程の学問分野を学ぶことができるよう学びの基礎的素養を身につける科目である。主に1、2年次生を対象にしているが、上位年次生の受講も可能にしている。更に同科目群の中に、2年間の期限付きで「チャレンジ科目」を設け、タイムリーな話題をテーマとした授業を提供している。

グローバル人材育成に呼応する目的で2016年度から設置した「グローバル科目群」は、七つの分類(国際教養科目、グローバル・フロンティア科目、留学準備スキルアップ科目、国際協力サービスラーニング科目、海外研修、語学実習、日本語スキルアップ科目)により構成されている。特に、「グローバル・フロンティア科目」及び「留学準備スキルアップ科目(旧 KUGF プログラム)」では、英語で学ぶ科目や英語スキルアップ科目を開講し、学生の関心やニーズに応えて、ここ数年で開講科目数をほぼ倍増させている。これらの英語開講科目は、留学準備や留学後の英語スキルの維持・向上にも資する科目として位置づけられ、単位認定を伴う交換派遣留学、認定留学、海外語学セミナーと併せ、留学前、留学中、留学後の学習活動を一つの線として結びつける試みとして実践されており(4-16)、今後ますます多様化が求められるグローバル社会における人材育成や学生のキャリア形成にも大きく寄与するものとなっている。また、「国際協力サービスラーニング科目」としては、国際協力についての理論を学習する「講義科目」と、タイやフィリピンでボランティア活動を行う「実習科目」を設置しており、理論と実践が連関した国際貢献型体験学習を実施している。

「大学・学部連携科目群」には、「大学連携科目」、「学部連携科目」を設置し、それぞれ大学コンソーシアム大阪プログラム、学部オープン科目では、学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目を提供している。

「関西大学科目群」では「関西大学を知る」と「大学生活の充実」の 2 領域を設置し、本学のコミュニティに属する学生としてのアイデンティティーを形成することを促す科目や本学で学生生活を送る上で身につけておくべき知識(薬物などのリスクを含む)や素養を学ぶ科目を提供している。これらの 2 科目群は学生自らが現在の立ち位置を確認し、大学で学ぶ意味を客観的に捉えるよう意図されており、学ぶことへの真の動機付けを担う科目群である。

「実践科目群」では、キャリアデザインの形成を支援する科目と、体育実技や保健に関する科目を設置している。なお、「基盤科目群」の説明は後述(イ 初年次教育、高大接続への配慮)する。

このように共通教養科目は、4年間の在学期間を通じて各学部の専門教育を補完しながら分野横断的に学びを発展させる機会を広く提供している。

#### イ 初年次教育、高大接続への配慮

本学では、SF・AO 入試、指定校制推薦入学など、早期に合格発表を行う入試で入学予定の学生に対して、学習の継続性や学習意欲の維持、基礎学力の向上などを目的として入学前教育指導を実施している。入学前教育の内容については、各学部が内容を決定・実施しているが、全学的に提供する学習コンテンツについては、教育推進部で内容を検討・決定し、e-Learning 教材を提供している(4-17)。

また、入学後には、共通教養科目内に「基盤科目群」を配置し、大学教育の入口において高校生から大学生への移行を支援する導入教育を行っている。特に、1年次生を主な対象とする演習・実践型の科目「スタディスキルゼミ」では、大学での学びに必要なスキル(ノートテーキング・レポート作成・ディスカッション・プレゼンテーション・ディベートなど)の習得を目的として各科目でテーマを定めて開講している。また、コミュニケーション力を涵養する「交渉学入門」、交渉学の実践の情報精査・整理の態度を身につける「クリティカル・シンキング」といったテーマを2014年度から新たに設定し、基礎的なスキルだけでなく、応用するスキルの養成も行っている。

各学部においても「基礎演習」、「導入演習」、「導入ゼミ」などの名称で、各学部の専門領域へのスムーズな導入を図る科目を演習形式で開設するとともに、各種の入門的な講義科目を通じて専門教育の基礎となる知識を修得させることで、次年度以降のより専門的な内容へとつなげている。

今後、教育推進部では、特に学士課程教育や共通教養の初年次教育に力を入れて、改革を進めていく。共通教養推進委員会では、2018年度から共通教養科目に「関西大学 考動力コンピテンシー」の育成と共同体で学ぶ姿勢の育成が期待できるプロジェクト型学習を組織的に導入することを決定した。まずは25クラス600名程度の学生を対象に展開する予定である。

#### ウ 外国語科目

外国語科目のうち、英語については、2015年度から、言語運用能力を構成する4技能 (Listening、Speaking、Reading、Writing) をバランスよく伸ばすことを目的として、グローバル社会に対応する英語力を育成する「技能統合型カリキュラム」を導入した。「英語  $\Pi$  a・b」「英語  $\Pi$  a・b」はその基礎を学ぶクラス、「英語  $\Pi$  a・b」「英語  $\Pi$  a・b」は Advanced クラスとして設定されている(4-18)。また、学習の道順を示す「英語学習マッ

プ(4-19)」を用意し、効果的な学習方法を学生に提示している。

一方、英語以外の外国語については、各外国語とも共通の教科書を用いて担当教員間の連携を図り、きめ細かく指導するとともに、一部では日本人教員とネイティブ・スピーカーがペアを組んで学生を指導する「ピアアシスト・ラーニング制」を採用している(4-20)。

#### 工 専門科目

各学部が提供する専門科目は膨大な数に上るので、ここではいくつかの学部の例を挙げて、その内容を概観するにとどめる(4-21, 4-22)。

文学部の専門科目は、主として、①1年次に修得すべき科目で、各専修の内容を紹介する講義科目「学びの扉」、演習科目「知へのパスポート」、及び全ての専修に共通のスキルを学ぶ演習科目「知のナヴィゲーター」などからなる「初年次導入科目」(選択必修)、②総合人文学全般あるいは複数の専門領域を横断する幅広い内容の科目である「総合人文学科目」(選択)、③2年次以降の所属専修で修得すべき科目として、「専修ゼミ」「専修研究」及び「卒業論文」などの「専修固有科目」(必修)、各専修に関係の深い内容の科目から成る「専修関連科目」(選択)、そして④教員免許などの資格取得のために必要な科目から成る「資格関連科目等」(自由)に区分されている。

化学生命工学部では、専門的知識と技術を有機的に修得できるよう、演習や実験と講義が密接に関連した形で学べる講義体系を整備している。更に、多様化する学生のニーズに応えるため、専門分野をじっくり探究できるコース制を導入し、それに応じた専門科目を必修科目と選択必修科目、選択科目に分類して置いている。具体的には、理工学を学ぶ上で基礎となる数学、物理学、化学や生物学に関する入門的、概論的科目を下位年次に配置し、上位年次ほど専門性の高い科目、加えて、実験・実習・演習科目を多数配置している。4年次の必修科目「特別研究」では、全員が研究室に配属され、さまざまな形態の研究活動に従事している。

社会安全学部では、授業科目を大きく「基礎科目群」、「専門科目群」、「統合科目群」、「自由科目群」、「外国人留学生科目」に区分している。このうち専門科目群は、共通専門科目、社会災害マネジメント科目、自然災害マネジメント科目に細分化されており、社会災害または自然災害どちらかに特化した専門科目群での学びができるようになっている。これによって、安全に関わる幅広い領域について学び、防災・減災、事故防止、危機管理に関する最新の体系的な専門知識が身につくように配慮を行っている。

# 2 (博士課程・専門職学位課程) 方針と教育課程の整合性、授業科目の内容・方法 (1) 方針と教育課程の整合性

本学では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」で、博士課程前期課程、博士課程後期課程、専門職学位課程について、教育内容と評価方法について掲げている。

まず、いずれの課程においても、方針 1(1) 「講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、知識・技能を効率的に修得させることを目指す」を踏まえて、それぞれの課程に応じた授業科目を適切に開設している。

前期課程及び後期課程では、方針1(2)「指導教員の下、演習科目等において、学生一人ひとりが指導教員から入念な指導を受け、研究能力を獲得することができる体制を整え

る」を踏まえて少人数の演習科目などを設置するとともに、方針 1 (3)「研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する」を踏まえて、研究倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されている研究倫理 e ラーニングコース [el CoRE] (4-23)の受講を義務づけている。

専門職学位課程では、方針 1 (2) 「授業科目等において、高度な理論に基づく実践力を獲得することができる体制を整える」を踏まえて、各種資格取得支援講座の開設などを行っている。また、方針 1 (3) 「高度専門職業人として求められる倫理観を育む機会を提供する」を踏まえて、前述の研究倫理 e ラーニングコースの受講を義務づけている(法務研究科を除く)。

各研究科では、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえて、方針に整合する教育課程の編成、授業科目の配置を行っている。

東アジア文化研究科を例に具体的に説明すると、教育課程編成・実施の方針 1 (1) を踏まえて演習科目、講義科目(領域選択科目、共通科目)などを配置した教育課程を編成し、方針 1 (2) を踏まえて演習科目(必修)を、方針 1 (3) を踏まえて共通科目(選択)を、方針 1 (4) を踏まえて共通科目 B 群に各語種の「アカデミック外国語」を配置している (4-24)。

また、理工学研究科(前期課程)では、教育課程編成・実施の方針1(1)を踏まえて研究科内共通科目(A群)、専攻内共通科目演習科目(B群)、各分野の定める専門科目(C群)に講義科目、演習科目などを配置した教育課程を編成し、方針1(2)を踏まえて実習科目としてC群の分野ごとに「数学ゼミナール」などのゼミナール(必修)を、方針1(3)を踏まえて「海外実習」などを、方針1(4)を踏まえて研究科内共通科目として「工学倫理特論」、「安全学総論」などを配置している(4-25)。

更に、心理学研究科心理臨床学専攻では、教育課程編成・実施の方針 1 (1)を踏まえて基本科目群(必修)、発展科目群(必修及び選択)、応用科目群(選択必修及び選択)に講義、演習、実習などを組み合わせた科目を体系的に配置し、方針1(2)を踏まえて前述の研究倫理 e ラーニングコースの受講に加えて「臨床心理学原論2」などの授業科目を、方針(3)を踏まえて応用科目群の各科目を配置している(4-26)。

以上の研究科を含めて全研究科で、後述のカリキュラムマップ(4-27)、カリキュラム ツリー(4-28)の作成・見直しを通じて、授業科目の配置の適切性を確認している。

#### (2) 授業科目の内容・方法

ここでは、各研究科の専門科目の内容について、いくつかの研究科の事例を挙げつつ 記述するとともに、前期課程、後期課程においてはコースワークとリサーチワークを適切 に組み合わせた教育への配慮を行い、また専門職学位課程においては理論教育と実務教育 の適切な配置を行うことにより、「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」がなされて いることについても触れる(4-26, 4-29)。

法学研究科では、前期課程に法政研究・企業法務・公共政策・国際協働コースを設置し、各4コースに応じた研究環境・指導体制の整備を行っている。開設されている各講義科目は、基本科目、関連科目、展開科目の3科目群に区分されている。また、法政研究コースについては専修科目制がとられ、入学願書提出時に指導教員が志望選択さ

れており、他の企業法務、公共政策、国際協働の3コースについては専修科目が設置されず、2年次の修士論文執筆に際して指導教員を志望選択することで、大学院生は多様な科目群から自己のニーズに応じて適当だと判断した科目を履修することができるようになっている。

東アジア文化研究科前期課程・後期課程ともに、演習科目では、東アジア文化研究の理論と方法を身につけ、修士論文ないしは博士論文を執筆するための研究発表を中心とする授業形態である。領域選択科目(A・B)群は、方法論を中心に学ぶ領域研究と、研究・調査の基礎となる資料について学ぶ資料研究に分けられる。共通科目(A・B・C)群は、東アジア文化研究における学際的視野を広げ、諸課題への理解を深め、学術的発信力を身につけるためのものである。これらにより、コースワーク中心の授業形態であるが、多くは課題発表や議論といったリサーチワークの要素を適切に組み合わせて行われている。

理工学研究科では、前期課程において研究科内共通科目としてのA群科目、専攻内共通科目としてのB群科目、更にゼミナールを含む各分野の定める専門科目としてのC群科目に区分している。大学院生は、A~C 群科目の中からそれぞれ所定の単位を修得しなければならない。カリキュラムは、学部専門教育の基礎の上に、高い専門性と同時に専門を越えた学際的教養を修得できるように設定しており、コースワークとリサーチワークは適切に組み合わされている。一方、後期課程では、ゼミナール及び派遣型実習教育科目を設定しており、ゼミナールV~™において、博士論文の研究に関する指導を行う体制となっている。すなわち、後期課程においてはリサーチワークを中心に構成されている。

心理学研究科心理臨床学専攻では、心理アセスメント、心理療法、地域援助などの臨床心理専門技能に関して、講義・演習と、技能実習・臨床実習の組み合わせにより、理論的教育と実務的教育の架橋に考慮している。そして、1年次には基本技能の習得、2年次にはその実践・応用という段階的な学びを指向し、特に将来の進路を考慮したコース制によるカリキュラム編成により、学生のキャリアデザインを支援している。具体的には、1年次秋学期には、教育系、医療系、産業系などの学外施設において各領域の実務の概要について体験的に学習する「学外施設臨床基礎実習」を必修科目として配置している。その上で、各自の志望領域に応じた技能を特に強化することを目的とし、2年次には「学校・教育コース」「医療・福祉コース」「産業・キャリアコース」の3コースに分かれて、専門知識や技能の強化を図り、キャリア支援につないでいる。

#### 3 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

共通教養科目の「実践科目群」に含まれる「キャリア教育科目」は、「自己形成科目群」で身につけた総合知や学部専門科目で身につけた専門知をキャリアデザインへと展開していく過程を支援する科目群として、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する教育の一環となっている。この科目群は具体的には、1年次から履修できる「キャリアデザイン II (働くこと)」、2年次以降に履修できる「キャリアデザイン III (仕事の世界)」、「キャリアデザイン III (私の仕事)」、及び「インターンシップ(ビジネス)」、「インターンシップ(学校)」などから構成される。

各学部・研究科の専門教育においても、直接的・間接的に学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

例えば、文学部では、教職課程、司書課程、学芸員課程をはじめとする免許・資格取得のプログラムを充実させているほか、小学校教諭一種普通免許状を取得するための課程認定を受けている初等教育学専修を擁している(4-30, 4-31)。また、政策創造学部では、政策公務職に携わることを目標としている学生に対して、政治、経済、法律を広く網羅したカリキュラムを展開する「政策公務セミナー」を実施し、2017年3月卒業生実績としては、国税専門官、国家公務員一般職、財務専門官、刑務官などの国家公務員のほか、地方公務員についても数多くの合格者を出している(4-32)。

博士課程における事例としては、例えば商学研究科前期課程高度専門職養成コースで、2015年度からデータサイエンティスト (DS) 育成プログラムを立ち上げ、複数の科目の新設などにより、高度な情報通信技術を用いて膨大なデータを解析できる人材を育成しており、一定の成果を上げている(4-33)。

また、理工学研究科の「アドバンスドインターンシップ」(4-34)、人間健康研究科の「課題解決プロジェクト型インターンシップ」(4-35)や、その他の研究科主催の客員教授の講演会(4-36)、寄附講座(4-37)などの実施も、研究者としての社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成につながっている。

なお、本学の三つの専門職学位課程は、それぞれ法曹、会計専門職業人、臨床心理専門技能を有する高度専門職業人の養成を目的としていることから、教育課程全体で学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成している。具体例については、「2 (博士課程・専門職学位課程) 方針と教育課程の整合性、授業科目の内容・方法」の(2)の記述に委ねる。

#### 4 教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮

教育課程の編成に当たっては、授業科目の体系性と履修の順次性を示すために、既に文学部、外国語学部、社会安全学部では各授業科目に科目番号を付していたが、2017 年度入学生からは全学部・研究科において、科目ナンバリングを行い、HP で公表している各要覧の巻末に明示している(2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11, 2-12, 2-13, 2-14)。また、学位授与の方針に示された学習成果と科目との関連付けを行っており、その内容はカリキュラムマップとして2017 年度中に策定する予定である。このカリキュラムマップについては授業担当者に公表することで、学位授与の方針に示された学習成果の達成状況を把握し、評価できるようにする。更に、各学部・研究科の学位授与の方針と各授業科目との対応関係を示したカリキュラムツリーについては、2018 年 5 月以降に HP で明示する予定である。

# 5 授業科目の位置づけ(必修、選択など)

各学部・研究科では、それぞれに卒業要件・修了要件を定め、「学則」第18条、「大学院学則」第13条、第15条、第16条、「法務研究科(法科大学院)学則」第7条、「会計研究科学則」第7条、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」第7条などに規定している。また、各種の『要覧』では、学部・研究科ごとに、卒業要件・修了要件を分かりやすく提示するとともに、科目ごとの必修、選択必修、必履修、選択などの別を記している(4-38, 4-39, 4-40, 4-41, 4-42, 4-43, 4-44, 4-45, 4-46, 4-47, 4-48, 4-49, 4-50, 4-51, 4-52, 4-53)。

#### 6 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度については、「大学設置基準」を踏まえて1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、「講義」、「演習」、「実習」などの授業科目の性質や、当該授業による学習成果やシラバスに明示している授業時間外学習などを考慮した単位数の計算基準などについて規定している(「学則」(1-3)第14条、「大学院学則」(1-4)第14条、「法務研究科(法科大学院)学則」(1-5)第8条、「会計研究科学則」(1-6)第8条、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」(1-7)第8条)。また、単位制度の概要を、学部は『大学要覧』に、大学院は『大学院要覧』に、専門職大学院は、それぞれ『法科大学院要覧』、『会計専門職大学院要覧』及び『臨床心理専門職大学院要覧』(以下、まとめて「各種の『要覧』」とする)に明記し、学生への周知を徹底している(4-54, 4-55, 4-56, 4-57, 4-58, 4-59, 4-60, 4-61)。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うため

の措置

評価の視点2: 研究成果の教育への還元状況※

評価の視点3: 実社会と連携した教育活動の実施状況※

1 学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

# (1) 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図るための措置としては、「大学設置基準」、「大学院設置基準」の趣旨を踏まえて、特に授業時間外の学習時間を確保するため、学士課程については2013年度から全学部で履修科目登録の上限を、資格関連科目を除いて50単位未満としている。経済学部、社会学部、社会安全学部のように、それを更に下回る単位数を上限としている学部もある。これらは、『大学要覧』に記載され、学生に周知されている(4-62, 4-63, 4-64, 4-65)。博士課程前期課程については、「大学院規則」(4-66)第5条において、1学年度に認められる履修単位は28単位以内とすると定めている。

博士課程後期課程については、研究指導上、必要な科目の履修を促している。

専門職学位課程については、法務研究科については、第1・2年次各36単位、第3年次44 単位、会計研究科は、第1・2年次各36単位、心理学研究科心理臨床学専攻は、第1・2年次 各38単位とそれぞれの学則(別表)で定めている(1-5,1-6,1-7)。

#### (2) シラバスの内容及び実施

シラバスには、全学統一のフォーマットにより、授業概要・到達目標、授業計画・授業時間外学習、成績評価の方法・基準・評価(以上は必須項目)、教科書、参考書、備考を記載している。授業担当者によるシラバス作成に際しては、「シラバス作成の手引き」(4-67)に記入例を示すとともに、シラバスが「学生と大学・授業担当者との契約的要素を有している」ことを改めて周知し、シラバスと実際の授業内容を整合させるよう求めている。作成したシラバスは、大学 HP のシラバスシステムにおいて全科目公開している(4-68)。

シラバスの記載内容のチェックは、共通教養科目については教育推進部が、外国語科目については外国語学部の学務委員会が、専門科目については各学部・研究科執行部などがそれぞれ行っている。政策創造学部のように FD 研究会においてシラバスの記載方法及びその確実な実行について議論し、共通理解を深めている学部もある。

学部の卒業時調査での「履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の 方法などを確認しましたか」との設問に対して、93.9%の学生が「(ある程度)確認した」 と回答していることから、シラバスに基づいた履修が定着していることがわかる(4-69)。 前期課程、及び専門職課程においても、2016年度学生アンケート(修了時)で、同様の設 問に対して、大多数の研究科で90%を越える学生が「(ある程度)確認した」と回答して いる(4-70)。

なお、シラバスの記載項目は全学的な観点から教育推進委員会で定めており、2018年度シラバスより、①「到達目標」を各学部・研究科の「学位授与の方針」と連関させることを推奨する、②「授業時間外学習」の記載の具体化を求める、③「成績評価の基準・評価」を「学力の三要素」に沿って記載することを推奨する、④「担任者への問合せ方法」の欄を新設し、学生がコンタクトを取りやすくする、という4点の見直しを行った(4-71)。

#### (3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学では、「Kandai Vision 150」(1-18)において、今後20年間を見据えた「教育の将来像」のなかで、「単なる知識の教授に留まることなく、(中略)主体的・協働的に学修する教育プログラムをこれまで以上に整備し、学理と実際との更なる調和を図る」ことを謳っており、その具体策の一つとして「学生が自ら学修を進めるための仕組みの構築」を掲げている。こうした全学的なポリシーと連動するかたちで、各学部・研究科レベルでも、例えば文学部、政策創造学部、外国語学部、総合情報学部、システム理工学部などは、学生の主体的学修を種々のやり方で促進することを今後10年間の政策目標の一つとして明確に掲げている。また、教育の改善を主たる研究テーマとしている教育推進部(特に教育開発支援センター (CTL))は、全学の教育開発に資するように知見や情報を提供し、学生の学習を活性化するための新しいアイディアの創出を支援している(4-72,4-73,4-74)。

全学及び各学部・研究科における実際の授業運営に際しては、「講義」「演習」「実習 (実験)」という三つの授業形態のそれぞれの特性に応じた効果的な教育を行いやすくする ために、全学的な支援体制が以下4点にわたって示すように多層的に構築されている。

第一に、各学舎には授業の質的向上を目的とした授業支援ステーションが設置されており、授業運営を支援する授業支援 SA (スチューデント・アシスタント) によって、配付資料の印刷、機器設置、出欠調査、ミニッツペーパーの配布・回収・整理、授業のビデオ撮影などの支援がなされている(4-75)。

第二に、TA(ティーチング・アシスタント)及び LA(ラーニング・アシスタント)制度も整備されている。教員は TA を活用することで、小テストで誤答が多かった項目に関する解説や、ミニッツペーパーで出た意見のまとめなどを、より詳細かつ効率的に行うことができる(4-76, 4-77, 4-78, 4-79)。グループワークや PBL を取り入れた授業科目の一部では、グループワークを促したり、課題の発見・発掘ならびにその解決に向けて受講生が主体的・能動的に学ぶことができるように、LA を配置して、学生間の学びの動機付けや学びの質を高める工夫をしている(4-80, 4-81, 4-82, 4-83)。また、TA の能力を高める研修

(4-84)などを行うとともに、TA や LA を活用した授業の報告書を年度ごとに作成し、優れた活用事例の共有を図っている(4-85, 4-86)。

第三に、Web 上の授業支援システムとして関大 LMS (Learning Management System) と CEAS という二つのシステムを授業の特性に応じて自由に使用でき、例えば授業時間外に 課題に取り組み、他者の意見を読みながら授業を振り返えることが容易に実現できるようになっている(4-87,4-88)。また、Office 365のクラウド型のグループ学習環境により(4-89,4-90)、オンライン上に学生同士の意見交換の場やピア・ラーニングの学習環境を整備している。更に、WiFi 環境の整備とモバイル PC カートの導入により、通常教室における ICT 利用も進展しているほか、BYOD の全学的導入についても検討が進められている。

第四に、千里山キャンパスの総合図書館、凜風館、IT センターの3箇所にコモンズを開設しており(4-91)、学生が授業時間外に主体的な学修をすることができる環境が整えられている。

こうした支援体制も活用しつつ、多数の「講義」において、一方向的な「知の転移」を行うのではなく、ワークシート、ミニッツペーパー、小テスト、クリッカーなどを取り入れたアクティブラーニング型の授業が展開されている。また、LAを活用するなどして講義にグループワークを取り入れ、学生の主体的な学びを促進する工夫(PBL など)を実施している教員も増加している。

少人数によるきめ細かい教育を旨とする「演習」「実習(実験)」では、どの学部・研究科でもとりわけ学生の主体的な学修を重視した教育を行っている。2017年3月卒業生(学部)対象の卒業時調査では「少人数のゼミ形式の授業」を経験した全学で97.0%の学生のうち、91.7%が「(やや)満足」と回答しており、ゼミ教育がとりわけ効果的になされていることが窺える(4-92)。その他、各学部における特徴的な取組をいくつか挙げるならば、経済学部では英語や中国語を使った現地学生との合同プレゼンテーションやディスカッションなどに取り組む「GoLD プログラム」(4-93)、商学部ではビジネスのあらゆる領域で活躍しようという学生の期待に応えるビジネス英語、ビジネス・リーダーシップ、会計、データ・サイエンスに関連する実践プログラム(4-94)、外国語学部では1年間の海外留学を必須とする「スタディ・アブロード・プログラム」(4-95)、社会安全学部では全学生に義務付けられた卒業研究発表会(4-96)などがある。

また、共通教養科目の「自己形成科目群」で提供されている科目では、学生の意欲的かつ積極的な受講を促すために、授業運営が「学生参加型」になるように可能な限り努めている。同じく共通教養科目「グローバル科目群」の英語開講科目においても、さまざまな学部・学年の学生が履修することができることからアクティブラーニング主体の授業運営を行っており、更に交換受入れ留学生も履修するため、共に課題に取り組む学習の場となり、学生にとっては単なるコミュニケーション力にとどまらず、多様な価値観の中で異文化理解の促進と問題解決能力の育成がなされている。また、これらの科目では、ICTを活用した海外大学との交流学習 COIL (Collaborative Online International Learning)の手法も取り入れており、異文化交流、共修学習の一環として、また PBL 形式の学習の場として、英語を用いた学習活動をより活性化させている。2014年度秋学期から2016年度までの合計6セメスターにわたり合計30科目において COIL 科目を開講し、延べ550名程度の学生が本教育実践による学習を経験している。2016年現在、本学との COIL 活動に関与す

る海外大学(「KU-COIL 海外ネットワーク」) は7か国11大学、アジア、北米、南米、アフリカ、中東、ヨーロッパなどの各地域に広がっている(4-97)。

更に、2015年度より、異文化コミュニケーションを実体験するマルチリンガル・イマージョン学習スペース Mi-Room (Multi-lingual Immersion Room) (4-98)を設置し、学生が課外活動の一環として、英語もしくは他の言語に触れる機会を設け、特別任用教育職員を配することで、正課授業との連動・連携も想定しながら運営しており、正課から課外へ、また課外から正課への学習サイクルの確立を目指している。

#### (4) 【学士課程】授業形態に配慮した1授業あたりの学生数、適切な履修指導の実施

まず、1授業あたりの学生数について、共通教養科目では、受講環境を適切に保持するための措置として、講義科目については1クラス300名を目安に、演習科目については1クラス24名(基盤科目群関係)から50名(実践科目群関係)を目安にそれぞれクラス策定を行うことが全学的に了解されている(4-99)。システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部では、指定科目において、入学時に行う基礎学力調査の偏差値に基づきクラス分けを行っている。

外国語科目においては、英語について、2015年度から学生の習熟度を判断するためのプレースメント(クラス分け)テストを入学前と1年次の終わりに2回実施するとともに、全学的に習熟度別クラス編成を行っている(4-100)。到達目標と講義概要を設定し、それぞれの習熟度レベルの到達目標にふさわしい統一教科書を選定するとともに習熟度ごとに成績評価(秀~不可の割合)の傾斜を設け、より適切かつ公平な学習機会の提供を可能にしている。また、クラス人数(クラスサイズ)は従来の1クラス50名から初級(30名)、中級(40名)、上級(30名)へとより少人数のクラスサイズへと変更し、個々の学生に、よりきめ細やかに対応することが可能となった。更に、豊富な視聴覚資料を自由に活用できるように CALL 教室や自学・自習用スペース(メディア・ライブラリー)などを配置している(4-101)。

一方、専門科目について、「講義」に関しては500名を超える履修者がいる大規模クラスは法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、総合情報学部にわずかに存在するにすぎない。逆に、外国語学部と文学部では、それぞれの学部における教育内容の特性上、履修者が50名以内の講義科目が多くなっている。「演習」については、理工系3学部を除く全学部で、履修者が20名以下のクラスがもっとも多い。特に、経済学部、総合情報学部、政策創造学部、外国語学部では9割を超える演習科目が20名以下のクラスサイズとなっており、少人数教育が徹底されている(4-102)。また、科目の特性に応じて、1授業あたりの学生数の上限を定める科目や習熟度別にクラス編成を行う科目がある。具体的に事例を挙げると、1授業あたりの学生数の上限については、社会学部では演習科目の上限を30名以下の少人数クラスとし、政策創造学部では「導入ゼミ」などにおいて少人数クラスで編成し、講義科目は原則200名以下で編成することとし、300名を超える場合はクラス分割を行うことなどとしている。また、習熟度別のクラス編成については、例えば外国語学部において「Academic Listening and Speaking」、「プラスワン外国語(英語)」などの科目で実施している。クラス編成の基準としては、学部内で一斉に受験する TOEFL-ITP のスコアを基にしている。

次に、履修指導については、授業外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うため

に、それぞれの学部は、入学前教育、新入生ガイダンス、補習授業の実施、学部学生相談主事の設置、オフィスアワーの設定、成績不良者との個別面談・指導などに取り組んでいる(4-103,4-104)。加えて、理工系学部の一部の学科では担任制を取り入れている。学部の『卒業時調査』(2016年度)「履修や学習に関する疑問な点や不明な点は、教職員からのアドバイスによって解決しましたか」によると、相談をしなかったと回答した者を含めた全体で「解決した」28.0%と「ある程度解決した」44.6%を合わせると、72.6%の学生が教職員からのアドバイスによって疑問点を解決していることが分かり、適切な履修指導を実施していると言える(4-69)。

# (5) 【博士課程前期課程、博士課程後期課程】研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院における教育は、「大学院学則」第12条に「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする」と定められている。また、学位授与についての手続などは、「関西大学学位規程」(4-105)に定められ、その審査に当たっては学位論文審査基準を設けて総合的に判断している。

研究指導は、入試出願時提出の「研究計画書」を踏まえて、入学時のガイダンス、指導教員の演習科目などを通じて適宜行われている。また、論文執筆に向けては、論文の執筆計画(「関西大学学位規程」第9条第2項(修士論文)、第19条第2項(博士論文))に基づき、更にきめ細やかな指導が行われている。なお、『大学院要覧』においても研究指導に係るスケジュールを明記している(4-106)。

また、個別の取組として、文学研究科、心理学研究科、東アジア文化研究科では、後期課程において、入学後、指導教員によるガイダンスを行い、各大学院生が提出する研究計画に基づき、個別相談を行った上で、指導教員から研究指導計画に基づき指導を受け、研究科長に対して、「1年次研究計画書」を提出させ(4-107)、指導教員が担当する「演習」を履修するとともに、各自の研究テーマに沿った授業科目を指導教員・副指導教員の助言を受けて決定し、履修した上で、学年末には2年次に向けての研究について、指導教員の面接指導を受け、研究科長に対して、「1年次研究成果報告書」を提出するなど、各年次でスケジュールに沿って計画的に指導を行っている(4-108)。このことは、『大学院要覧』にも明示している。また、総合情報学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科のように複数指導体制ないしそれに準じる体制を取っている研究科もある。

2016年度学生アンケート(修了時)では「研究指導の方法・内容・計画に関する疑問点等は、指導教授からのアドバイスによって解決しましたか」との設問に対して、専門職学位課程を除く全研究科で90%を超える修了生が「解決した」「ある程度解決した」と回答していることから、研究指導は適切に行われていると判断できる(4-109)。

このような従来の取組に加え、課程制大学院の趣旨を踏まえ、研究指導計画の様式及び運用方法について、内部質保証推進プロジェクト及び大学院教育検討委員会が中心となって見直しを進め、2018年度からは全研究科において研究指導の方法及び内容、各年次の年間スケジュールを『大学院要覧』において明文化することとなった(4-110)。

#### (6) 【専門職学位課程】実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

高度専門職業人養成を目指す専門職大学院では、実務家教員や演習科目、実習科目、

実践科目などの授業科目を適切に配置することなどにより実務的能力の向上に努めている。

心理学研究科心理臨床学専攻の事例では、実務家教員3名を配置している。また、必修・選択必修科目として、基本科目群には基本共通科目3科目、心理アセスメント系2科目、心理療法系2科目、地域臨床系2科目、学内外の臨床実習系3科目を配置している。心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系の各系では、いずれも演習と実習の組み合わせから構成され、いずれの臨床現場でも必要となる基本的な臨床心理専門技能を学習する。基本共通科目では、倫理観を養うとともに、医学や関連法規に関する知識を深めることも意図している。

加えて、発展科目群では「学内施設臨床実習2」を通年科目として配置し、学内施設でのさまざまな臨床実習について少人数クラスで実践的に指導している。また、専任教員の担当の下にゼミナール形式で展開される「プラクティカル・ソリューション (1 は必修、2以降は選択科目)」を配置し、臨床心理学の実践に求められる知識・技能の習得を支援している。

# 2 研究成果の教育への還元状況

教育基本法第83条に定める大学の目的(「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」)に鑑みれば、大学における教育はすべからく担当教員の研究成果という裏付けを有しているものであり、本学もその例外ではない。そのことを前提とした上で、ここでは研究と教育が密接に絡み合っている特筆すべき事例を二つだけ取り上げる。

第一に、総合情報学部では、最新の研究成果が学部における教育にも積極的に還元されており、そのことは例えば2014年度には学部生が日本災害情報学会や計測自動制御学会で奨励賞を受賞し、学部生の有志チームが未来予知アワード2014にてインターンシップ賞を受賞する(4-111)など、実績の多さにも反映されている。また、社会安全学部では、毎年度、紀要『社会安全学研究』を刊行していることに加え、ミネルヴァ書房から、専任教員のみが分担執筆する専門図書を継続して刊行しており(4-112)、これらの研究成果を還元する場として、専門科目はもとより「社会安全学総論 I」、「社会安全学総論 I」、「社会安全学総論 I」において展開されている。

第二に、「私立大学研究ブランディング事業」タイプ B (世界展開型) に、2016年度は「『人に届く』関大メディカルポリマーによる未来医療の創出」事業が、2017年度は「オープン・プラットフォームが開く関大の東アジア文化研究」事業が採択され、両事業とも研究成果の教育への還元についても視野に入れた取組となっている(4-113,4-114)。

# 3 実社会と連携した教育活動の実施状況

本学では「関西大学社会連携基本方針」(4-115)の第2項で「公的機関・地方自治体・ 企業をはじめ、社会との連携を推進することにより、実践的な教育研究活動を通して社会 の発展に寄与できる人材を育成する」と謳っており、その方針の下、実社会との連携を強 く意識した授業科目が設置されている。

まず、共通教養科目では社会人としての根幹をなす社会人基礎力の涵養にも努力している。例えば「食のアントレプレナー」という科目では、地域社会で活躍する卒業

生と協同でプロジェクトベースの学習を行い、第6次産業化による商品開発や、ベンチャー企業の立上げのシミュレーションを、現場で活躍する企業人とともに行った(4-116)。また、「アイディアをデザインする」という科目では、130名の受講生がチームでアイディアを出し、マーケティングリサーチを行い、商品化や企業の立上げ、原価計算や販売ルート、企業としての損益分岐点に到達する時期をシミュレーションした(4-117)。

また、関西大学科目群の枠内で「吹田市と関西大学」、「高槻市と関西大学」、「堺市と関西大学」が開講されており、本学の各キャンパスが位置する地域社会の状況について、関連する市の職員などによるリレー形式による講義が展開されている。更に、学生自身が学びたいことを立案する正課科目である学生提案科目「地域の防災を考える」では、2015年度と2016年度にわたって、吹田市危機管理室や千里山キャンパスの地元自治体と協働で授業づくりを行った(4-118)。

加えて、共通教養教育のスタディスキルゼミに交渉学を導入し、受講生のコミュニケーションによる合意形成のプロセスを科学する授業を行っている。授業の内外において社会人とともに行うグループワークを取り入れ、多様な視点からの交渉やコミュニケーションを実践している。2017年度現在、授業の発展型として、学生自身が企画から運営までを行う交渉学ワークショップも実践している(4-119)。

一方、各学部・研究科においても、実社会の各方面で活躍する方々を外部講師として招いた学術講演会を随時、開催していることに加えて、学術に関する社会的要請又は教育・研究の多様化・国際化の推進に資することを目的に、寄附講座を開講している学部・研究科も多い(4-120,4-37)。2017年度は、㈱りそな銀行、㈱朝日新聞大阪本社、社会保険労務士会連合会、野村證券㈱、ダイキン工業㈱などの提供により、全学で合計17件の寄附講座を開講している。

更に、商学部では協賛企業や教職員の支援の下で、学部学生が主体となって企画・運営を行う関西大学ビジネスプラン・コンペティション(KUBIC)を実施する(4-121)とともに、それへの応募を目標としたビジネスプラン作成のためのプロジェクト型演習(CORES)を開講するなど、実社会との関わりを強く意識した教育を行っている。とりわけ、理工系学部発の技術シーズを用いて商学部生がビジネスプランを提案する文理融合プロジェクトである AjiCon(4-122)は、大学発ベンチャーの設立にも結びついており、研究、教育、社会連携を有機的に結合させたプロジェクトとして特筆に値する(4-123)。

# ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1: 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2: 学位授与を適切に行うための措置

#### 1 単位制度の趣旨に基づく単位認定

前述のとおり、本学では単位制度の趣旨に沿った単位認定を行っている。具体的には、 到達目標や達成度について、定期試験やレポートなどシラバスに記載した成績評価の方法 及び基準に基づき、その成果を把握・評価し単位認定を行っている。なお、授業時間外学 習の内容はシラバスにおいても明示するようにしている。

#### 2 既修得単位の適切な認定

他大学で修得した単位や入学前に修得した単位の認定に関し、学士課程については「学則」第22条の2及び第22条の3で、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができると規定している。同様に、前期課程及び後期課程については「大学院学則」第16条の3で、10単位を超えない範囲で入学前既修得単位の認定を認めている。専門職学位課程については、法務研究科では「法務研究科(法科大学院)学則」第10条、第11条、第12条及び第13条で、会計研究科では「会計研究科学則」第10条、第11条、第12条及び第13条で、心理学研究科心理臨床学専攻では「心理学研究科心理臨床学専攻学則」第10条、第11条及び第12条で、それぞれ37単位、26単位、20単位を超えない範囲で入学前既修得単位及び他大学院での修得単位を認めるものとしている。実際の単位認定は、各教授会・研究科委員会の議を経て厳正に行われている。

現在、国内の他大学などと単位互換協定を締結しているものは、大学コンソーシアム大阪の単位互換制度、関西四大学大学院学生の単位互換制度、大阪大学との単位互換制度及び京都大学との相互単位互換制度である。また、外国の大学との単位互換制度については、「語学セミナー」「交換派遣留学」「認定留学」及び「静宜大学特別留学プログラム」の留学制度を設けている(4-124)。

外部試験などの活用については、外国語検定試験の成績によって通常の外国語科目で学習した場合と同じように単位を認める制度として「検定認定制度」があるが、2015 年度から全学で導入した英語習熟度別クラス編成(初級・中級・上級)に伴い、従来の検定認定制度の見直しを行っている。その改定によって検定認定の種類と科目との対応を厳格化するとともに、成績評価における従来の一律「秀」から「認」への変更を行った。併せて、認定対象の検定試験として従来の TOEFL iBT®、TOEIC® L&R、実用英語技能検定、IELTS に、新たに TOEIC® L&R IP と TOEFL® ITP を加えている(4-125)。各検定試験の認定条件スコアと適用対象科目については、従来より実施している英語以外のドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語も含め、『大学要覧』で学生に周知している(4-126, 4-127, 4-128, 4-129)。

#### 3 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

学士課程における成績評価(100点満点)については、「学則」第25条で100~90点を「秀」、89~80点を「優」、79~70点を「良」、69~60点を「可」、59点以下を「不合格」と評語で記載すると定められ、『大学要覧』にて学生に周知している(4-130,4-131,4-132,4-133)。「秀」をどのくらいの割合にするかについて、商学部、政策創造学部、外国語学部は学部としての一定の目安を設定している。前期課程及び後期課程については、「大学院学則」第21条に基づき、100~80点を「優」、79~70点を「良」、69~60点を「可」、59点以下を「不合格」とし、『大学院要覧』にて学生に周知している(4-134)。また、専門職学位課程の取組については、法務研究科は「法務研究科(法科大学院)学則」第17条に基づき、100~90点を「S」、89~85点を「A+」、84~80点を「A」、79~75点を「B+」、74~70点を「B」、69~65点を「C+」、64~60点を「C」、59点以下を「不合格」と評語で記載する。会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻は、それぞれ「会計研究科学則」第17条、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」第16条に基づき、100~90点を「秀」、89~80点を

「優」、79~70点を「良」、69~60点を「可」、59点以下を「不合格」と評語で記載する。どの学位課程においても、成績に疑義などがある学生は、定められた期間に教務センターなどの教務窓口を通して問い合わせができ、教員は成績の根拠を説明することとなっている。成績評価の方法と基準はシラバスに明示している。成績評価の方法には、「定期試験(筆記試験)」、「到達度の確認(筆記による学力確認)」、「論文(レポート)による試験」、「平常試験(平常成績による評価)」などがあり、科目の性質によってこれらの方法が使い分けられている。文学部のように平常成績による総合評価を推奨していたり、政策創造学部のように複数の基準で成績評価を行う申し合わせを作成している学部もある。

成績評価の方法・基準と結果との整合性については、教育推進部の教学 IR プロジェクトが実施する卒業時調査で確認している。卒業時調査の「履修した授業科目の成績評価は、シラバスなどで公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との設問に対して、93.8%の学部生が「(ある程度) 基準どおりであった」(4-135)と回答していることからも、ほとんどの学生に理解されていることが見て取れる。前期課程及び専門職学位課程においても、2016年度学生アンケート(修了時)で、同じ設問に対する同様の回答者がほとんどの研究科で100%であり、もっとも低い法務研究科でも94.5%であることから、成績評価は概ねシラバスに明示した方法と基準に従っていると判断できる(4-136)。

GPA 制度は学士課程において全学部で、専門職学位課程では法務研究科で導入している。ただし、前期課程、後期課程、専門職学位課程のうち会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻では、多くの科目でごく少人数の教育が行われていることも勘案し、導入していない。GPA は各学生に開示しており、自身の学習状況を把握した上で、学習意欲の向上と具体的な学習目標の設定に資するようにしている。また、学士課程においては、GPA は各種の表彰や選抜の材料として用いられるだけでなく、教育方法・内容の見直しにも活用されている(4-137)。例えば、経済学部、商学部、政策創造学部では、個別科目ごとの成績分布を学部内で共有し、成績評価の厳格性を担保している。また、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部では、共同で運営する理工学教育開発センター委員会などを通じて、「到達度の確認(筆記による学力確認)」の難易度の統一を行っている。更に、直接評価である GPA を、教学 IR が全学的に実施する入学時調査、パネル調査及び卒業時調査の間接評価データとクロス集計して各学部にフィードバックすることによって、より適切な成績状況の把握につなげる取組を始めている。

# 4 卒業・修了要件の明示、学位論文審査基準の明示、学位審査及び修了認定の客観性及 び厳格性を確保するための措置

学士、修士、博士及び専門職学位の授与は、各学位プログラムにおける「学位授与の方針」を踏まえ、「学則」第26条、「大学院学則」第26条から第31条、及び「学位規程」に明示し、そこに定める要件・手続に基づいて、全学的な共通理解の下に行っている。

前述のとおり、学部の学位授与要件は『大学要覧』に、修士及び博士の学位授与に関しては『大学院要覧』にて、研究科ごとに、「修士論文審査基準」「博士論文審査基準」(4-138)及び「修士論文提出要件」「博士論文提出要件」を明記し、学位授与までの手続・スケジュールとともに学生への周知を行っている。文学研究科では、更に教員用の『論文手引書』と大学院生用の『博士論文の提出要領について[課程博士]』『博士論文の提出について[論文博士]』を作成し、論文作成から提出までの流れを周知徹底してい

る。また、課程博士の学位請求に当たっては、ほとんどの研究科において、既に一定程度 以上の外部の評価を得ていることを要件とすることによって、学位授与の客観性・厳格性 を確保している。

修士論文・博士論文の学位審査は、主査及び複数名の副査を審査委員として行われ、 口頭試問や公聴会の実施を経て、最終的には各研究科委員会の審議事項となる。博士論文 の審査は原則として公開で行われているが、修士論文の口頭試問に関しても、学位授与の 客観性を更に高めるために、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科などでは、研究科 構成員のみならず大学院生も参加可能なかたちで実施されている。更に本学では、大学院 生に対しては、社会学研究科のように複数指導体制をとっている研究科もあり、かつ、外 国語教育学研究科では、副指導教員制度を置いている。

また、博士の学位論文は印刷公表を行っていたが、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、学位規則(昭和28年文部省令第9号)が2013年4月に改正されたことに伴い、本学においても同年4月に「学位規程」を改正し、2013年9月期以降に博士の学位を授与された者は、博士論文及び論文審査の要旨について、インターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表することとしている。

なお、学士の学位授与に当たっては、文学部、経済学部、商学部(選択者のみ)、社会 学部、人間健康学部、総合情報学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部、 化学生命工学部では卒業論文や卒業研究レポートを課している。その成績評価に際しては、 複数教員による合否の判定を行うなど、他の科目にも増して厳格な手続がとられている。

また、学部から大学院への入学を志す優秀な学生を対象とした早期卒業制度については、法学部、文学部(心理学専修のみ)、商学部、社会学部、システム理工学部、環境都市工学部で実施しており、『大学要覧』で周知している(4-139)。例えば、商学部では、商学研究科(専門職コース)、会計専門職大学院への進学を目指す、きわめて優秀な学生を対象に早期卒業(在学3年間で卒業)を認める制度を設けており、本制度への申請は、3年次春学期(6月)となっている。また、システム理工学部機械工学科では、学部教育と大学院教育の連携を強化するため、機械工学科に在学するきわめて優秀な学生が、7学期間(3.5年)で早期に卒業し、理工学研究科システムデザイン専攻機械工学分野へと進学することを目的とした制度を設けている。

#### 5 学位授与に係る責任体制及び手続きの明示、適切な学位授与

学位授与の責任体制及び手続について、学士に関しては「学則」第26条、修士及び博士に関しては「大学院学則」第26条から第31条まで、及びそれに基づく「学位規程」で明確に定め、各学部の教授会規程に従って教授会及び研究科委員会において査定している。専門職学位課程については、法務研究科は「法務研究科(法科大学院)学則」第19条に、会計研究科においては、「会計研究科学則」第19条に、心理学研究科心理臨床学専攻においては、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」第18条にそれぞれ規定している。

# ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1: 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 評価の視点2: 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

「Kandai Vision 150」において、今後20年における教育分野での政策目標を実現するための指針・ポイントとして「教学 IR 機能の強化とその活用」や「学生による学修成果の点検・評価の仕組みの整備」を掲げているように、本学では各学位プログラムが教学 IR 機能も活用しながら学習成果をより適切に把握していくことを、全学的に重要な課題として認識している。

学習成果の把握・評価については、各学位プログラムにおける取組を、教学 IR プロジェクトを中心とする全学的な取組が支援し、更に活性化させるという体制の下に行われている。多くの学部・研究科では、従来から各授業科目の成績評価や授業評価アンケート、GPA や修得単位数の状況、卒業時・修了時に全学的に行われる学生調査、卒業・修了状況、免許・資格取得状況、進路状況などを組み合わせて学習成果の把握に努めてきた。しかし、学位授与の方針に明示した学習成果をより適切に把握・評価するためには、例えば組織的・体系的なデータの収集・分析を行うといった新たな取組も不可欠である。そうした認識を背景に、学習成果の測定をはじめ、教学に係るデータを全学的に収集・分析・可視化し、それを活用する組織として、2014年度に教学 IR プロジェクトが発足した。

このプロジェクトでは、要項及びデータの取り扱いに関する申し合わせを策定し(4-140,4-141,4-142)、入学時調査、パネル調査、卒業時調査及び卒後調査(卒業生対象)からなる一連の学生調査の統一的な設計・実施を行っている。従来、入学時調査及び卒業・修了時調査は自己点検・評価委員会が所管していたが、学習成果の把握・評価の一環であることを明確化し、また調査結果の統一的な分析を容易にするために、段階的に教学 IR プロジェクトに移管している。これらの活動については、年度ごとに報告書(4-143)を作成し、教育推進部及び大学執行部に報告を行っている。また、入学時調査と卒業時調査の結果は、全学速報版を作成し、実施後1ヵ月を目途に教育推進委員会にて報告している。

学生調査の設計に当たっては、「Kandai Vision 150」及び各部局の中・長期計画、当時の各学位プログラムにおける学位授与の方針の内容を集約し、本学の学生として身に付けるべき資質・能力を五つの力、10の能力に分解して明示した上で、それらを「関西大学考動力コンピテンシー(以下「考動力コンピテンシー」という。)」と命名した(4-144)。この考動力コンピテンシーは入学時調査と卒業時・修了時調査の少なくとも二度にわたって調査を実施している。これにより、学生個々人の自己評価(間接評価)を集積したデータという形で、大学全体の「学位授与の方針」の2及び3に掲げている「考動力」を核とする思考力・判断力・表現力などの能力や、主体的に学習に取り組む態度がどれほど身に付いたのかを測定している。これに加えて、年度ごとの学生全体の質の変化を経年的に捉えることも可能になる。考動力コンピテンシーを活用してそれらの能力及び態度を把握・評価を行うことは、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」の「2 学習成果の評価」にも明記している。

また、全学部・全研究科で実施している入学時調査及び卒業時・修了時調査に加えて、パネル調査と卒後調査に関しては、学部・研究科のニーズを踏まえて教学 IR プロジェク

トと連携しながら企画・実施しており、よりきめ細かに学習成果を把握するための一助としている。2016年度は、パネル調査は2学部、卒後調査は1学部が実施している。

更に、これら一連の学生調査では、全学共通項目に加えて、各学位プログラムの特性を反映できるように、学部・研究科単位の独自項目を設定できるシステムとしている(4-145)。また、2018年度からは各学位プログラムの学位授与の方針で示した学習成果についても、この独自項目として反映する予定である。

こうした学生調査の結果は、教学 IR プロジェクトから各学部・研究科にフィードバックされ、学生の実態と学位授与の方針の整合性を検証する材料として活用されている。また、各学部・研究科からの更なる要望を踏まえて、カリキュラム改善や学習支援に関する方策検討につなげている。

なお、高大接続の観点から、本学の三つの併設校のうち、関西大学高等部において試行的に同様の「考動力コンピテンシー」調査を実施しており、一部の学生においては、入学前から卒業後まで追跡できる設計となった(4-146)。

以上のような全学的な学生調査に係る取組と並行して、学習成果の把握に関しては、 以下に記す四つの取組が特筆すべき事項として挙げられる。

第一に、卒業論文などを設定している学部のなかには、商学部、社会学部、外国語学部、人間健康学部、総合情報学部、社会安全学部のように、論文の論題や要旨などを取りまとめているところもある。文学部では卒業論文優秀者表彰制度を設け、19専修から原則として1本ずつ推薦された卒業論文の全文が冊子体に取りまとめられ、教員や学生の閲覧に供されている。このように、4年間の学習の集大成としての性格も持っている卒業論文などの成果物を組織的に把握する取組が行われている。

第二に、JABEE 認定を受けている化学生命工学部の化学・物質工学科マテリアル科学コース、環境都市工学部の都市システム工学科都市デザインコース及び都市環境計画コースでは、個々の学生が総合評価ランクシステムに基づく「学習・教育目標達成度評価カルテ」などを作成し、自らの学習の達成度を自己評価している(4-147)。

第三に、外国語学部では、①複数回(入学時、及び2年次におけるスタディ・アブロード修了後)の外部テストの実施による外国語運用能力調査、②英語、中国語、ロシア語などの一部の専門科目におけるルーブリックを活用した測定、③スタディ・アブロード・プログラム(1年間の留学を含む独自カリキュラム)の効果検証のために1年次終了時点と2年次終了時点に実施しているパネル調査(4-148)(渡航先での経験、満足度、悩み、後輩に伝えたいこと、独自コンピテンシーなどの質問項目)などのほか、学生の就職状況に関する分析、学業成績(GPA、TOEFL)に関する分析、1年次終了時点での満足度に関する分析を実施することで、学習成果を綿密に測定している。また、全学で展開している外国語科目の英語 Ia・Ib、IIa・IIb、IIIa・IIIb、IVa・IVbの履修に際しては、初級・中級・上級クラスへの振り分けのため、原則として入学直前と1年次終了時にプレースメントテスト(GTEC)を受験することになっており、その得点の推移をみることは、英語運用能力に関する学生の学習成果を把握するための一助となっている(4-149)。

第四に、教育推進部の下に置かれた教育開発支援センター (CTL) では、ルーブリックの開発及び作成支援を行っており、2016年11月には冊子「ルーブリックの使い方ガ

イド」(教員用及び学生用)を作成・配布することで、特に各学部の初年次教育におけるルーブリックの活用を促している(4-150,4-151)。また、ライティングラボでも、ルーブリックの作成支援を行っており、共通教養科目「文章力をみがく」のほか、文学部の「知のナヴィゲーター」や社会安全学部の「入門演習」「基礎演習」といった科目でルーブリックを積極的に用いて学習成果の測定が行われている。教育推進部による2016年度調査では、初年次教育に限らず、各学士課程教育と共通教養の174授業(ヒアリング調査)においてルーブリックが開発されており、文部科学省大学教育再生加速プログラム(AP)の取組において、これらを取りまとめた「考動力ベンチマーク」を2017年度内に開発する予定である(4-152)。また一部の学士課程では、入口である初年次教育と対応できるように、出口における質保証(卒業研究など)に関するルーブリックも2018年度に開発する予定である。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・研究科における教育課程及びその内容・方法の適切性については、学部・研究科の執行部、自己点検・評価委員会、各種委員会などにおいて定期的に点検・評価及び改善に向けた取組が行われている。特に、各学部・研究科は「カリキュラム検討委員会」や「カリキュラム懇談会」などの名称で設置された組織において、随時、カリキュラム改革を行っている。いくつか直近の事例を挙げるなら、例えば、社会学部では2016年度から「学部改革委員会」が設置され、4専攻間の体系的・有機的な学修を担保する仕組み作りの検討を行っており、社会安全学部では「カリキュラム検討委員会」での検証結果を受けて、2014年度新入生から新カリキュラムを適用した教育を行っている。

共通教養科目や外国語科目については「共通教養教育推進委員会」で、随時見直しを行っている。例えば、2015年度からは、全学的な議論を経て、外国語科目「英語」を習熟度別クラス編成に改め、従来のいわゆる体育科目を「健康・スポーツ・人間支援科目」に再編するとともに、2016年度からは「グローバル科目群」を新たに設置するなど、時代に即したより先進的な枠組みへの改善・向上を行っている。

更に、教学 IR プロジェクトによる学生調査などの結果を活用した改善・向上の事例として、以下の2点が挙げられる。

第一に、「不本意入学者」及び「ミスマッチ入学者」の把握と対応を行っている。教学 IR プロジェクトにおいて、入学時における学生の学習準備状況(レディネス)を適切に測るため、入学時調査におけるいくつかの指標(学部と大学入学満足度や、学部と大学の志望度など)を元に、「不本意入学者」(学問分野は希望とマッチしているが、関西大学に不満がある)及び「ミスマッチ入学者」(関西大学には満足しているが、学問分野に不満がある)の率を洗い出している。実際に、理工系学部、人文社会系学部それぞれ1学部ずつを抽出して4年間の学業成績の詳細な分析を行ったところ、1年次春学期の成績と4年次までの成績に大きな相関が見られたため、1年次春学期のサ

ポートが重要であることがデータ上からも明らかになった。

そこで、2017年度より、「不本意入学者」及び「ミスマッチ入学者」を対象に、教務センターなどによる入学年度の5月の時点での授業出席率の確認や、パネル調査及び直接評価 (GPA) とのクロス集計による入学後1年間の学修状況のモニタリングといった取組を通じて、学生の学習面でのつまずきをいち早く発見できるセイフティネットを設け、各学部へのフィードバックを行っている(4-153)。

第二に、入学時調査及び GPA を活用した取組がある。まず、4年間のカリキュラムの中で学生のつまずきがどの授業にあるかを探索的に調査した経済学部の事例が挙げられる(4-154,4-155)。2012年度入学生の入学から卒業時までの4年間の GPA を教学 IR プロジェクトにおいて分析した結果、①特定の授業 (1年次配当) の合否がその後の学士課程教育に影響を与えていること、②入学時調査のレディネス (学習準備)項目において、ミスマッチ入学者の動機づけが弱くなっていることが明らかになった。その対応策として、①前述の該当科目へのピア・サポータの配置、②初年次教育を従来のアカデミックスキル重視のものから、プロジェクト型学習 (経済学分野における課題探究)に変更、③学生及び学生と教員間の距離が近いゼミ形式の教育方法の導入、といった三つの取組による改善を図った。特に、ゼミ形式の教育方法を導入した経緯としては、それが卒業時調査での満足度が高い教育方法であったことが理由の一つである。

また、理工系3学部においては、GPA の分析を通して基礎学力の格差が大きいことが明らかになった。その結果を踏まえて、2011年度より基礎科目に習熟度別クラス制を導入した(4-156, 4-157)。また、学習支援室において、学習状況のモニタリングや、TAなどによる学習支援やピア・サポートを行っている。更に、学習支援やピア・サポートを積極的に活用した学生、そうでない学生に関しても、データを蓄積し、分析しながら新たな学生への指導を行っている。

以上のような活動状況は、自己点検・評価委員会(大学部門委員会)において最終的に取りまとめられた各部局の自己点検・評価報告書、教学 IR プロジェクトからの報告、各部局とのヒアリングなどを通じて、内部質保証推進プロジェクトにおいて集約される。その上で、内部質保証推進プロジェクトにおいて、大学全体として改善が必要な課題を整理し、教育推進部、各学部・研究科と連携を図りながら、改善に向けた取組を実施している。

# 【2】長所・特色

# (1) 学びの質保証に向けた取組

中央教育審議会が2016年に発表した三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインに基づき、従来の三つの方針の見直しを実施した。その結果、本学全体として、統一感があり、それぞれの方針の連関を意識したものに改訂し、2017年4月にこれを公表した。更に、学力の三要素からなる学習成果を中心としたカリキュラム・マネジメントが可能となるよう、科目ナンバリングやカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの整備を組織的に進めている。今後は、より一層、カリキュラム・マネジメントが可能となるように、アセスメント・ポリシーの導入についても検討している。

内部質保証の方針において、「教学 IR プロジェクト」は教学上の計画立案や意思決定などに資するデータを組織的に収集・分析するプロジェクト組織として位置づけられ、学習行動や学習到達度を調査する間接調査、成績や履修状況、正課外活動を調査する直接調査とともに、各学部・研究科との連携によるニーズベイスト型の IR を実施している。

前者の各種調査では、卒業(修了)時調査の項目である「考動力コンピテンシー」を活用し、「学位授与の方針」の学習成果として定めた「考動力」の測定を行うことを「教育課程編成・実施の方針」に明文化し、学習成果を把握・評価する体制を整備している。また、後者の各学部・研究科との連携によるニーズベイスト型の IR では、学生調査結果や入試結果や在学中の成績など、学内のさまざまなデータと紐付けることで、エンロールメントマネジメントにも活用しており、現状説明(本基準⑦)に記載した種々の成果を上げている。

これらは「Kandai Vision 150」の「II-1教育」政策目標1「『考動力』『革新力』を育成するための教育の深化」に向けた取組でもある。

今後、より一層の質向上を図るべく、現在、教学 IR プロジェクトが中心となり、これらの成果検証を実施し、更なる改善に資するよう取り組んでいる。

# (2) 実社会と連携した教育活動

「Kandai Vision 150」の「 $\Pi$ -3研究・社会連携」政策目標3「地域の課題解決に資する社会貢献事業の推進」をも図るべく、現状説明(本基準④)にも記載したように、本学では課題解決型の学習を積極的に推進し、特に実社会と連携した教育活動の実施に力を入れており、例えば「AjiCon ~技術シーズを用いた高機能食品の開発~」といった取組をはじめ、数多くの実績を上げている。こうした成果の一部を「地域連携事例集」に取りまとめることで、各教員による更なる取組を促しているほか、広く社会に取組を紹介している。

#### (3) グローバル人材の育成

「Kandai Vision 150」の「 $\Pi$ -4国際化」政策目標2「世界を舞台に活躍する学生の育成」を念頭に、共通教養科目の「グローバル科目群」は、高度な外国語運用能力、コミュニケーション力、国際適応力、異文化理解力を醸成することを目的に、留学準備のための科目から、留学後の能力保持のため、専門分野を英語で受講する科目までを提供している。とりわけ、英語開講科目では、オンライン国際交流学習 COIL の手法も取り入れており、異文化交流、協働学習の一環として、また PBL 形式の学習の場として、英語を用いた学習活動をより活性化させている。こうした取組の更なる伸長を企図して、2017年度にも第3回 KU-COIL ワークショップ・国際シンポジウムを開催するなどの活動を行っている。

#### 【3】問題点

#### (1) 三つの方針の実質化

学位授与の方針に示す学習成果を測定し、その測定結果を踏まえた教育プログラムの改善活動は試行的段階と言える。今後はこれを体系的・組織的に確立された取組として昇華していくことが課題である。そのために、新たな直接的評価指標やアセスメント・ポリシーの開発・検証などを行う予定である。また、教学 IR プロジェクトと各部局の連携をより強化し、例えばパネル調査の導入を拡大するなど、それぞれの部局による自立的・自主的な改善活動を促進していく。

#### (2) 教育プログラムの国際化

これまで、共通教養科目のグローバル科目群や、英語による授業科目のみで学位が取得できるプログラム(法学研究科、理工学研究科)を導入してきたが、「関西大学国際化戦略 TRIPLE I(トリプル・アイ)構想」の具現化に当たっては、教育プログラムの国際化を全学的に水平展開することも意識しながら取り組むことが課題である。2018年度導入予定の大学院における国際オープン科目の拡充をはじめ、この構想の実現に向けた取組を更に推進していく。

# 【4】全体のまとめ

本学では学是である「学の実化」を踏まえて大学全体の「学位授与の方針」を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においてもそれぞれの「教育研究上の目的」などに応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「学位授与の方針」を定めている。また、「学位授与の方針」との適切な連関性を持たせながら大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においてもそれぞれの「学位授与の方針」に応じて、より具体的な「教育内容」と「教育評価」を盛り込んだ「教育課程編成・実施の方針」を定めている。これらの方針は、HPなどで公表するとともに、定期的な見直しを行っており、特に2017年度からは全学的な観点からの見直しを経た方針を掲げている。

大学全体及び各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、学士課程については共通教養科目、外国語科目、専門科目などを、博士課程及び専門職課程については必要な講義、演習、実習などの科目を、順次性及び体系性に十分に配慮しながら、各学位課程にふさわしい形で適切に設置している。また、共通教養科目や各学部・研究科の専門科目を通じて、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成することにも努めている。

教育の実践においては、特に学生の主体的参加を促すための全学的な支援体制を多層的に構築することで、教育の更なる充実に努めるとともに、研究成果の教育への還元や、 実社会と連携した教育活動の実施にも力を注いでいる。

成績評価、単位認定、学位授与に関しては、全学部におけるGPAの導入、シラバスにおける成績評価の基準・評価の明示、成績に対する疑義申し立て期間の設定、学位論文審査 基準の明示などの方策により、規程に基づき適切に実施している。

学習成果の把握・評価については、各学部・研究科の取組を、教学IRプロジェクトを中心とする全学的な取組が活性化させるという体制の下、入学時調査及び卒業時・修了時調査を全学部・全研究科で実施するなど、新たな方法も取り入れつつ、積極的に取り組んでいる。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、定期的に点検・評価とそれに基づく改善・向上を図るとともに、各学部・研究科の連携と教学IRプロジェクト等の連携により、新たな観点からの取組も推し進めている。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

# 5 学生の受け入れ

# 【1】現状説明

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適

切な設定及び公表

評価の視点2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

・入学希望者に求める水準等の判定方法

#### 1 大学全体

本学では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、本学全体としての入学者受入れの方針を課程毎に定め、HP(2-5, 2-24)、入試要項(5-1)などにおいて公表している。

本学の入学者受入れの方針は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力(以下「思考力・判断力・表現力」という。)」及び「主体的に学習に取り組む態度(以下「主体的な態度」という。)」という学力の三要素を軸に組み立てられている。「主体的な態度」以外の二つの要素(各学位課程の「1」、「2」)に関しては、学位課程毎に求める水準を段階的に設定している。なお、本学の「長期ビジョン」(1-12,1-18)において「考動力」は中核的な概念の一つとなっていることもあり、自ら思考し、行動することができるという意味合いで「考動力」というタームを用いていることも特徴的である。

また、各学部・研究科は、この大学全体としての方針を踏まえつつ、同じく「学力の三要素」を軸に、それぞれの学位プログラムでの学習に際して求められる水準をより具体的に学位毎に設定している。特に、学士課程への入学に際して求められる学習歴、知識・技能に関しては、多くの学部が、高等学校における具体的な教科・科目名を掲げ、どの程度の知識の水準を求めているのかを明らかにしている。

入学希望者に求める水準などの判定方法に関しては、後述(本基準②)のとおり、適切に実施している。

各学部・研究科の入学者受入れの方針は、毎年執行部などで改定の必要性の有無を検討し、教授会や研究科委員会などにおいて審議の上、決定している。その後、各学部・研究科の方針は教育推進委員会に報告し、全学的に内容の確認を行っている。大学全体の入学者受入れの方針についても、学部・研究科の方針を見直す際に、大学執行部が入試センターと連携して改定の必要性の有無を検討し、教育推進委員会及び学部長・研究科長会議で審議することになっている。

# 2 各学位課程における設定状況

# (1) 学士課程の事例

文学部の入学者受入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を次のように踏まえて設定している。

・方針1で求められている「高等学校等で身に付けた基礎的な学力」を基にして、主 に教育課程編成・実施の方針「(1)教養教育ア」及び「(2)専門教育ウ」に定める 「教養教育の側面からより幅広く、専門教育の側面からより人文学に即した科目」を 履修することにより、「人文学の幅広い理解に基づき、専門分野の知識を体系的に 述べることができる」力を身につける(学位授与の方針の1 (知識・技能)」)こと が意図されている。

- ・方針2で求められている「基本的言語運用能力」を基にして、主に教育課程編成・ 実施の方針「(1)教養教育イ」及び「(2)専門教育工」に定める「異文化コミュニケーション、他者とのコミュニケーションを重視した多様な外国語科目」を履修する ことにより、「社会や文化の多様性を把握し、他者とのコミュニケーションのなかで 自己を自律的に確立できる」力を身につける(学位授与の方針の3(主体的な態 度))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「主体的に探究する姿勢」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針「(1)教養教育ウ」及び「(2)専門教育ア、イ」に定める「教養教育、専門教育を通じて段階的に、講義、演習、実習等の授業形態を適切に組み合わせた科目」を履修することにより、「自ら課題を発見し、人文学の知見と方法に照らして多角的に探求し、思考の過程を的確に表現できる」力を身につける(学位授与の方針の2(思考力・判断力・表現力等の能力))ことが意図されている。

化学生命工学部の入学者受入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の 方針を次のように踏まえて設定している。

- ・方針1で求められている「高等学校で身に付けた基礎的な知識・技能(理科系科目、国語、英語、社会)」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針「1教育内容」に定める科目を履修することにより、「幅広い教養、基礎的な外国語運用能力、専門分野の基礎知識・応用能力及び運用能力を修得し、それらを総合的に活用することができる」力を身につける(学位授与の方針の「1 知識・技能」)ことが意図されている。
- ・方針1に加え、方針2で求められている「『考動力』の基盤となる柔軟な思考力、旺盛な知的好奇心、社会に貢献しようとする高い目的意識」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針「(1)教養教育ウ」及び「(2)専門教育イ、ウ」に定める「習熟度編成により英語教育を行う科目」、「『考動力』の基礎を育成する導入・入門科目」、「『考動力』を伸長させるため、少人数教育を中心とした学問の本質に接する場として、講義と演習とを有機的に一体化させた科目や専門に特化した実習・演習科目」を履修することにより、「グローバルな視点から『考動力』を発揮して社会に貢献することができる」力を身につける(学位授与の方針の2(思考力・判断力・表現力等の能力))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「『ものづくり』に必要な「化学・生物学・数学・物理学」を基礎とする学問領域を主体的に学ぶ強い意欲」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針「(2)専門教育ウ」に定める「『考動力』を伸長させるため、少人数教育を中心とした学問の本質に接する場として、講義と演習とを有機的に一体化させた科目や専門に特化した実習・演習科目」を履修することにより、「自らの学びを継続的に発展させる意思を持ち、直面する課題に主体的に取り組むことができる」力を身につける(学位授与の方針の3(主体的な態度))ことが意図されている。

#### (2) 博士課程の事例

東アジア文化研究科の入学者受入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を次のように踏まえて設定している。

# 博士課程前期課程

- ・方針1で求められている「学士課程修了相当の基礎的な知識を有し、口頭発表や論文執筆を行う基本的能力を有している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(2)、(4)に定める「指導教員から個別に研究指導を受ける演習科目」、「学術成果のグローバルな発信力を養成するための科目」を履修することにより、「高度で専門的な知識を有し、それを活用して人類の知的営みに貢献することができる」力を身につける(学位授与の方針1(知識・技能))ことが意図されている。
- ・方針2で求められている「研究方法に立脚して、自らの研究課題を設定できる」を 基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(3)、(4)に定める「自己の研究課題を 位置づけるための多様な共通科目」、「学術成果のグローバルな発信力を養成するた めの科目」を履修することにより、「深い理解と高度で専門的な知を的確に伝える 態度」、「知識基盤社会に寄与しようとする態度」を身につける(学位授与の方針3 (主体的な態度))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「東アジア文化に対する深い関心を持ち、知識基盤社会の発展に寄与する意欲を有している」を基にして、主に前述の教育課程編成・実施の方針1(2)、(3)、(4)に定める科目を履修することにより、「総合的・学際的視野から、自ら設定した課題を考察し解決することができる」力や「深い理解と高度で専門的な知を的確に伝える態度」、「知識基盤社会に寄与しようとする態度」を身につける(学位授与の方針2(思考力・判断力・表現力)、3(主体的な態度))ことが意図されている。

# 博士課程後期課程

- ・方針1で求められている「博士課程前期課程(修士課程)修了相当の知識を有し、研究成果を口頭発表や論文執筆によって的確に、かつ国際的に発信するための専門的能力を有している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(2)、(4)に定める「指導教員からの個別に入念な研究指導を受ける演習科目」、「学術成果の高度でグローバルな発信力を養成するための科目」を履修することにより、「高度で専門的な知識を有し、新たな知を創造する能力を有している」(学位授与の方針1(知識・技能))ことが意図されている。
- ・方針2で求められている「研究方法に立脚して、自らの研究課題を設定し展開できる」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(3)、(4)に定める「自己の研究課題を開拓し意義づける姿勢を養成するための多様な共通科目」、「学術成果の高度でグローバルな発信力を養成するための科目」を履修することにより、「深い理解と洞察に基づき、高い水準と独創性を備えた知的発信を行う態度」、「専門家として知識基盤社会を先導する自覚」を身につける(学位授与の方針3(主体的な態度))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「東アジア文化の高度な研究に対する深い関心と自立した 研究者としての自覚を持ち、知識基盤社会の発展を先導する意欲を有している」を

基にして、主に前述の教育課程編成・実施の方針 1(2)、(3)、(4)に定める科目を履修することにより、前述の学位授与の方針 1(知識・技能)、2(思考力・判断力・表現力)、3(主体的な態度)に定める学習成果を身につけることが意図されている。

理工学研究科の入学者受入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を次のように踏まえて設定している。

#### 博士課程前期課程

- ・方針1で求められている「学士課程で修得した基礎となる学力を基に、専攻した分野を中心とする専門的な知識・技能を修得している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(1)、(2)に定める「高度な知識・技能を効率的に修得させるため、体系的に組み合わせた講義・演習科目」、「指導教員の下で個別研究指導を行うゼミナール」を履修することにより、「高度な知識と技能を修得し、論理的思考・演繹力や価値の創造力をもって、それらを総合的に活用することができる」力を身につける(学位授与の方針1(知識・技能))ことが意図されている。
- ・方針2で求められている「学士課程までの学習を通じて、グローバルな視野に立って考え、円滑なコミュニケーションをとりつつ、『考動力』を発揮して社会に貢献できる」、方針3で求められている「特定の学問領域を主体的に学んでいく強い意欲を有している」を基にして、主に前述の教育課程編成・実施の方針1(1)、(2)に加え、(3)、(4)に定める「グローバルで幅広い研究活動を奨励するため、派遣型実習教育科目」を履修し、「倫理観や安全重視の思想を育む機会」を設けることにより、「学術情報の収集に欠かせない英語能力を有し、国際的な視野に立って考え、発信することができる」、「高度な『考動力』を発揮し社会に貢献することができる」「自らの学びに責任を持ち、問題発見力と解決力をもって、未解決の課題に主体的に取り組むことができる」力を身につける(学位授与の方針2(思考力・判断力・表現力)、3(主体的な態度))ことが意図されている。

# 博士課程後期課程

- ・方針1で求められている「博士前期課程までに専攻した分野を中心とする専門的な知識・技能を修得している」を基にして、主に「高度で専門的な知識を有し、新たな知を創造する能力」を身につける(学位授与の方針1 (知識・技能))ことが意図されている。
- ・方針2で求められている「博士前期課程までの学習を通じて、グローバルな視野に立って考え、円滑なコミュニケーションをとりつつ、『考動力』を発揮して社会に貢献できる」を基にして、主に「国際的な視野に立って思考し、研究した成果を国内外に発信する」能力を身につける(学位授与の方針2 (思考力・判断力・表現力))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「特定の学問領域を主体的に学んでいく強い意欲を有している」を基にして、主に「『考動力』と『指導力』を発揮して社会に貢献する」能力や「未解決の課題を自ら提起し、その解決に向けて取り組む」力を身につける(学位授与の方針3、4(主体的な態度))ことが意図されている。

・以上のような意図を実現するため、先端的な研究の遂行、ゼミナールの開講、研究 成果の公表に関する指導といった教育課程編成・実施の方針を定めている。

#### (3) 専門職学位課程の事例

心理学研究科心理臨床学専攻の入学者受入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程 編成・実施の方針を次のように踏まえて設定している。

- ・方針1で求められている「学士課程で専攻した心理学関係の広範な専門的な知識を 修得している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1に定める「高度な知 識・技能を体系的に組み合わせて、学理と実務の両面から効率的に修得する」科目 構成により、「実践的な専門技能」や、「高度な知識的・技術的水準をもった専門的 な心的援助ができる」力を身につける(学位授与の方針の1 (知識・技能))ことが 意図されている。
- ・方針2で求められている「『臨床心理専門職業人』を目指す目的意識を有している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(3)に定める「2年次からは、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各コースに分属し、少人数の演習によるきめ細かい臨床指導や学外実習施設における臨床実習科目等」を履修することにより、「『学校・教育』『医療・福祉』『産業・キャリア』のいずれかの領域で専門性を遺憾なく発揮し、社会的にも深く貢献することができる」力を身につける(学位授与の方針の3(主体的な態度))ことが意図されている。
- ・方針3で求められている「心の問題を有する人々への援助を行うことができる適性を有している」を基にして、主に教育課程編成・実施の方針1(2)に定める、「心の専門家としての自己成長や職業倫理を育む科目」を履修することにより、「心の専門家としての倫理観や人格」を確立するとともに、「臨床心理専門職業人として心の問題に対するケアができる」力を身につける(学位授与の方針の2(思考力・判断力・表現力))ことが意図されている。
- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を 適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3: 公正な入学者選抜の実施

評価の視点4: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1 学生の受入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

#### (1) 学士課程

入学者受入れの方針で求めている水準は、多様な学生募集方法を設けることで、総体的な判定を行っている。学部入試の場合、学生募集方法は「一般入試(センター利用入試を含む。)」、「推薦入学」、「AO 入試」及び社会人入試や外国人学部留学生入試などの「多様な入試」の四つに区分することができ、一般入試では知識・技能が一定の水準に至っているかを特に重視し、推薦入学、AO 入試、多様な入試では一定の知識・技能レベルを備えた上で、どのような「思考力・判断力・表現力」及び「主体的な態度」を有しているか

に重きを置いて判定している。

より具体的には、一般入試については、入学者受入れの方針において定める「高等学校の教育課程を通じて、基礎的な知識・技能を幅広く習得している」ことを評価すべく、文系学部共通の問題、理工系学部共通の問題、英語については全学部共通の問題を用いて実施している。また、センター利用入試では、教科・科目や配点を多様化することにより、「高等学校の教育課程を通じて、基礎的な知識・技能を幅広く習得している」ことの評価に加え、多様な資質を持つ受験生を選抜し、受け入れることを目的として、センター試験1科目と個別学力検査1科目の方式から、センター試験5教科6科目を課す方式まで多彩な方式により実施している。

A0 入試では、出願時に志望理由書、将来設計書、小論文やエッセイ、あるいはビジネスプランの企画書などの提出を求め、面接、グループディスカッション、プレゼンテーション、小論文などの結果と併せて総合的に審査することで、知識・技能だけでなく、方針で求めている「「考動力」の基盤」と「主体的に学んでいく強い意欲」を評価している。例えば、総合情報学部の「情報リテラシー評価型」では、受験生に実際に本学のコンピュータを使って資料を作成させて評価を行っている。また、法学部の「法曹志願者特化型」では、将来計画書や法律に関する長文読解、小論文などで評価を行っている。

多様な入試においては、帰国生徒、社会人、留学生の獲得を目指した選抜に加えて、優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象として、評定平均値とスポーツの競技成績の基準を出願資格として設定し、「学生文化のフロントランナー」として飛躍できる人材の獲得を目指す SF(Sports Frontier)入試(5-2)を実施している。

帰国生徒や社会人を対象とする選抜については、一部の学部での実施となっているが、これは門戸を閉ざしているという訳ではなく、小さな募集人員で帰国生徒入試や社会人入試として実施するよりも AO 入試(5-3) という大きな募集人員の枠組みの中に組み込み実施することで、広く受験生を集め選考しようとするものである。

選考方法も各学部が定める選考方法に基づき、高い意欲と豊かな個性に加えて、帰国 生徒の異文化経験や、社会人としての豊富な経験を評価している。

外国人留学生入試については、日本留学試験、TOEFL iBT®などの外部試験スコアを一部採用し、公表されたルールに従って、各学部教授会にて入学者選抜を行っている。募集は、留学生別科からの推薦入学と時期をあわせて9月と11月に実施している(5-4)。

なお、入学者受入れの方針に定める「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び 「主体的な態度」と学生募集方法の主な対応関係は別表(5-5)に示している。

# (2) 博士課程・専門職学位課程

入学者受入れの方針で設定した学習歴、学力水準、能力などを判定するため、以下の入試を実施し、幅広く多様な人材を求めている。また、これらの入試情報は大学院入試情報サイト(5-6)で発信している(※印の特定者を対象とする入試を除く)。

入試種別(5-7)によって選抜方法は異なるが、書類選考、筆記試験及び口頭試問(専門職学位課程では面接)の組み合わせにより、入学者受入れの方針で設定した「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的な態度」を判定している。特に、ほぼ全ての入試種別で口頭試問が設けられていることのメリットは大きく、「学力の三要素」がそれぞれの研究科で設定した水準に達しているかどうかを一人ひとり個別に判定することが可能

となっている。

#### 2 入試委員会など、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入試・学生募集を担当する副学長(5-8)、各学部から選出された入試センター主事(5-9)及び入試センター(5-10)が中心となり、各学部・研究科と連携し、入学者受入れの方針を踏まえた入学者選抜制度を策定の上、公正かつ適切な学生募集・入学者選抜を実施している。また、合否査定を含めた入試に関する事項は、各教授会・研究科委員会において審議・決定している。

学部入試では、各学部選出の入試センター主事で構成され、入試制度などの改善について全学的な検討を行う入試センター主事会(5-11)、「入学者受入れの方針」に沿った各教科と科目の入試出題について検討する出題主管者会議(5-12)などを設置している。一般入試では、本学(大阪)を含めて全国29都市において入試を実施している。本学(千里山キャンパス)で実施する入試は、学部長を実施本部責任者として、学部執行部の教育職員と学事局から選出された事務職員により、学舎ごとに実施本部を構成している。また、本学以外に会場を設けて実施する地方入試は、学部より選出された教育職員を実施本部責任者として、各部署から選出された事務職員とともに、会場ごとに実施本部を構成している。いずれも、実施本部責任者の下、入試センターとの連絡を密に取りながら厳格に実施している。更に、不測の事態に対応するため、学長、担当副学長の下、学部と入試センターが連携して入試を実施する体制を整備している。

大学院入試(博士課程)では、教育推進部の下に設置された大学院教育検討委員会(5-13)を通じ、教務事項などと併せて入試事項についても共通の懸案事項の検討や情報共有を行っている。具体的な入試方式や日程は、入試センターと大学院担当副学部長または副研究科長が調整し、各研究科の審議を経て、それらを全学的に取りまとめた上で、入試センター主事会で審議・決定している。専門職大学院では、入試センターと各研究科執行部が調整したものを各研究科で審議した上で、入試センター主事会で審議・決定している。

#### 3 公正な入学者選抜の実施

# (1) 学部一般入試

入試実施に当たり、筆記試験では監督要領(5-14)に基づき監督者に対して、基本的な 監督業務の流れ、不測の事態への対応等について、事前に周知・徹底している。

個別学力検査では各教科・科目間の不均衡が生じないように、各学部の決定に従い、 入試要項(5-15)で受験生に周知した上で、得点調整を行っている。また、公平性を担保す る観点から、解答用紙及び合否査定時の資料は個人が特定できない仕組みとしている。更 に、システムを利用することで、合否判定結果についても、突き合わせ確認を行うことに より、合否判定ミスの防止に努めている。

入試問題については、採点終了後、正答状況や選択肢の選択状況などを踏まえ、設問の適切性と正答の妥当性を検証している。加えて、第三者機関に入試問題の解答の作成を依頼し、本学模範解答との照合を行うことにより、設問内容が適切であるか、受験生にとって誤解を生む要素がないかなどを検証している。

この他、不合格者に対して、合格最低点と本人の総得点、志願者数と合格者数を通知 している。併せて、受験生の出身高等学校に対しては、受験生本人が承諾した場合に限り、 合否結果、総得点及び各科目の得点を通知している。なお、センター利用入試については、 4月15日まで得点を開示できないため、入試成績の通知は行っていない。

この他にも、公正性と妥当性の確保を目的として、一般入試の問題と解答例、出題者 の講評をまとめた『入学試験の概要』(5-16)を全国の高等学校や予備校に送付している。

#### (2) 学部 A0 入試・推薦入学・多様な入試

入試実施に当たり、面接試験では面接要領に基づき面接委員に対して、評価の基準や注意事項、面接において質問してはいけない項目などを事前に周知・徹底している。また、面接委員が面接終了後に、学部執行部に評価結果を説明し、必要に応じて協議する体制をとっている。

多様な入試では、公平性を担保する観点から、一般入試と同様に解答用紙及び合否査 定時の資料は個人が特定できない仕組みとしている。

この他、学力検査を課さない AO 入試では、選考委員による講評と、第1次選考・第2次選考での評価のポイントなどを取りまとめた冊子(5-17,5-18)を高等学校や受験生に配布している。これは、一般的に AO 入試では、筆記試験の得点による選抜とは異なり、出願書類や小論文、面接、プレゼンテーションなどの結果を総合的に判断する入試であるため、高等学校などからは指導がしづらいとの声があることなどを踏まえた取組である。

#### (3) 大学院入試

大学院入試(専門職大学院も含む)では、研究科・専攻・入試種別などにより選抜方法が異なるため、一律に統一した方法で実施することは困難であるが、外国語や専門科目の共通問題については複数人による出題と採点を行っている。また、出題に際しては、担当者が作成した後に研究科執行部等において出題内容の精査を行うことで公正な入学者選抜の実施に努めている。

#### 4 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

各入試要項の「障がいのある受験生等への受験上の配慮および修学上の配慮について」あるいは「障がいのある受験生等への修学上の配慮について」(5-2,5-3,5-4,5-19,5-20,5-21,5-22,5-23,5-24,5-25,5-26,5-27,5-28)などにおいて、疾病、負傷や障がいなどのために、入試受験上の配慮や、修学上の配慮を希望する受験生については、その程度に応じて受験時や入学後の学習環境において、可能な限り配慮措置を講じるので、出願に先立ち、入試センターに申し出るよう周知している。受験生に対して、病名や症状、希望する配慮の内容など記入した申請書と、診断書などの提出書類を求めるとともに、必要に応じて出身学校での学習上の配慮や、学校生活の状況など聴取し、入試受験上の配慮について検討することにより、公平性の確保に努めている。学習環境に配慮が必要な場合には、大学として責任ある教育ができることを前提として、学部・研究科や学生相談・支援センターと連携して、修学上の配慮について受験生と事前に相談する体制を整えている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### 評価の視点1: 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

# 1 学士課程

大学としての社会的責務を果たすとともに、私立大学として経営面の安定を図るため、

入学定員を適正な範囲内で充足すべく、合格査定を行っている。しかし、他大学の入試形態や合否査定、経済状況の変化などの変動要因により、入学定員と入学者の比率を予期したとおりに調整するのは極めて難しい。また、文部科学省が2016年度から入学定員超過による私立大学等経常費補助金の不交付の基準を段階的に厳格化し、更に学部の新設などを認可しない基準となる入学定員超過率も2017年度より厳格化する方針を打ち出したが、本学ではそれ以前から、一般入試の査定の時期に先立って、入学定員及び収容定員の適切な管理を徹底するよう、学部長・研究科長会議で学長から各学部へ要請している(5-29)。

具体的な定員管理のプロセスとしては、概ね過去の定着率や入学辞退者状況などを慎重に勘案しながら、各執行部などにおいて取りまとめた合否査定案を教授会で審議し合格者を決定している。万が一、入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、追加合格の措置を講じることで各学部の入学定員充足率を1.00に極めて近い比率で維持するよう努めている(5-30,5-31)。しかしながら、定員管理の厳格化の影響もあって、2017年度の入学定員充足率においては、学部別にみると1.04から1.18と大きくばらついており、必ずしも適正とは言えない状況となっている(大学基礎データ表2)。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、成績不良や休学などによる残留者の存在が在籍学生数を増加させる要因となっており、2017年度の在籍学生数比率(平均)は、1.11と高めの比率となっている(5-32)。

編入学定員に対する編入学生数比率については、2017年度においては0.49となっている(5-32)。なお、定員管理の改善策として、入試担当副学長の下、入試センターにて補欠合格制度の導入を検討し、2018年度入試から全学的に実施することになった(5-33)。

#### 2 博士課程

博士課程前期課程においては、2017年度の収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正な範囲であるが、理工学研究科が1.25、外国語教育学研究科1.22、東アジア文化研究科が2.50と超過していることが課題である。他方、法学研究科、経済学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科及びガバナンス研究科のように収容定員が大きく未充足となっている研究科も存在する。博士課程後期課程については、定員超過の研究科と未充足の研究科の差が著しく、特に、経済学研究科においては、収容定員に対する在籍学生数比率が0.20であり、商学研究科は0.28、理工学研究科は0.27であるなど、極めて低い状況にある。また、法学研究科の定員充足率も0.37、ガバナンス研究科は0.44と低い状況にある(5-34)。

博士課程における定員管理のプロセスとしては、概ね各執行部などにおいて取りまとめた合否査定案を研究科委員会で審議し合格者を決定している。

# 3 専門職学位課程

専門職学位課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、法務研究科が0.50、会計研究 科が0.76、心理学研究科心理臨床学専攻が0.93である(5-35)。

なお、専門職学位課程における定員管理のプロセスとしては、概ね各執行部などにおいて取りまとめた合否査定案を教授会などで審議し合格者を決定している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

## 1 入学者受入れの方針に基づく学生確保の適切性

#### (1) 学士課程

学部における入学者受入れの方針に基づく学生確保の適切性については、入学後の学業成績に関する追跡調査結果などを参考にしながら、概ね各学部における専門的な委員会などにおいて検証が行われ、適宜必要に応じて入試制度の見直しがなされており、具体的な事例については次のとおりである。

文学部では、学部執行部などを中心に見直しを行い、教授会での審議を経て、必要に応じて変更を行っている。この見直しによる改善事例として、A0 入試においては、既存の出願条件を整理し「自己推薦型」に統合した。更に外国語の運用能力を重視する「外国語能力重視型」、自ら設定した課題に基づいて論理的な文章を作成する能力を重視する「論文評価型」を新設した(5-3,5-18)。また、大学入試全般における外国語検定試験の導入への動きを踏まえて、2016年度入試より、各種外国語検定のスコアを用いる「英語学部試験利用方式」を選抜方法の一つとして導入した(5-36)。これらの取組は、概ね入学者受入れの方針1(1)及び2を踏まえたものである。

化学生命工学部では、専門的な委員会や学部執行部などにおいて見直しを行い、教授会での審議を経て、必要に応じて変更を行っている。具体的な改善事例として、新学習指導要領に基づく出願条件や出題範囲の見直しを行った。また、入試別の成績解析や在籍状況の分析に基づき、指定校制推薦入学や公募制推薦入試における出願時の評定平均値の見直しを行った。これらの取組は、概ね入学者受入れの方針1を踏まえたものである。

一方、全学的な適切性の検証については、入試センター主事会を中心に行われており、 入学者受入れの方針に基づく選抜方法の有効性(高等学校等における教育課程を通じた学 習成果測定の適切性)に関する検証としては、例えば次のような方法が挙げられる。

第一に、学外からの意見を用いた検証である(5-37)。具体的には、高等学校や予備校、進学塾からは、①本学が独自に実施している高等学校・予備校教員などを対象とした説明会での個別相談、②入試センター職員による高等学校や予備校、進学塾での説明会や相談会、③入試センター職員やアドミッション・コミュニケーター(各地域に配置している校長・教頭経験者など)による高校訪問などを通じて幅広く意見を集約している。この集約結果は、入試センター主事会、SF入試選考委員会(5-38)、各学部などで情報共有を図るとともに入試センター内での検討にも活かしている。

第二に、設問の適切性に関する検証である(5-39)。具体的には、入試センター所長の下、設問解答率分析図や大問得点率分析図による正答や設問の妥当性・適切性、成績上位の受験生に差をつける設問から基礎的な事項の理解を問う設問配置の適切性などを検証することにより、次年度以降の作問の改善につなげている。その他、外部教育機関(出版社、高等学校、予備校など)による入試問題・正答の事後検証結果などの資料を出題主管者に提供し、出題主管者・出題委員による入試問題の検証を行っている。その検証結果は、次

年度の出題委員に共有し、入試問題作成の際に参考資料として活用している。更に、高等 学校教諭が主催する懇談会(例えば、大阪府立高等学校数学教育会「大学入学試験連絡協 議会」)に、出題主管者や出題委員が出席し、その場での意見を関係者と共有することに より改善につなげている。

# (2) 大学院共通 (博士課程前期課程・博士課程後期課程及び専門職大学院)

大学院入試における全学的な適切性の検証については、毎年度、大学院教育検討委員会において各入試の志願者数・合格者数・入学者数などの情報共有を行っている。

一方、各研究科においては、研究科委員会及び教授会において、入学者の状況などを 勘案しながら、入学者受入れの方針に基づいた学生の受入れが実施できているかを検討し、 入試種別、選考方法などの変更を含めて定期的に点検・評価を行っている。各研究科にお ける具体的な事例は次のとおりである。

東アジア文化研究科では、研究科委員会などを中心に見直しを行っており、現状においては入学者受入れの方針を踏まえた学生確保が概ねできている。なお、主に入学者受入れの方針1、3を踏まえ、より適切に知識や関心を判断するため、志望担任者のみならず志望必修科目(領域)を選択させるといった改善を図った(5-40)。

理工学研究科では、母体となる三つの学部執行部などで検討が行われ、研究科委員会での審議を経て、必要に応じて変更を行っている。具体的な改善事例として、国際化を促進する観点から学習成果を測定することも見据えて、博士課程前期課程の一部入試では、「TOEIC」又は「TOEFL」のスコアの提出を出願時に求め、外国語の学力確認を行うなどの改善を図っている(5-41)。これらの取組は、概ね入学者受入れの方針2を踏まえたものである。

心理学研究科心理臨床学専攻では、心理臨床学専攻会議などを中心に見直しを行っており、現状においては入学者受入れの方針を踏まえた学生確保が概ねできている。なお、入学者受入れの方針1を踏まえ、より客観的に「広範な専門的な知識」を問うため、学内進学試験の出題範囲について見直しを行った(5-42)。

#### 2 定員管理に関する点検・評価

定員管理に関する点検・評価とその改善については、全学的な観点から、次のとおり、 取り組んできた。

#### (1) 学士課程

少子化が進行するなかでも一定の志願倍率を保持していることが示すように、本学への入学希望者が依然として多いことを考慮し、常任理事会の下に設置された学生定員検討専門部会において、『学生定員検討に係る報告書』が取りまとめられ、常任理事会、学部長・研究科長会議にて報告及び懇談が行われた(5-43,5-44)。それを踏まえて行われた文部科学省への収容定員の増加に係る申請が認可されたことによって、2012年度入試からの入学定員はその前年度の約1.09倍となった。新たな入学定員への変更以降も、入試担当副学長の下で策定された、「入学定員未充足に伴う追加合格についての申し合わせ」(5-30,5-31)の措置も含めて、前述のように一層厳格な定員管理を行うべく取り組んでいる。更には、前述のとおり、昨今の定員管理の厳格化の流れを踏まえて、2018年度入試から「補欠合格制度」を導入した。

#### (2) 博士課程

前述(本基準③)の状況を踏まえ、2014年度から教育推進担当副学長(教育推進部)の下に大学院教育の実質化、大学院活性化の改革案などについて検討を行うための大学院教育検討委員会を設置し、具体的施策を検討、実施している(5-13,5-45)。

#### (3) 専門職学位課程

前述(本基準③)の状況のとおり、三つの専門職大学院の内、法務研究科と会計研究 科の定員が未充足である。これについては、常任理事会の下に、法科大学院改革検証委員 会(5-46)及び会計専門職大学院改革検証委員会(5-47)をそれぞれ設置し改善に向けた検 討を行った。

法科大学院改革検証委員会では、文部科学省における法科大学院改革への対応や財政構造の建て直しを含めた検討を行い、その結果、2016年度には、組織改編も視野に入れながら、法科大学院及び法学部・法学研究科との更なる組織的な連携強化の推進といった改善策の提言 (5-48)がなされた。

一方、会計専門職大学院改革検証委員会では、入学定員・教員規模・教員組織・公認会計士合格状況などの当面の条件を設定し、会計研究科の改革を一層推進するための検討を行い、その結果、同じく2016年度には、2018年度から会計専門職大学院の規模の適正化を行った後、再検討を進めるといった改善策の提言(5-49)がなされた。

以降、これらの提言に基づき、定員管理も含めた改革が順次進められていくことになっている。

# 3 学生の受入れに関する自己点検・評価活動

学生の受入れの適切性については、各部局に設けられた自己点検・評価委員会においても点検・評価している。具体的には、3年ごとに体系的な自己点検・評価が行われ、その結果を教授会などに報告の上、全学の大学部門委員会において取りまとめられている。 その結果は、各部局の改善・充実に活用されている。

# 【2】長所・特色

#### (1) 外部検証を活用した取組

入学者受入れの適切性については、高等学校における教育課程などの実態を踏まえた 入学者選抜を行うため、前述のとおり、学外の意見を集約し、入試センターでの検討に活 かすとともに、各学部と情報共有する体制を構築し、改善につなげてきた。

具体的な成果として、①4技能を統合し活用することが重視されている学習指導要領に沿った入学者選抜方法として、英語外部試験を活用した入学者選抜を導入し、実施学部を増やすことができたこと、②A0 入試において、入学者選抜方法の見直しや、複数の選抜方式の並立が可能となったこと、③入学者受入れの方針に定める「高等学校の教育課程を通じて、基礎的な知識・技能を幅広く習得している」ことを適切に評価できているか検証するとともに、次年度以降の入試問題の改善につなげられていることなどが挙げられる。

以上のとおり、点検・評価結果に基づく改善・向上がなされ、成果を上げている。

#### (2) 各種入試における透明性、公平性を担保する取組

多様な入試の実施結果及び一般入試の問題と解答例、出題者の講評をまとめた『入学試験の概要』(CD-ROM) や、学力検査を課さない AO 入試については、選考委員による講評

と、第1次選考・第2次選考での評価のポイントなどをまとめた冊子『AO 入試結果と講評』 を高等学校などに送付することにより、積極的な情報の公表に努め、透明性・公平性の担 保を図っている。

# (3) 入学者の多様化に向けた取組

大学院入試では、グローバル化への対応として Web サイトの多言語化(英語・簡体語・ 繁体語)を行い、特に外国人留学生入試については広報用として学生募集要項の英語版を 作成している(5-50)。

入試実施においては、法学研究科及び理工学研究科において英語だけで修了できるプログラムを設置した(5-51)。これに伴い、法学研究科では2016年度春学期入学から ABE プログラム新入生向けに外国人留学生特別入試を実施している。理工学研究科では2015年度秋学期入学から英語基準コース受講希望者向けに海外協定校特別推薦入試を実施し、2018年度春学期入学から本コースの受入れ対象を拡大するために別途入試を設定した。2013年度から実施している留学生別科特別入試は、2017年度は11研究科が導入している。また、海外協定校を対象とした外国人留学生特別推薦入試は2018年度からの新規実施研究科を含め8研究科が導入し、推薦依頼校は48校に至っている。これらにより、海外からの留学生を積極的に受け入れている(5-7)。

外国人留学生以外においても、開放性、多様性を確保するために、現職教員や社会人を対象とした入試や全国社会保険労務士会連合会との特別推薦入試など、広く人材の確保に努めている(5-7)。加えて、優秀な本学学部生に向けて、法学研究科、商学研究科、理工学研究科及び三つの専門職大学院において早期卒業者(3年卒業。ただし理工学研究科は3.5年卒業者、会計研究科は学外者も含む)を対象とした入試を実施している。

これらの取組は、「Kandai Vision 150」の「II-5 学生の受入れ」政策目標1及び2に沿ったものであり、定員未充足の改善にも一定寄与している。

# 【3】問題点

博士課程前期課程及び博士課程後期課程ともに、定員超過の研究科と未充足の研究科の差が著しい。この問題の改善に向けて、各研究科では、外国人留学生、社会人などを広く受け入れるための入試制度の導入の検討、広報活動の充実などが行われている。

一方、大学院全体としても大学執行部を中心に是正に向けた検討を進めている。具体的には、大学執行部の下、将来構想に関する検討会が設置され、「大学院将来構想についての答申(2008年10月31日付)」が学長に提出された。この答申を受け、学長から「大学院活性化のための改革案(提案)」として、カリキュラム改革、社会人大学院生の受入れ(修業年限の短縮など)、大学院留学生の受入れなどについて改革実施の提案がなされ、種々議論された後、改革進捗状況などを学部長・研究科長会議において確認している(5-52)。また、前述(本基準④)のとおり、2013年度からは、大学院教育検討委員会を設置し、これまで20回(2013年度7回、2014年度3回、2015年度5回、2016年度5回)にわたり委員会を開催し、「学位論文審査基準の策定」、「外国人留学生に対する日本語教育の充実」など、具体的施策を検討、実施している(5-13,5-45)。

更に、三つの専門職大学院のうち、法務研究科と会計研究科の定員充足率が低いが、 この点については、前述(本基準④)のとおり、常任理事会の下に設置された両研究科の 改革検証委員会での報告に基づき、両研究科において改善策を実行中である。

# 【4】全体のまとめ

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」という学力の三要素を軸に組み立てられており、全学のみならず各学部・研究科においてもそれぞれ学位ごとに定め、Web サイトや一般入試要項などで公表している。

学部入試、大学院入試とも入学者受入れの方針に基づき、学力の三要素と選抜方法を適切に対応させながら、幅広く多様な人材を求めるべくさまざまな入試を実施している。 入学者選抜の実施体制は、入試・学生募集を担当する副学長の下、入試センターと各学部・研究科が連携し実施しており、責任体制は明確にされている。公正な入学者選抜を実施するために、試験監督者や面接委員に対して注意事項なども含めて事前に周知・徹底している。

入学定員と収容定員という点では、学部と大学院では状況が異なる。学部では入学定 員及び収容定員の適切な管理を徹底するよう、学部長・研究科長会議で学長から各学部へ 要請し、定員管理を厳格に行っている。専門職大学院を含めて大学院については、収容定 員に対する在籍学生数比率が研究科ごとに異なり、課題を抱えている研究科もあるが、改 善に向けて鋭意取り組んでいる。

学生の受入れの適切性について、全学的な観点からは、学部入試については入試センター主事会が、大学院入試については大学院教育検討委員会が中心となり、各学部・研究科では専門的な委員会などにおいて定期的に点検・評価を行っており、改善を図っている。以上のことから、一部の課題は残るものの、大学基準は概ね充足しているといえる。

# 6 教員・教員組織

#### 【1】現状説明

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の 教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学として求める教員像の設定

評価の視点2: 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教

育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

# 1 大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針の設定

学是である「学の実化」を実現するため、大学として求める教員像と教員組織の編制 方針を定めている(6-1)。この方針は、これまで理念・目的を実現するために、全学ある いは各学部などの方針や実情を踏まえ、ある面では経験則的に編制していたものを、実態 に即して今日的に「教員組織の編制方針」として明文化したものであり、この内容は学部 長・研究科長会議で報告を行い、各教員への配付・共有及びHPで公表している。

# 2 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

#### (1) 学部・研究科共通

各学部・研究科は、学是「学の実化」をより具体化した「国際化」、「情報化」、「開かれた大学」の柱の下、それぞれの専門分野にふさわしい教育研究上の目的などを踏まえた「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」(6-2)を明示している。これを実現するために教員組織の編制方針に基づき必要な教員組織を編制している。

教育に関する諸権限と責任は、基本的にそれぞれの教授会が担い学長が最終決定している。実際の運用は、各教員がカリキュラム上の講義を行い、更に成績管理を行っているが、これは前述の枠組の下で与えられた権限・責任である。教育の全体的な運用は、「内部質保証の方針」(2-1)を踏まえ、全学的マネジメントの下で行われている。

#### (2) 学部

各学部における編制方針は、全学の方針を踏まえ、明文化した上で教授会構成員全員に周知している学部がある。例えば、文学部(6-3)、政策創造学部(6-4,6-5)、人間健康学部(6-6)では、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化などに係る教員組織の編制方針を策定している。他方、方針を明文化していない学部では、各学部の専門分野にふさわしい教員配置を意識した工夫をしている。法学部、経済学部、社会学部、外国語学部、総合情報学部、理工系3学部では、学問分野のバランスを考慮し、研究者としての専門的力量や適切な学習指導能力を見極め、年齢、ジェンダー、国籍、経歴など教員構成の多様性にも配慮しながら専任教員として任用するという方針が、構成員全体に共有されている。このようなコンセンサスに基づいた人事計画を人事委員会や教授会が遂行している。

# (3) 大学院(博士課程前期課程、博士課程後期課程及び専門職学位課程)

研究科では、必ずしも教員組織の編制方針を明文化してはいないが、各研究科の専門 分野にふさわしい教員配置を意識し具体化するような工夫が行われている。法学研究科、 文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、外国語教育学研究科、総合情報 学研究科、東アジア文化研究科などでは、学問分野のバランスを考慮し、研究者としての 専門的力量や適切な学習指導能力を見極め、年齢、ジェンダー、国籍、経歴など教員構成の多様性にも配慮しながら担当者を決定するという方針を、研究科構成員全体に共有している。このようなコンセンサスに基づいた人事計画を人事委員会や教授会が遂行している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1: 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2: 適切な教員組織編制のための措置 評価の視点3: 学士課程における教養教育の運営体制

#### 1 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学の教育職員は、「職員任免規則」(6-7)第4条において、専任(教授、准教授、専任講師、助教(一部の助教は任期付))、専任に準ずる者(特別契約教授、特別任用教授、特別任用准教授、特別任用助教、RISS 助教〔ソシオネットワーク戦略研究機構助教〕、特任外国語講師、特任体育講師、及び留学生別科特任常勤講師)、専任以外の者(客員教授及び非常勤講師)として定められている。

本学の専任教員の定年は「職員就業規則」(6-8)第17条第1号で満65歳と定められている。ただし、教育研究上、優れた業績を有し、教育上の能力を有すると認められ、授業上必要である場合、定年後2カ年までの延長が認められる。この場合、定年延長の審査は、1年ごとに行われる。更に、「特別契約教授規程」(6-9)によって、「職員就業規則」(6-8)第17条第1号但し書きに規定する定年を2カ年延長された後に、引き続き再雇用(1年更新で2回を限度に更新できる)される特別契約教授制度がある。したがって、本学では最高齢として70歳の教授職にある者が認められている。

大学基準協会の教員組織(大学基礎データ表1)の区分に従うとすれば、専任教員は、本学規程に基づく専任のほか、専任に準ずる者の内、特別契約教授及び専門職大学院に所属する特別任用教授と特別任用准教授(専門職のみなし教員)である。

本学では、前述のような専任教員を各学部・研究科、教育推進部及び国際部に配置しており、それぞれ設置基準に定められた必要数を十分に充足している(6-10)。

また、各学部・研究科の間での隔たりはあるものの、専任教員一人当たりの在籍学生数にも配慮した構成となっている(大学基礎データ表1)。これは、2008年度に学部長・研究科長会議で了承した「教員配置の進め方(方針)」(6-11)に基づき、2009年度以降、計画的に各学部・研究科において必要な分野を検証するとともに、当該分野について順次増員を図ってきた結果である。なお、数値の大きい学部では、入学者の定員超過が一因と考えられる。今後は、定員管理を厳格にすることで、改善を図っていく。

# 2 適切な教員組織編制のための措置

大学設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させるものとされている。本学の場合、各学部などにおける専門科目の教員配置については各委員会で対応している。例えば、法学部では教学体制委員会及び教授会、総合情報学部では教務委員会が設置され対応している。学部によって専任教員

の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられており、設置基準の条件を満たすことはもとより、教員組織の編制方針に基づく適切な配置になっていると判断できる(大学基礎データ表4)。

大学院の研究指導(補助)教員の資格審査は、各研究科における「大学院授業担当資格に関する内規」(6-12,6-13,6-14,6-15,6-16,6-17)などに基づいて厳格に行っている。なお、理工学研究科においては、教授会の下で5年を期間とする大学院担当の更新審査を行っている(6-18)。

本学における女性専任教員比率についてみると、前回認証評価時(13.7%)と比較して15.4%と1.7ポイント上昇している。学部別では、外国語学部が40.4%ともっとも高く、社会学部が22.4%と続いている。教員数の少ない心理学研究科心理臨床学専攻では44.4%、教育推進部では50.0%となっている(6-19)。

民間企業出身者等社会人及び外国人教員の受入れは、学問分野やその特殊性によって異なっている。特に、「国際化」は今後の大学発展の重要なファクターになるが、外国出身の専任教員数は、全学の教員総数から考えて少数である。例えば、法学部 1人、文学部 9人、商学部 3人、社会学部 1人、政策創造学部 1人、外国語学部 7人、総合情報学部 2人、システム理工学部 1人、環境都市工学部 1人、化学生命工学部 1人である(6-20)。また、民間企業出身者等社会人の専任教員としての任用は、教育における「学の実化」をより一層鮮明に推進し、多様な教育サービスを提供するためには、今後とも更に推進する必要がある。

本学では、専任教員の授業担任責任時間数が「職員就業規則」(6-21)第23条第2項に一週当たり教授で8時間、准教授、専任講師及び助教は6時間と定められている。ただし、助教は4時間に減免することができるものとされている。

各学部専任教員の年齢構成としては、教授、准教授、専任講師、助教のいずれも中核となる年齢層に教員が厚く配置されており、教育・研究を充実させつつバランスを保っている。学部間の違いはほとんど見られない。現状は、「特定の範囲の年齢・・・・に著しく偏ることのないようバランスを確保」するという方針(6-1)に適っていると評価できる(大学基礎データ表5)。

#### 3 学士課程における教養教育の運営体制

全学的な教育に関する諸施策を協議・決定する機関として教育推進部が設置され、その下に置かれた教育推進委員会がこの任に当たっている(「教育推進部規程」(2-3)第1条、第6条)。教育推進委員会の下に共通教養教育推進委員会が置かれ、共通教養科目と外国語科目を統括する体制となっている(「教育推進部規程」第10条)。外国語科目については、外国語学部がその実質的な運営を担っている。なお、教員免許を中心にした各種資格関係科目の運営は教育推進部の下に設置した教職支援センターが(「教育推進部規程」第12条第1項第2号)、FD や授業評価などは同じく教育推進部の下に設置された教育開発支援センターが担っている(「教育推進部規程」第12条第1項第1号)。

本学では、同一科目を複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によるリレー講義によって教授する科目もある。これらの授業科目では、授業に先立ち、担任者が相互に到達目標の共通認識を深めた後、その教育内容を共同でシラバスに仕上げ、授業に臨んでいる。特に、多くの兼任教員が担当する外国語科目では、外国語科目担当者連絡会議を開

催し、一定の教育の質の保証を目指して、授業概要・到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準などについての方針を定め、担当者間で密接な連絡調整を行っている(6-22)。

共通教養科目の授業科目担任者は、学部によって多少の差違はあるものの、学科、専攻、専修、学問分野などの単位で調整し、科目担任者の推薦を行っている。この各学部からの推薦を基に、共通教養教育推進委員会において「共通教養科目を担当する非常勤講師の任用基準」及び「外国語科目を担当する非常勤講師の任用基準」に基づき、教員の適格性を審査・決定し、更に教育推進委員会において審議・決定している(2-3,6-23,6-24)。なお、スタディスキルゼミなどの科目は教育推進部の教員が主に担当している。

また、毎学期末に共通教養教育委員会より提供される履修者数、成績分布などの統計 資料及び授業評価アンケートの結果などを参考に、クラス数や授業内容、評価の妥当性の 確認を行っている。具体的には、推薦母体である各学部などで運営方法について検討した 結果を毎年9月の共通教養教育推進委員会で審議し、次年度の運営に反映させている(6-25)。

# ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続

の設定と規程の整備

評価の視点2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の任用・昇任などの手続に関しては、「職員任免規則」(6-7)、「職員就業規則」(6-26)、「教育職員選考規程」(6-33)、各学部・研究科における内規・申し合わせなどに明示されており、これらに基づき、各教授会などの下に設置される人事委員会などで厳格な審査が行われ、人事教授会において審議・決定している。その結果を基に、学長が理事会に推薦を行い、理事会がこれを任命している。例えば、経済学部では、「昇任人事の審査基準についての申し合わせ」(6-27)、「経済学部人事委員会内規」(6-28)などが規定され、基準及び手続が設定されている。商学部でも、「商学部専任教員人事取扱いに関する内規」(6-29)、「採用人事制度に関する内規」(6-30)、「採用人事制度における研究業績評価基準」(6-31)などが整備され、基準及び手続が設定されている。なお、大学院では、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻といった専門職学位課程を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を有してはいない。各学部で任用・昇任された専任の教員が兼担で大学院の教育・研究に当たっている。

更に、教育推進部及び国際部には規程に従って両部の設置目的の実現のために、それぞれの専門性に基づいた専任教員(教育推進部4名、国際部5名)を配置している(6-10)。これら部に属する教員の任用人事については、教育推進委員会及び国際委員会でそれぞれ審査が行われ、その結果を基に、学長が理事会に推薦を行い、理事会がこれを任命している。

また、教員の募集に際しては、選考日程・応募資格(求める人材像)・審査手続などを明示し(6-32)、必要に応じて公募などを行っている。教員人事を進めるに当たっては研究業績を評価することはもちろんであるが、「教育職員選考規程」(6-33)にも明示しているとおり、それ以外の教育歴なども評価の対象としている。

④ ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1: ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2: 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

# 1 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) として次のような組織的かつ多面的な方策が実施されている。

#### (1) 新任教員オリエンテーション

毎年新任教員オリエンテーションを開催しており(6-34)、その中では、①本学の現状、②本学の理念・目的、③大学教育一般、④教育・研究に関わる事項などを共有し、教育研究活動が円滑に行えるようにするとともに、教員としての資質・意識向上に努めている。

# (2) 教育開発支援センターによる取組

教育開発支援センター (CTL) が中心となり、教育方法の改善や学習成果の評価などをテーマとして行う「FDフォーラム」(6-35)を年2回、授業現場あるいはその準備などにおける相談や情報共有を行う「FD Café (新任教員研修会)」(6-36)を年1回開催している。更に、ICT活用やルーブリックなど、直近の授業実践に活用可能な知見を得られる「ランチョンセミナー」(6-37)や「目常的FD懇話会」(6-38)といった機会を年数回開催している。加えて、これらの開催概要を年3回発行される広報誌である「CTLニューズレター」に掲載し、参加者以外にも広く周知している(6-39)。また、高等教育に関する新たな研究や実践の成果をまとめた『関西大学高等教育研究』を年1回発行している(6-40)。このような教育開発支援センターの取組については、学内の教職員のうち、希望者に対して月1回「CTLメールマガジン」を2016年度から発行し、速報性の高い広報も行っている。この他、教授会の時間帯を活用して教学IRプロジェクトで行う学生調査(入学時、卒業時)の結果報告を通じて、各学部の学生の学修行動や学修経験の実態に関する理解を深める機会を設けている。

これらの取組は、例えばルーブリックを活用するクラス数の増加(6-41,6-42)などの学習成果の向上に寄与している。加えて、「CTLメールマガジン」を登録する教員が開始当初から増加していることからも、教育改善の意識が全学的に向上していることが伺える。

# (3) 国際化に対応する取組

英語での科目開講に必要な専門能力開発を目的とした「グローバル FD」として、学内型及び派遣型プログラムを展開している。学内型では教員のニーズに合わせた三つのFD(6-43)の機会を提供し、派遣型では専任教員7名がオーストラリアのクイーンズランド大学での研修に参加するなど、さまざまな取組を実施し、目的の実現が期待されている。また、その各種取組の実施と支援を目的として、2016年4月に教育推進部と国際部のバックアップ体制の下、国際教育支援室(6-44)を設置した。

# (4) 研究活動を支援する取組

研究活動については、①研究水準向上に資すること、②外部資金の獲得などを促進すること、③研究活動を活性化させることなどを目的としてさまざまな支援経費を設定しており、各教員はこれらの獲得に向けた努力を通じて、教員としての資質・意識向上が図ら

れる仕組みとなっている (6-45,6-46)。このことが科学研究費補助金の応募・採択件数の増加にもつな繋がっており、2012年以降は毎年250件以上の採択件数となっている (6-47)。また、国際研究(派遣・受入れ)や国内における研修に関する制度も整備している (6-45,6-46)。

また、教育職員による海外の大学や研究者との交流を支援するため、在外研究員制度、協定校との交換研究者制度、外国人招へい研究者制度、国際交流助成基金による助成(国際シンポジウム・国際学会および協定大学との共同研究)といった制度を設けている。このうち、在外研究員制度は、2018年度から国内研究員制度を統合した学術研究員制度に発展させ、一定年限に国内外を問わず学術の研究、調査などに専念できる制度に改定した(基準8④も参照)。新たな制度に改編することで、研究場所の制約を撤廃し一定の待機期間を経て再申請が可能となり、更なる研究活動の活性化が期待される。

# (5) その他の全学的な取組

その他、全学的な取組として、授業時間中に教職員・学生が参加して地震避難訓練、地震対応シミュレーション訓練をはじめとした大規模な訓練を行う「関大防災 Day」(6-48,6-49)(基準9②も参照)や、人権問題に関する啓発活動(6-50)や人権問題研究室による講演・研修(6-51)を実施して理解を深める機会を設けている。また、「障がいのある学生に対する就学支援」についても、ガイドライン(6-52)に基づき、「教員ガイド」(6-53)を配付して不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に努めている。更に、研究倫理教育としてコンプライアンス研修及び研究倫理研修も行っている(詳細は後述(基準8⑤))。

# (6) 学位課程単位及び各学部・研究科単位での FD 活動

学位課程単位で見れば、学士課程では前述の教育開発支援センターによる取組や、グローバル FD、授業評価アンケート、学生アンケート結果の活用などが、博士課程では学生アンケート結果の活用や、大学院教育検討委員会(5-13)における FD 活動 (研究指導体制の一層の充実、大学院共通科目(英語)の策定検討など)などが取組として挙げられる。また、専門職学位課程ではそれぞれの研究科で FD 活動を行っている。

学部・研究科単位で見れば、文学部における「知のナヴィゲーター」担当者ワークショップ、経済学部の FD 研修、政策創造学部の FD 研究会、外国語学部の FD ワークショップ及び FD セミナー、社会安全学部の FD 委員会などが設置され、組織的に FD 活動を実施している。中でも、人間健康学部の学生 FD 委員会 (6-54)は、学部の FD 活動に学生が参画して、教員・職員・学生が三位一体となって学部の教育の質の向上を目指すもので、特徴のある取組である。その他にも、法学部における「導入演習教材作成委員会」による共通教材 (Civis Academicus) の作成・更新、商学部における「基礎演習連絡会議」、社会学部における「学部充実委員会」、総合情報学部における導入ゼミの「担当者会議」、メディア情報系・社会情報系・コンピューティング系それぞれの実習の「担当者会議」、理工系3学部及び理工学研究科における「新任教員オリエンテーション」などの FD 活動、文学研究科における「EU-日本学教育研究プログラム推進委員会」及び「EU-日本学教育研究プログラム科目担当者連絡会議」などが各学部・研究科での FD 活動の具体的取組である。

この他、高等教育に関連するさまざまなトピックにあわせた学部・研究科等主催の客員教授による講演会、更に教育推進部・社会連携部・国際部・研究所などが開催する学外有識者による講演会などを多数開催している(6-55)。

以上のように多角的な取組を組織的に行い、教員の資質向上を図っている。

# 2 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育改善への組織的な取組として、学生による授業評価アンケートを実施している。 講義系科目では、2016年度春学期の実施率が64.3%、同年秋学期の実施率が62.6%であった(6-56)。全教員へ実施手順の配付や「インフォメーションシステム」を用いた広報を行っているが、継続して実施率を高める働きかけが必要である。アンケート結果は、CS分析の結果などが付されたものが科目担当教員にフィードバックされ、以後の授業改善に資するように配慮している(2-4)。また、FDフォーラムなども適宜開催しており、教育方法の改善や学習成果の評価方法の開発などについて、学内での共通認識を深めている(6-57)。研究業績に関しては、学術情報システム(6-58)で公開している。このシステムが本学における研究と社会との窓口としての役割を持ち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における研究の質の維持・向上に寄与している。なお、学術論文などの研究成果は、後述(基準8③)する「学術リポジトリ」でも公表している。

更に、社会貢献活動は社会連携方針に従って取り組んでいる。詳細は後述(基準9②) するが、国や地方公共団体の委員などとしての活動(6-59)や市民講座(6-60)、高校生への セミナー(6-61)などを通じて、各教員の専門分野や個性を生かした活動により、資質の向 上を図っている。

管理業務については、必要に応じて学外団体が主催する各種研修会に参加するなどにより、資質の向上に取り組んでいる(6-62)。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の教員組織の適切性について、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」の下にある「大学部門委員会」を中心にした定期的な点検・評価が行われてきた(2-15)。そこでは、各学部・研究科などの専門分野にふさわしい教員編制となっているか、特定の範囲の年齢・性別に著しく偏ってはいないか、国際化にも対応しうるような教員編制の多様性が確保されているかなどが点検・評価され、その評価結果の客観性・公平性を確保するため、「外部評価委員会」(2-16)の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させている(2-21)。

この取組に加え、前述(基準2)の「内部質保証推進プロジェクト」(2-17)において、 内部質保証及び質向上に向けた取組の一環で、全学的見地から点検・評価を行い、改善・ 向上に努めている。その一例として、前述の本学の教員組織の編制方針の原案策定を行い、 学部長・研究科長会議において報告・了承を得た。

この他、教員の資質向上に係る取組の一環として、前述(本基準④)の海外の大学や研究者との交流を支援する制度のうち、外国からの研究者の受入れに係る支援体制の構築ならびに「外国人招へい研究者制度」の改善のあり方を国際委員会が中心となって検証し、これらの改善・充実を図るなど課題に対し一定の対策を取ったところである。これらの方

策の効果を2017~2018年度の受入れ実績を基に検証し、更なる改善が必要であると判断される場合には、国際委員会のもとで更なる方策を検討することとしている。

一方、学部・研究科においても、点検・評価結果を踏まえた検討を行うための組織・手続が整備され、改善・向上に努めている。例えば、法学部(6-63)では、人事委員会の構成を各専門領域(パート)の代表から教授会での選挙による選出に変更した改編が行われ、文学部(6-64)では、人事学務検討会議を設置して対応しており、ともに教員組織の適切性についての点検・評価、改善・向上への取組を強化させている。また、経済学部(6-65)では、人事委員会において、年齢構成・国際性・男女比などの教員配置の適切性を高めるよう、点検・改善を行っており、商学部(6-66)では、商学部将来構想委員会による「商学部中長期将来計画」に基づき、人事委員会、審査委員会、学部執行部が教員配置の適切性を図るよう、継続的に点検・評価を行っている。その他の学部・研究科でも同様に、教員組織の適切性を改善・向上させるための点検・評価を組織的・定期的に実施している。

この他、前述(本基準②)の状況を踏まえて、多様な教員の任用に関する取組も進められている。例えば、文学部、外国語学部、人間健康学部、教育推進部では、女性教員の増員に向けた募集や選考時の取組を実践している(6-67)。特に、文学部(6-68)では、2016年策定の「文学部教員ポストの配置―制度と運用―」において「男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法」の趣旨に沿った選考を行うことを明示している。

法学部、商学部、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻などの多くの学部・研究科においても、育児・介護などへの配慮を行っている(6-69)。外国人教員に関しても、外国語学部、社会安全学部、教育推進部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部などにおいて、増員へ向けた募集、選考時の取組を実践している(6-70)。

# 【2】長所・特色

#### (1) 専任教員1人当たりの在籍学生数の改善

教員1人当たりの学生数を少なくし、より充実した教育を提供するため、教員の定年年齢を見直して特別契約教授制度を創設(2009年度から適用)するとともに、教員を60名増員することとした。その配置については、当時設置されていた学部の専任教員に対する在籍学生数などを念頭に置いて2008年に「教員配置の進め方(方針)」(6-11)を策定し、現在に至るまでその取組を実施してきている。その結果、既に見たように、専任教員1人当たりの在籍学生数について改善が見られている。

【専任教員1人当たりの在籍学生数の変化(2007年→2017年)】(単位:人)(6-10,6-71)

	法	文	経済	商	社会	政策	外国	人間	総合	社会	シス	環境	化学
						創造	語	健康	情報	安全	テム	都市	生命
2007	96.8	32. 0	83. 2	89.8	76. 0	28. 5	_	_	48.2	_	28.8	28.8	28.8
2017	59.4	32. 9	62.8	61.0	60. 4	62. 2	15. 4	53.9	40.5	45. 7	26. 2	28.4	27. 2

※『データブック2007』及び『データブック2017』を基に作成。なお、政策創造学部は2007年度に開設し、2010年度に完成年度を迎えている。また、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の2007年の数値は、3学部を合わせたものであるため、同じ数値となっている。

## (2) 専門的人材としての専任教員の配置

教育推進部と国際部に、それぞれの機関における諸施策の実施・実現のための専門的人材として専任教員を配置することにより、共通教養科目の運営、FD 活動の実践、入学生などを対象とした調査(教学 IR)の実施などの全学的な教育推進(6-72)、また、外国大学との交流の推進、研究者や留学生の派遣・受入れ、海外語学セミナーの実施、海外インターンシップへの派遣などの国際化推進(6-73)に関わる事項を円滑に運営することが可能となっている。

## (3) 多様な教員の任用

男女共同参画推進委員会(6-74)により「関西大学男女共同参画に関する基本方針」(2014年3月27日)(6-75)が出され、多様で優秀な人材の参画と推進、人員構成の男女格差の是正、育児などと教育・研究などの両立可能な環境の整備などの方針が定められている。本学は、女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む法人として、大阪市から、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」として認証された(6-76,6-77)。

今後は、基本方針を踏まえて、人員構成の男女格差の是正や各組織運営の意思決定過程への女性参画の推進を図るとともに、「女性活躍推進法に基づく行動計画」(2016年3月)(6-78)に盛り込まれた諸施策を着実に進めていく。特に、自然科学系女性研究者の育成が急務であることから、大阪大学が中心となって推進する、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」(牽引型)(6-79)に参画し、女性研究者の持続的な育成と活躍推進に貢献できるようにする。

また、クロス・アポイントメント制度を導入している。これは研究活動ネットワークの拡大と新たな高い知見の獲得により、本学の教育研究水準の更なる向上を企図したものである。実際に大阪大学との間で協定を締結し、2017年度は1名の教員が当該制度を活用しており、2018年度には継続者も含めて3名の教員が活用する予定である(6-80)。

## (4) 英語での科目開講を企図したグローバル FD

英語での科目開講を企図したグローバル FD の取組の中でも、特に、派遣型グローバル FD では、参加者に原則2年以内の英語での科目開講を義務付けており、各学部専門科目や 共通教養科目「グローバル科目群」における英語開講科目の増加が期待できる。

また、学内型グローバル FD では、海外での長期間にわたる研究活動に必要な英語運用能力について、事前・事後の研修の場にもなっている。CLIL/EMI (English-mediated Instruction) といったグローバル FD は、学内型&派遣型プログラムで得られたノウハウを蓄積・活用しながら、学内での研修の頻度を増やす予定である。これにより教員の研修及び英語開講科目の充実が図られる。この FD 研修に参加した教員は2年以内に英語による授業を開講することが求められており、実際に趣旨に沿った授業の提供を開始している(6-81)。更に、FD 研修をきっかけとして、一部の教員が研究グループを形成し、台湾(東呉大学) と研究交流を開始し、英語を母語としない教員・学生にとって有益な授業とはどのようなものか議論を開始している。

## 【3】問題点

本学では教育推進部が中心となり、大学全体の観点から FD 活動に意欲的に取り組んでいる。しかしながら、必ずしも全教員が積極的に参加している状況ではない。そのため、

引き続き大学として、FD 活動の有効性を実感できるような取組を推進するとともに、参加しやすい環境の整備にも努めていく予定である。

# 【4】全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的に基づき、教員像や教員組織の編制方針を明示し、必要な教員数を配置している。その点は、各学部・研究科だけでなく、教育推進部及び国際部にも当てはまる。また、専任教員数については「教員配置の進め方(方針)」(6-11)及び「教育課程編成・実施の方針」(6-2)に基づき、必要な分野の検証を行うとともに、各部局の教員数の見直し及び増員を実施しており、それぞれの専門分野や所掌事務に適した教員組織の構成となっている。

また、「関西大学として求める教員像および教員組織の編制方針」(6-1)に基づき、専任教員の年齢構成や男女構成、民間企業出身者等社会人及び外国人教員の任用などに配慮し、多様な教育サービスの提供を可能にする取組を行っている。「年齢、性別、国籍等に関する構成員の多様化」の目標は、『Kandai Vision 150』30頁(1-18)でも明記されており、基本方針となっている。特に、男女構成への配慮については、「関西大学男女共同参画に関する基本方針」(6-75)が策定されている。

教員の採用・昇任などの手続は、「関西大学として求める教員像および教員組織の編制方針」(6-1)に基づき、「職員任免規則」(6-7)、「教育職員選考規程」(6-33)、「各学部・研究科における内規・申し合わせ」などに明示されており、必要な規程を整備し厳格な審査が行われている。

教員による教育活動・研究活動などの資質の向上を図るための FD ないし SD については、「関西大学として求める教員像および教員組織の編制方針」(6-1)に基づき、本学独自の方策も含め組織的かつ多面的に実施している。更に長所を伸張させるための方策や必要とされる取組については、「長所・特色」、「問題点」の項目で述べたとおりである。

以上、各学部・研究科、教育推進部、研究推進部、社会連携部及び国際部の設置・運営により、大学全体の教育活動、研究活動及び社会貢献の質向上を図っている。また、専任教員の多様性・バランスへのより一層の配慮がなされるよう取組を進めている。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

# 7 学生支援

## 【1】 現狀説明

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援 に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の 適切な明示

「Kandai Vision 150」(1-18)の教育、国際化、学生支援、就職・キャリアの各項目に学生支援に関する大学としての方針を主に次の項目で明示している(7-1)。

Ⅱ-1教育	《政策目標1》指針・ポイント	②、《政策目標2》、《政策目標	5》指針・ポイント①・②	
Ⅱ-4国際化	《政策目標1》指針・ポイント②、《政策目標2》指針・ポイント①			
Ⅱ-6学生支援	《政策目標1~3》	Ⅱ-7就職・キャリア	《政策目標1・2》	

その他、障がいのある学生に対しては基本方針(7-2)を定め、ハラスメントについては規程(7-3)、防止ガイドライン(7-4)を定め、それぞれHPなどで周知している(7-5,7-6,7-7,7-8)。以上の方針に基づいた学生支援について、きめ細やかな支援策を実施しており、詳細を以下のとおり②で記述する。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1: 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2: 学生の修学に関する適切な支援の実施 評価の視点3: 学生の生活に関する適切な支援の実施 評価の視点4: 学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5: 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6: その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

#### 1 学生支援体制の適切な整備

修学支援は、教育推進部で留年者及び休・退学者の対応、補習・補充教育や自主的な学習の促進に関する支援などを行い、各学部で成績不振者に対する学習指導面談などを行っている。経済的支援は、奨学金委員会が決定し、実務は奨学支援グループが担当している。ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興は学生センター、障がいのある学生への対応、心理相談は学生相談・支援センター、ハラスメントはハラスメント防止委員会、キャリア支援はキャリアセンター、健康面は保健管理センターと担当する部署を明確に定め、適切に役割を遂行している。単独の部署で処理できない問題は、関係部局が連携する体制を構築している。学部と協議すべき問題は、学部執行部と迅速に情報共有を行い、対応している。重要な問題は、大学執行部に随時報告し、学長を中心に対応方針を検討している。以上のことから学生支援体制は、概ね適切に整備していると考えられる。

- 2 修学支援(学生の修学に対する適切な支援の実施)
- (1) 成績不振の学生の状況把握と指導・留年者及び休学者、退学希望者の状況把握と対応 休学や退学に至る可能性がある成績不振学生に対しては、各学部において一定の基準

(成績)を設定し、面談や指導を行っている。具体的には、各学年の春学期及び秋学期の成績を基準に抽出した該当学生の情報が、学部執行部から当該学生が所属する学科、専修などに提供され、教務担当部署、学部執行部とゼミ担当教育職員などが連携して、個別の学生面談や学修指導を行っている。学生面談の結果については、学生面談記録(シート)(7-9)として、学部で保存・共有し、後の学生指導の際に活用している。

留年者に対しては、卒業見込査定資料により卒業見込者を把握して、最短の在学期間で卒業ができるように履修指導を行っている。特に、在学期間が16学期満了に近づいている学生には呼び出しなどを行い、履修相談に加えて卒業に向けた動機付けを行っている。

休・退学希望者に対しては、学生が教務窓口に休学・退学の相談に訪れた際に教務担当者が修学上の悩みについて相談・指導し、学籍に関する制度を説明の上、休学・退学願を手渡すようにしており、学生の置かれている状況を把握するよう努めている。その際、学生の状況に応じて関係部局と協働して問題解決に向けた支援を行っている。また、適宜、各学部執行部に状況報告を行い、必要に応じて相談している。

# (2) 学生の能力に応じた補習、補充教育

補習教育は各学部が学部教育の特徴に基づいた独自プログラムを設定し、対象となる 学生を抽出の上、補習教育プログラムの受講を勧めている。例えば経済学部では「初級ミ クロ経済学」、「初級マクロ経済学」(7-10)、システム理工学部、環境都市工学部及び化学 生命工学部では「物理(電磁気・力学)」、「数学」、「化学」に関する補習(7-11)などを行っている。

また、補充教育として「書く力」、「考え、表現し、発信する力」を培う目的でキャンパスごとに「ライティングラボ」(7-12)を開設し、学生個々の状況に応じたレポート・論文作成などの指導を行っている。具体的には、訓練された大学院生のライティング・チューターが常駐して支援している。特に、2012年度には文部科学省の大学間連携共同教育推進事業「〈考え、表現し、発信する力〉を培うライティング/キャリア支援」が採択され、連携校である津田塾大学と緊密に連携しながらライティング指導の実績を着実に積み上げてきた(7-13,7-14,7-15,7-16,7-17)。補助期間が終了した2017年度からは、継続して津田塾大学とも連携し、本学独自の取組として SF 入試で入学した学生の文章力の向上などに対しても組織的に力を注いでいる(7-18)。

更に、教育開発支援センターでは、「ランチョン・セミナー」(6-37)、「Learning Café」(7-19)として、コミュニケーション・プレゼンテーション、ICT 活用などに関する講座を開催し、教育推進部の教員や学生である LA も講師となり、能力向上に寄与している。

## (3) 正課外教育

正課の授業以外にも多種多様な学びの場の提供を目的として、2016年度の実績として「課外活動のための音楽著作権入門」、「イベント運営講座」、「人権問題フィールドワーク」、「普通救命講習」など(7-20)の多種多様な正課外教育プログラムを実施している(7-21)。

更に教育推進部では、教育開発支援センターと協力して、学生の持つ潜在的な教育力を活用する、TA/LA制度 (4-78, 4-79, 4-82, 4-83) を全学的に展開し (7-22, 7-23)、大学院生・学部生の経済的支援のみならず、こうしたTA/LAに関わることによる正課外での学習成果 (コミュニケーション・スキルの向上、自尊感情の向上など)の獲得に寄与していることを確認している。

## (4) 留学生などの多様な学生に対する修学支援

私費留学生(学部生・大学院生)に対して、専門分野の学修に必要なアカデミック日本語能力の向上を図るため「日本語 $I \sim IV$ 」、「日本事情 $I \sim II$ 」の科目を開設している。また、正課外の支援として、日本人学生による「日本語チューターセッション」(7-24)を設け、学生生活全般に係る諸々の相談をピアで解決する仕組みを設けている。

また、大学院生と外国人研究生に対して、前述のライティングラボとの協働により、 日本語教育専門の教員によるアカデミック・ライティング支援を行っている(7-25)。また、 理工系学部所属の留学生に対して、日本人学生の「メンター」が学修支援を行う制度を開 始した(7-26)。この制度は、今後全学部に広げていく計画である。

更に、成績不振学生や出席状況の芳しくない学生に対し、国際部担当部署が随時モニタリングを行い、必要に応じて連絡を取るなどといったケアを細やかに行っている。

その他、「Mi-Room (Multilingual Immersion Room)」(4-98)を設置し、イマージョン環境を維持するとともに、留学生が日本人学生と学びを共にする機会を実現している。

一方、日本人学生の海外派遣に関しては、各学部・研究科における独自プログラム(7-27)のほか、国際部において多様な留学プログラムを提供している(7-28)。また、「学生留学アドバイザー」(7-29)や「留学カウンセラー」(7-30)などを導入し、留学意識の啓発などにも取り組んでいる。

## (5) 障がいのある学生に対する修学支援

学生相談・支援センターでは、障がい学生支援コーディネーターを配置し、障がいのある学生の相談に応じて各学部・研究科をはじめとする学内外の関係部署と連携しながら、組織的な支援を行っている。具体的な支援内容(7-31,7-32)は、支援を希望する学生と関係部局(学部、学生相談・支援センターなど)で面談を行った上、協議し決定している。

パソコンテイクなどの支援活動を担う学生支援スタッフは、「養成研修」を通じてスキルの向上に努めるとともに、「ランチミーティング」、「中間懇談会・学期末懇談会」、「アンケート」を通じて情報共有と支援活動の改善・向上を図っている(7-33)。

以上の支援状況については『データブック2017』にも記載している(7-34)。

また、情報保障について合理的配慮を高い水準で実現するために、2016年度の試行的 導入を経て、2017年度音声認識ソフトの授業などへの導入を行った。なお、バリアフリー などの整備状況については後述(基準8②)する。

## (6) 奨学金その他の経済的支援の整備

## ア 関西大学『学縁 ※』給付奨学金制度の構築

創立130周年記念事業として「関西大学『学縁』給付奨学金制度の構築」を掲げ、学内給付奨学金(7-35)について、奨学金委員会で検討を重ね、新制度の創設及び既存制度の改編を行った。この制度構築は、奨学金本来の目的に立ち返り、学ぶ意欲はあるが経済的理由により修学が困難な学生に対し支援することに重点を置き、"学業奨励型"から"経済支援型"にシフトしたことが特長である。これは、2013年度の「学生生活実態調査」(7-36)の結果や、他大学の傾向などを踏まえ検討した結果である。

制度再構築の一例として、"学業奨励型"の第1種(学部入試成績優秀者特別)給付奨学金を"経済支援型"の「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金(7-37)へと改編した。給付奨学金の採用内定を入試の出願前に決定することで、意欲を持って本学への進学を希

望する受験生の経済的な不安の軽減に寄与している。

※本学での学び・出会いを通じて培われる「人と人とのつながり」を意味する造語

## イ 関西大学奨学生会「葦の葉倶楽部」の設立

正課教育や課外活動の場面だけでなく、学部、学年を越えて、同じ関大生と交流したい、との要望を学生から受け、奨学金を通じて奨学生相互の親睦を図り「学縁」を広げることを目的の一つとして2015年に本学独自の給付奨学金を受給している学生たちが交流する組織として奨学生会「葦の葉倶楽部」(7-38)を設立した。

本会での活動において、さまざまな分野で活躍する学生同士が学部や学年を越えて交流し、互いを高め合うコミュニティとして「横のつながり」を築くとともに、卒業生や本会に賛同する支援者が奨学生と交流することで「縦のつながり」が生まれ、縦横無尽の「学縁」を創出することを目指している。

# ウ 奨学金の利用状況

経済支援・貸与型奨学金は、主なものとして学外制度の日本学生支援機構奨学金(奨学生約10,000名)、学内制度の貸与奨学金(奨学生約200名)がある。経済支援・給付型奨学金(7-35)は、学部学生対象の新入生給付奨学金(7-39)や「葦の葉」給付奨学金(7-40)、大学院学生対象の大学院特別給付奨学金(7-41)や大学院給付奨学金(7-42)などの奨学金制度で、2016年度は2,100名を超える学生へ経済支援を行った(7-43)。

また、学内制度の経済支援・給付型奨学金とは別に、民間財団・地方自治体などからの給付型奨学金では、本学の推薦に基づき約300名の学生が経済的支援を受けている(7-44)。 更に、家庭からの仕送りの遅延や急病など、真にやむを得ない事由により一時的又は緊急に生活資金が必要となった学生に対し、原則3万円(上限5万円)まで即日貸付する短期貸付金(7-45)や、金融機関と業務提携を行い、本学学生であれば金利を優遇して教育ローンを受けられる体制も構築している。

## エ 奨学金受給を通じた学生の成長及び奨学金制度の有効性の検証

前述の奨学生会「葦の葉倶楽部」では、2016年度から年に2回、交流会を開催している。2011年度から本学独自の学部・大学院給付奨学生を対象として実施している奨学生証授与式に加え、奨学生が一堂に会する場を設けることで、学部・研究科や学年を越えた交流を深めるとともに、さまざまな奨学生から刺激を受けることで学生の成長につながっている。直近の2017年6月24日開催の交流会の参加者アンケートでは、ほぼ全員が「交流会に参加して良かった」と回答している(7-46)。また、交流会には、卒業生も参加し、奨学生が卒業後に在学生を支援する「縦のつながり」が生まれている(7-47)。

新たな「学縁給付奨学金制度」は、各学部・研究科からの意見を奨学金委員会(7-48)で聴取し、改善策の検討と有効性の検証を行い、安定的な運用を目指すこととしている。

#### オ 留学生を対象とする奨学金制度及び授業料減免制度

国際交流に係る奨学金(大学基礎データ表7,7-49)として「国際交流助成基金」の運用 果実から支弁するものがある。この対象は、①協定大学への交換派遣留学生及びDDプログラム派遣留学生、②協定大学からの交換受入れ留学生、③私費外国人留学生、④一定の条件を満たした留学生別科生に対するものなどとなっている。この他、私費外国人留学生に対する授業料減免制度(7-50)や、認定留学制度で留学する学生対象に、1学期あたり認定留学在籍料(10万円)(7-51)を納入することにより、当該学期の授業料などを免除する制 度を設けている。

## カ 正課外活動(部活動など)を対象とする奨励金制度

文化・学術、福祉、ボランティア活動などの奨励を目的に「関西大学文化・学術活動等奨励金」(7-52)を、スポーツ活動の奨励を目的に「関西大学スポーツ振興奨学・奨励金」(7-53,7-54,7-55)を設けており、両奨励金も【個人】・【団体】を対象としている。

## キ その他の経済的支援

学生を授業支援SA、LAなどとして雇用することで、経済的支援も行っている。

#### 3 学生生活支援(学生の生活に関する適切な支援の実施)

## (1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生生活におけるさまざまな悩みや問題についての相談に対応するため、次のような相談窓口を設けている。千里山キャンパスにおいては、①教務センター・学部学生相談室、②学生センター・大学学生相談室、③ハラスメント相談室、④学生相談・支援センター、⑤心理相談室を設け、高槻、高槻ミューズ、堺キャンパスにおいては、心理相談室と各キャンパスオフィス(事務室)が相談窓口となっている(7-56)。

更に、体育会においては、各団体の顧問・副顧問・監督・コーチを対象とした会議や研修の場において、学生の悩み・相談の事例を紹介し、学生(選手)に寄り添う事を促すとともに、2015年度より2名だった保健体育主事を6~7名に増員し、学生(選手)からの相談にも応じる事ができる体制を整えている。

(2) ハラスメント (アカデミック、セクシュアル、モラルなど) 防止のための体制の整備 前述の規程とガイドラインに基づき、学生センターが所管部署となり、全構成員対象 のハラスメント相談窓口として、外部の専門家 2 名と教職員の相談員22名からなる相談 窓口を設置し、日常的に相談に当たっている。また、啓発などを通じたハラスメントの予 防(7-5, 7-57, 7-58) や、調査、調停及び緊急措置などの対応、基本的政策の立案・実施の ために「ハラスメント防止委員会」を設置している。

調停及び調査の要請を受けた場合、事前審査会を開催し、被害を申し出た者の相談内容及び要請内容を確認の上、相当の理由があると認められる場合は、調停員を選出の上調停手続を履行するか、調査委員会の設置を学長もしくは常勤役員へ要請する事となっている。なお、緊急措置が必要な場合は、防止委員長が被害を申し出た者及び相手方の所属長等双方から事実確認を行い、所属長等と協議の上、迅速に必要な措置を講じている。

実際にハラスメントに関する訴えが生じた場合、以上の手続に基づき対応することで、 ほとんどの問題が実質的に解決されている。

## (3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

保健管理センター(7-59, 7-60, 7-61, 7-62)では、全キャンパスに看護師・保健師を配置し、健康管理や健康相談、応急処置を行っている。また、千里山キャンパスには全国の大学の中でも数少ない保険診療所を併設しており、学内での受診が可能となっている。例年4月に実施している定期健康診断の結果、疾患が判明した者には医師または看護師による面談を行い、必要に応じて本学委託機関や適切な医療機関を紹介し、精密検査などの受診を促している。また、感染症拡大予防のため、学内の公衆衛生を守る活動などを適宜行うなど対策を講じている。更に健康への啓発のため、講演会・説明会・各種テスト・検査・測定などを計画的に各キャンパスで展開している(7-63, 7-64, 7-65)。

学生相談・支援センターが所管する心理相談室では、個別の心理相談を行っている。 心理相談に訪れる学生は年々増加傾向にあり、相談件数は2011年度の1,487件から2016年 度には2,347件(7-66)へと増加している。このような状況を踏まえ、心の問題の予防や潜 在的な要支援学生への働きかけを目的としてさまざまな啓発活動を行っている。具体的に は、学生のメンタルヘルスの向上や自己及び対人関係への気づきを目的としたストレスマ ネジメントグループワークを継続的に実施している(7-67)。

学生センターでは、学生生活上におけるトラブルなどの在学中に予見される危険性をあらかじめ周知し、予防と解決手段として、「かんだいLIFE」などを新入生全員に配付している。また、応急手当の基礎知識などの習得を目的に、吹田市消防署と連携し「普通救命講習」(7-68)を実施している。更に、未成年者飲酒防止及び薬物乱用防止に向けた啓発活動(7-69)を毎年度実施している。この他、関西学院、同志社、立命館との間で「関西四大学薬物乱用防止連絡会」を設置し、定期的に情報交換を行うとともに、「薬物に関する意識調査」(7-70)を四大学共同で実施し、各大学において啓発に取り組んでいる。

# (4) 留学生に対する学生生活支援について

前述の理工系学部に所属する留学生対象のメンター制度は、学習支援に加え、文化の 違いや生活習慣に慣れずに悩む学生を支援する役割も担っている。

また、国際部による支援として、留学生が孤立せず日本人学生たちと交流ができるような取組を数多く実施している。例えば、寮在住の留学生には、日本人RA(レジデント・アシスタント)(7-71)が日々の相談役を担い、病気などの緊急の際に付き添うといった役割も担うなど、多様な生活場面での支援を行っている。その他、留学生交流パーティー、日本事情見学会、ランチ交流会、会話交流会など、大学において年間を通じて交流活動を提供し、延べ7,500人の本学学生と留学生などが交流する機会を設けている。この他にも、外国人留学生が参加できる活動を数多く実施している(7-72)。

## 4 進路支援(学生の進路に関する適切な支援の実施)

# (1) 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置など)の整備ア キャリア形成・就職支援体制の強化

キャリアデザインの支援や進路指導を行うためにキャリアセンターを、各種資格取得や難関国家試験合格などに結びつけるためにエクステンション・リードセンター(以下「リードセンター」という。)を設置している。キャリアセンターには、キャリアセンター主事会を、リードセンターには、リードセンター運営委員会を組織し、それぞれの事業計画を協議・実行する体制をとっている(7-73)。事務局体制としては、キャリアセンター事務グループ、キャリアセンター理工系事務グループ、エクステンション・リードセンター事務グループの3グループからなるキャリアセンター事務局を設置し、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスにはキャリアセンター分室を設置している。この他に、キャリアセンター梅田オフィスならびに東京センターにおいて、就職・進路に関する相談や、各種証明書・学割証の発行などの各種サービスを提供している。

#### イ キャリアデザインルームでの学生相談・指導及び就職専門相談員の配置

キャリアセンターでは、キャリアデザインルーム(進路支援室)を設置し、キャリアデザイン担当主事とともに専門のカウンセリング技術を有した6名のキャリアデザインアドバイザー(臨床心理士、産業カウンセラー、心理相談員、キャリアカウンセラーなど)

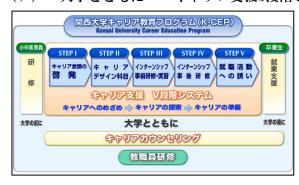
が学生相談(事前予約制)に対応している。同ルームの利用者は、2014年度は1,932名、2015年度は2,086名、2016年度は2,040名(7-74)であった。

## (2) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

本学におけるキャリア形成・就職活動支援は、2006年度採択の文部科学省現代GP「総合大学における標準型キャリア教育の展開ー学生一人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム(K-CEP〈Kansai University Career Education Program〉) -」(7-75)の基本概念を基に、2009年度採択の文部科学省学生支援GP「景気に左右されない職業選択力を育む関西大学キャリアサポート」(7-76)の概念を合わせて展開している。

#### ア K-CEPの継続展開

# (ア) 大学とともに ~キャリア支援5段階システム~



本取組の主要部分となる「大学とともに」では、本学学生を対象とした正課のキャリア教育科目とキャリアセンターが展開している正課外の教育プログラムとを有機的に融合させた「キャリア支援5段階システム」(7-77)によって学生一人ひとりのキャリアデザインを促進し、自律型社会人の育成を目指して全学的な取組を展開している。

基本的な行事としては、「就職・進路ガイダンス」(7-78)を、主に学部3年次生及び修士1年次生を対象に合計3回実施している。それに加えて、5~6月にかけて「就活準備講座」(7-79)を、更に10月から2月には「就活対策講座」(7-80)を実施している。特に、「就活対策講座」は、多くの企業、本学卒業生などの協力により、2014年度及び2015年度は年間1,400社、2016年度は年間1,500社を超える企業を学内に招き、2014年度128,327名(延べ人数、以下同様)、2015年度121,296名、2016年度111,744名の学生が参加した。

これらの取組の相乗的な成果により本学の就職活動者に対する就職決定率は、2014年度は97.3%、2015年度は97.5%、2016年度は98.1%と何れも全国平均値を上回った。また、規模別の就職状況をみても、巨大・大企業への就職率は、2014年度62.9%、2015年度64.1%、2016年度65.0%の結果を残している。更に、学生アンケート(卒業時)によると各自の進路について「満足している」及び「ある程度満足している」と回答した者は、2014年3月卒業生は81.0%、2015年3月卒業生は83.6%、2016年3月卒業生は85.2%となっており、就職決定率と進路に対する満足度は上昇している(7-81,7-82,7-83,7-84)。

この他、本学が独自開発したキャリアプランニングシステム「CAP (Computer Assisted Career Planning) システム」(7-85)は6種類の適性テストと42種類のワークから構成され、キャリアセンター各種行事やキャリアデザインルームでの相談ともリンクさせて活用している。2011年4月15日~2017年5月13日の同システムの利用件数は、適性テスト18,537件(累積件数)、ワーク27,758件(累積件数)であった(7-74)。

#### (イ) 大学の前に ~小中高等学校教員向けキャリア教育研修~

大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会と連携した小中高等学校教員対象の「キャリア教育入門-キャリアカウンセリング研修-」(7-86)を夏休みに実施し、キャリア教育の必要性やキャリアカウンセリングを用いた児童・生徒への指導法などの研修を行っている。

2014年度47名(延べ人数、以下同様)、2015年度71名、2016年度53名が参加した。

#### (ウ) 大学の後に ~卒業生就業支援の展開~

キャリアセンター内に2005年11月より「卒業生就業支援室」(7-87)を設置し、卒業 (修了)後5年程度の卒業生を対象に支援を行っている。具体的には、株式会社マイナビと 業務提携を行い、本学卒業生に特化したキャリアカウンセラーを配置し、①個別カウンセ リング、②求人に対する相談、③面接日程の調整ならびに詳細情報の連絡、④内定後の条 件交渉などの支援を行っている。2016年度の登録者は343名であった(7-83)。

#### イ 新たな課題への対応

## (ア) 採用選考における適性検査対策

企業の採用活動では、SPIをはじめとした適性検査を課すことが多いため、SPIの模擬試験を無料で受験できる措置(7-88)を2012年度から講じている。2014年度は1回、2015年度と2016年度は2回実施した。併せて筆記試験対策講座も開講している。

## (イ) グローバル人材の養成

グローバル社会のニーズに対応できる人材育成を企図した国際インターンシップをキャリアセンターにおいて実施している。2017年度は、アメリカ(ロサンゼルス、サンフランシスコ/シリコンバレー、ニューヨーク)、インド(グルガオン)へ学生を派遣した(7-89)。このインターンシップには、夏季休業期間中には2014年度26名、2015年度32名、2016年度31名、春季休業期間中には2015年度10名、2016年度11名の学生が参加した。

また、低年次から参加可能な「グローバル企業体感プログラム」(7-90)として、中国 (上海)とベトナム (ホーチミン)を舞台に、「海外で働くこと」を体感できる研修プログ ラムを実施している。夏季休業期間中には2014年度中国14名・ベトナム12名、2015年度中 国13名・ベトナム15名、2016年度中国8名・ベトナム12名の学生が参加した。また、2015 年度からは春季休業期間中にもベトナムのプログラムを展開している。

語学力向上に対する支援策として、2013年度から、6月及び12月実施のTOEIC公開テストの内、1回のみ受験料の一部を大学が補助し、実質2,000円で受験可能な支援を行っている(7-91)。本制度を活用し、2014年度は3,723名、2015年度は2,861名、2016年度は2,145名の学生がTOEIC公開テストを受験している。

## ウ 資格取得等支援 ~エクステンション・リードセンター事業の推進~

キャリア形成及び就職活動支援の一環で、在学生、卒業生を対象に、各種資格取得や 難関国家試験合格などに結びつけ、また一般社会人を対象とする生涯学習の場の提供とし てリードセンターを設置している(7-92, 7-93, 7-94)。

具体的に、2014年度開設の英語講座「海外滞在型プログラム(フィジー他)」では、敢えて海外で短期集中のテスト対策を行い、参加者のスコアアップを実現している。その他、キャリアセンター事務グループと連携し、就職模擬試験の結果によって受講を推奨する「SPI試験対策講座」や、将来ビジネス界で求められる資格取得対策を集約したWeb版「ビジネス資格パックWEB講座」などを運営している。

2016年度の全開講講座の受講生数は、延べ3,762名(前年度比261名増)で、各種資格 試験などにおいても、概ね全国平均を上回る合格者を輩出している(7-95,7-96)。

加えてリードセンターでは、2017年度、日本初となる米国UCLAのExtensionとの部局間 提携に基づく同Extension提携オンライン講座を社会人対象に開講し、その実績を基に漸 次本学学生にもその対象を拡大していくべく学内外関係機関と調整中である。

#### エ 学校インターンシップ

2016年度144名、2017年度128名の学生を8月上旬~12月中旬にかけて近隣の幼・小・中・高校及び支援学校に派遣した(7-97,7-98)。高大連携センター委員による学生面接、3回の事前指導、研修中の業務日報の記載と研修後の受入れ校教員による講評、事後報告会への出席、実働時間・活動内容を精査し単位認定を行う進め方は、2005年度採択の特色GPでも高く評価された。また、2016年度から学校側のエントリーシステムを構築し、学生がより適した派遣先でインターンシップを体験できるよう支援体制を拡充した(7-99)。

## (3) 留学生に対するキャリア支援について

外国人留学生対象のキャリア形成・就職活動支援として、キャリアセンターに留学生 担当スタッフを配置し、相談対応、就活対策講座の実施、インターンシップ派遣、多言語 に対応した『就職活動ガイドブック「Job hunting GUIDEBOOK」』 を作成している。

更に、2015年度からはCARES-0saka事業 (7-100) を通してキャリアセンターと国際部との連携を強化し、個別相談会や合同企業説明会などの行事を展開している。これに加えて、2017年度からは定着型の就職支援事業(SUCCESS-0saka)(7-101)も実施している。具体的には、留学生からの要望を受け、日本での就職を希望する学生を対象に、自己分析やエントリーシート、面接対策などの就職活動対策に加え、「留学生のためのビジネス日本語能力テスト(BJT)セミナー」(7-102)といった日本独特の就職活動の習慣や就職活動に必要な知識を学ぶ機会を設けている(7-103)。また、正課教育においても、正規留学生対象の「日本事情 11」を開講し、日本での就職活動を行う上での支援を行っている。この他にも、外国人留学生が参加できる活動を数多く実施している(7-103)。

## 5 正課外活動支援(学生の正課外活動(部活動など)を充実させるための支援の実施)

学生の行う自主的なさまざまな活動には、学生生活において自律性の涵養、社会性の 陶冶及び学生相互の啓発などに教育的な意義があるものと考える。また、課外活動は学業 との両立を第一優先として掲げており、学生が学習に専念できる環境にも注力している。

その教育的な効果を高めるために、学生センターでは、活動場所の提供、金銭援助といった助成策を講じつつ、学生のニーズを汲み取り、快適性やプライバシーにおいて今日的な配慮を行っている。加えて、各団体の顧問(教員)が、行事や計画への助言、試合や合宿への同行により教育上の指導を行っている。

特に、体育会45クラブに対する支援策として、①学長委嘱による顧問・副顧問、監督及びコーチなどの配置、②大学が特に強化を行う最重点強化7クラブ(アイススケート部、アイスホッケー部、アメリカンフットボール部、サッカー部、野球部、ラグビー部、陸上競技部「駅伝」)に対して、最重点強化クラブ助成費の支給、③遠征費用や備品購入などを補助するクラブ強化計画費及び振興費の支給、④関西大学のフロントランナーとしての自覚を促すために、フレッシュマンキャンプ(8月)及びリーダーズキャンプ(12月)の開催、⑤啓発行事の一環として、体育会学生全員を対象とした体育会研修プログラム(2016年度は5回)(7-104)の実施などを行っている。また、毎年度始めに、施設面、備品、指導者や部員間での相談など、あらゆる面での要望を「体育会要望書」(7-105)として提出させ、クラブ面談にて詳細を聞き、安全・安心面を考慮した優先順位で措置している。

この他、2005年4月に学生センターの下に設置したボランティアセンターは、本学学生

の公益に適った社会参画活動を促し、学生の自主性と社会性の涵養に資することを目的としている。このセンターでは、学生スタッフとともに"社会生活における気づき"が得られるようなさまざまな支援を行っている。また、学生が求める学生支援を学生自らが実践する「ピア・サポート活動」(7-106)にも取り組んでいる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 1 学生支援体制に係る点検・評価

前述(本基準②)のとおり、学生支援体制は概ね適切に整備している。なお、この体制は、大学執行部が中心となり、関係部局と連携し点検・評価を行っている。

## 2 学生支援に係る点検・評価

学生支援に係る各種取組の点検・評価は、前述(本基準②)のとおり、部局の自己点 検・評価を担う組織体が行い、大学執行部が全体の確認を行っている。

各部局の自己点検・評価体制の具体例を挙げると、修学支援に係る点検・評価のうち、成績不振の学生の状況把握と指導については、指導終了後に各学部執行部会などにおいて、指導結果の情報共有を行うとともに指導体制・実施方法について点検を行い、改善に努めている。また、休学者・退学者の状況把握については、学籍異動を各学部教授会に諮る際に教授会構成員が異動理由などを確認し、修学指導の状況について点検・評価している。

また、進路支援については、キャリアセンター主事会(7-73)を月に1回程度開催し、就職・キャリア支援に関する取組を点検・評価している。更に、キャリアセンター自己点検・評価委員会(7-107)を年2~3回程度開催し、就職・キャリア支援を含む進路支援について点検・評価を行い、大学全体の自己点検・評価報告書に掲載している(2-15)。

この他、留学生支援については、国際教育センター委員会 (7-108) がその活動の点検・評価の母体となっている。委員会は月一度開催し、修学支援の活動を企画段階から審議し、活動実施後には内容報告及び企画内容の改善について検討が行われている。留学生参加の文化・日本事情学習活動については、イベントごとに参加学生の属性や活用頻度などを把握し、適宜学生との面談なども含め活動の効果検証を行っている。私費留学生は、これらのアンケート調査も年度ごとに実施し、その結果を委員会にて共有している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取組事例としては、まず毎年行っている「学生生活実態調査」(1955年度開始)が挙げられる。具体的には、授業、課外活動などについて、充実度、満足度をチェックし、自由記述項目を設けて大学への意見・要望も確認している。この結果は、学部長・研究科長会議に報告の上、授業関係は教育推進部と各学部、その他は学生センターで検討し、可能な改善を実施している(7-109)。

学生からのさまざまな要望、問題点の指摘については、該当部局が適切に対応している。また、学生から教員に直接伝えられた要望、苦情、問題点などは、学部執行部から、担当部署や委員会に伝達される。担当部署は、学生からの指摘の妥当性を検討し、すぐに対応できるものについては、速やかに対応し、大きな問題、長期的な改革が必要となる問

題については、大学執行部に報告され、当該執行部が方針を立て、対応策を指示している。 調査結果を踏まえて、課外活動における施設の狭隘化や老朽化を指摘する声が多くあ げられていたため、2016年度には、会議室を学生の需要が高い音楽室に改装を行うなど、 適宜補修・改善を行った事例も挙げられる。

障がいのある学生に対する修学支援活動に関する改善は、学生相談・支援センターが中心となり、前述の中間懇談会・学期末懇談会(7-33)を実施し、学期中の支援内容を振り返り、課題を共有した上で、今後の修学支援活動に反映している。加えて、毎学期実施している前述のアンケート結果を、学生相談・支援センター運営委員会及び学生相談・支援センター委員会に報告するとともに、毎年『活動報告書』に掲載し、考察を加えている。その他、改善事例として、視聴覚に障がいを持つ学生の修学支援のためのノウハウ集を、外国語学部と連携して作成し、活用している。

ボランティア活動支援及びピア・サポート活動支援に関する改善は、ボランティア活動支援グループが中心となって実施している。年に数回開催する「ボランティア連絡協議会」(ボランティア活動対象)、「学生支援連絡協議会」(ピア・サポート活動対象)において、実施事業を報告し、連絡協議会で出た意見などを業務に反映し、改善・向上につなげている(7-110,7-111,7-112,7-113)。加えて、ピア・サポート活動については、各支援部署間で、年に数回各コミュニティの活動状況の情報共有を行い、学生の活動に対する支援の改善・向上を図っている。この他、ピア・サポート活動による効果測定として、年度末にピア・サポータへアンケートを実施し、前年度と今年度の記述内容・数値評価の比較により、個々の成長を客観的に判断している(7-114)。同様の測定方法の導入をボランティア活動に関わる学生スタッフに対しても検討している。

体育会各クラブに対する活動支援は、スポーツ振興グループが中心となり実施している。クラブ強化計画費・最重点強化クラブ助成費の算出時に、戦績評価及び部員の成績不振者数や退部者数といった要素を加味して加点・減点している。その結果、スポーツ振興グループからの指導だけでなく、各クラブ内でも成績不振者や退部者を出さないように取り組む姿勢が出てきている。また、「スポーツ振興奨学・奨励金制度」(7-115)を整備し、優れた競技成績を残した個人・団体に対して奨学金・奨励金を授与しているが、成績不振者は対象外としており、学業第一の姿勢を打ち出している。

## 【2】長所・特色

「Kandai Vision 150」の「全体の将来像」及び「II-6学生支援」政策目標にもあるように、社会性や主体性を備えた自立的に行動できる学生の育成を本学における学生支援の一つの狙いとしている。従来型の厚生補導の充実に加え、ピア・サポート及びボランティア活動や TA・SA・LA、ライティング支援などの取組を通じて、前述した学生を育成している。これらの活動は、学生生活実態調査や学生アンケート結果などを通じて、改善・向上に努めている。以下、このような方針を踏まえ、主に本学が特色として考える取組を中心に詳述する。

## (1) 修学支援(学生の修学に対する適切な支援の実施)

入試前に採用が内定する「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金(7-37)を2016年度より導入した。多数の出願者(2016年度508名、2017年度385名)があり、経済的な不安を

抱える受験生が安心して入学できる仕組みとして機能している。奨学生会「葦の葉倶楽部」 (7-38)では、2017年2月から発行の会報「学縁」や交流会開催により、前述の成果があった。今後も、奨学生が「奨学金を受給している」という自覚を持つことを促し、将来、学生を支援する立場になるよう継続的に取組を実施していく。

以上の取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-6 学生支援」政策目標3「奨学支援事業の発展的展開」を実現する取組である。

ライティング支援は、主体的な学びの確立に向けた取組の一つである。具体的には、①支援体制の充実、②独自のeポートフォリオシステムの開発、③客観的な評価指標の確立、④教育カリキュラムとの密接な連動、⑤多様な社会連携を目指した取組について、補助期間内で当初の目的を達成した。この事業の有効性が全学的に認知されたことにより、開始当初の2012年度の636名から2016年度の4,210名へと利用者が6倍に増加するなど、その成果が表れている(7-116)。補助期間終了後においても、全キャンパスにライティングラボを設置するなど、更なる充実を継続的に図っている。以上の取組は、「Kandai Vision 150」「 $\Pi$ -1教育」政策目標2「主体的な学修を促す教育改革における学生参画の更なる推進」をも実現する取組である。

学生相談・支援センターでは、バリアフリーのための施設の改善、学生支援スタッフによるノートテイク、パソコンテイク、代筆、音声認識ソフトの講義への導入などを行い、合理的配慮を高い水準で実現しようとしている。これらの取組による支援内容の向上、教職員対象の研修会などの啓発活動(7-117)による活動内容の認知などの要因により、センターが把握する支援を要する学生数は、2013年の64名から2016年の256名へと大きく増加している(7-118)。当該センターを中心とした大学内の組織的な支援体制の構築が進み、心理相談室が教職員や学生、保護者へ広く周知されてきたこと(7-119)や前述のさまざまな啓発活動(7-67)による成果として、心理相談室に訪れる学生数も年々増加傾向にある。

今後とも、より良い支援が提供できるよう組織的な支援体制を充実させ、多様な学生 支援が可能となるように支援内容の向上及び啓発活動の実施に努めていく。

以上の取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-1教育」政策目標5「大学教育のユニバーサルデザイン化の推進」を実現する取組である。

## (2) 学生生活支援

「学生生活実態調査」の結果の内、自由記述は、関係部局において情報共有の上検討され、実現可能性の高い事項は、順次、政策に結び付けている。このような改善・向上を図ることにより、学生生活の充実度の「充実している」と「まあまあ充実している」の合計値は、2015年度は72%、2016年度は67.3%と高い値で推移している(7-120)。

ハラスメントに関連する相談は、2016年度の相談数は、2015年度の184件から143件に減少した。そのうち、防止委員長に対応の要請があったものは18件で、その内訳は、緊急措置対応11件、調停1件、調査委員会の設置7件となっている。各事案について定められた手続に従って真摯な対応が行われ、大きな問題となった事案は存在していない。今後は、事前防止を目的とした啓発的な講演などを実施する予定である。

## (3) 進路支援(学生の進路に関する適切な支援の実施)

2009年度採択の文部科学省学生支援GP「景気に左右されない職業選択力を育む関西大学キャリアサポート」の3年間にわたる本学の支援事業内容は、最高位の「S」評価を認定

され、併せて「優秀校」として日本学生支援機構のHPで広く事例紹介される結果となった (7-121)。この取組を継続し、採用活動開始時期の変更に左右されず、学生が将来のキャリアビジョンを熟考できるよう、企業の協力の下、全学生対象の業界研究会、OB・OG懇談会や、従来から実施している学内企業研究会、合同企業研究会、関西四大学全国有力企業研究会などの取組を精力的に展開した。その結果、これらの学内企業セミナーを利用した者の内、2015年3月卒業生で79.5%、2016年3月卒業生で80.8%、2017年3月卒業生で80.8%が自己の進路や職業選択に役立ったと評価している。

インターンシップの事後アンケート結果から学生自身の実習総合評価(実習内容、実習環境・職場環境、実習期間など)をみると、5段階評価で「4」又は「5」とした学生は、2014年度92.2%、2015年度97.1%、2016年95.6%と9割以上が高い評価であった。また、自分自身にもたらされた変化についても、多数の声が寄せられた(7-122)。更に、夏季休業期間中のベトナムにおける「グローバル企業体感プログラム」(7-90)では、コクヨベトナムトレーディング株式会社の協力を得て課題解決型学習に取り組んでおり、2015年度の学習成果として、コクヨ株式会社のベストセラー商品「キャンパスノート」に参加学生のアイデアが採用され、本学とコクヨベトナムトレーディング株式会社の共同開発商品として『日本語練習ノート』(7-123)が商品化されるなど成果を残している。今後は、グローバルに活躍する人材養成のためのキャリア教育を推進するために、国際インターンシップやグローバル企業体感プログラムなどの量的・質的向上を図る。また、外国人留学生対象のキャリア教育科目の開設や国内インターンシップの充実に向けた諸整備を行っていく。

法科大学院に特化した就職支援のスキーム構築を目指し、2014年7月から本格的に法科大学院在学生、修了生の就職支援を開始した。具体的には、在学生、修了生対象の就職支援として、①高度専門職キャリア・クリニックを開設し、就業支援カウンセリング実施のための専門相談員1名を週2日配置、②キャリア支援のためのガイダンスの開催、③インターンシップの開催、④法科大学院生と企業との交流会の開催などの取組を行った。その結果、初年度2014年度は修了生1名が民間企業へ就職するのみであったが、2015年度は民間企業3名、公務員5名、2016年度は民間企業2名、公務員2名と、いずれも修了生の就職につながった。特に、公務員試験については、同クリニック利用者の豊富な法律知識が上位合格という結果につながっている。

以上の取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-7就職・キャリア」を実現する取組である。

## (4) 正課外活動支援

ボランティアについて、ボランティア情報の収集及び提供とともに、「ボランティア体験ツアー」(7-124)、「ボランティア入門講座」などを実施し、活動参加のきっかけ作りやコミュニケーション能力向上を目的とした講座などを実施している(7-125)。特に、学生が主体的に行う活動の内、「淀川の清掃」は2007年度から開始し、累計6,700名(2017年3月現在)が参加しており、定例活動として定着している。これらの活動は、環境保護などに貢献するとともに、参加者した学生の声(7-125)からも、社会性・協調性を育むといった教育面でも成果を上げていることがわかる。この他、随時窓口相談を行っており、ボランティア活動のコーディネートや、活動に対して悩みや不安を抱える学生への指導・助言を行っている。

ピア・サポート活動については、分野ごとに分かれた八つのピア・コミュニティがそ

れぞれ活動を行い、各コミュニティの支援部署の職員及び学生支援室TA(大学院生)の支援の下、活動を行っている(7-126,7-127)。具体的には、ボランティア活動支援グループが中心となり、「ピア・サポート研修」、「スキルアップ講座」などのサポータの能力向上を図る取組や(7-128)、研修会、自主勉強会などの実施による支援部署の職員及びTAの資質向上を図り、支援体制の強化に努めている(7-129)。加えて、2007年度採択の学生支援GP「広がれ!学生自立型ピア・コミュニティ」(7-130)の特徴の一つであった正課教育は、補助期間終了後も名称を変更して、「ピア・サポートのためのクリティカル・シンキング」、「ピア・サポートのための交渉学」を教育推進部が中心となり開講している。この他、2017年には「学生ミーティング『ピア・サポート活動報告会』」を開催し、学内で活動を行う学生同士で交流する機会を設けた(7-131)。以上の取組により、学生が社会人基礎力を身につけることができる機会を設けている。

体育会学生を対象として、スポーツのみに傾斜するのではなく、大学生として豊かな 学びを得させる観点から、「体育会研修プログラム」(7-104)を実施している。このプロ グラムは年次別にテーマを設定し、それぞれ講義形式やグループワーク形式で各年次・時 期に応じて、身につけてほしい知識・情報の提供を行っている。この他、スポーツマンと しての安全や健康面も考えさせるべく全学年を対象とした熱中症対策講座や栄養に関する セミナーなども開催している。また、顧問・監督・コーチを対象とした安全・安心に関す るテーマで「指導者研修会」も行っている。

今後とも、これらの取組内容をより浸透させるべく、実施形態の見直しや告知方法の変更、アンケート調査などを行っていく。

以上の取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-6学生支援」政策目標1「課外活動による豊かな人格形成と地域社会との信頼構築」を実現する取組である。

## 【3】問題点

## (1) 修学支援(学生の修学に対する適切な支援の実施)

奨学金、スポーツなどの課外活動支援、ボランティア活動の発展には、資金の確保・ 充実が課題である。しかし、現状としては、卒業生による寄付金の額はそれほど多くない ため、卒業生が誇りを持ち大学への支援・貢献を積極的に行ってもらえるよう、教育、研 究、学生活動などにおいて、より大きな成果を上げるとともに、その成果を発信しユニヴ アーシティ・アイデンティティを醸成することが求められる。そのために、その醸成を大 学執行部が中期行動計画として設定し法人と協力して積極的に取り組んでいる。

ハラスメント相談では、アカデミックハラスメントに関係するものが多くなっている。 これを予防すべく、教員に対して、学生とのコミュニケーションなどについて啓発的な講 演会、シンポジウムを行っていく計画である。

前述のとおり、心理相談室へ訪れる学生の数は年々増加し、相談内容も多岐にわたっている。その結果、相談員、コーディネーターの人員配置の状況も含め、四つのキャンパスをフォローする支援体制としては必ずしも十分とは言えない。今後、更に充実させるために増員計画をはじめとする支援体制の強化を検討している。

#### (2) 学生生活支援

学生のマナー、モラル関係の学外からの指摘・苦情が近年増加傾向にある。「学生生

活実態調査」(7-109, 7-132)によれば、学生自身からも一部学生の振る舞いについて苦言を呈する声があり、問題意識そのものは共有されている。これを受けてニーズに即した今日的なテーマの各種啓発行事を立案・実施しているが、学生の参加者数は芳しくないことが多い。今後は、企業や地域社会と連携し、広報活動も精力的に行うなど、対象者を『振り向かせる』ことを課題として認識し、行事の立案を計画する予定である。

## (3) 進路支援(学生の進路に関する適切な支援の実施)

卒業生対象の「学生アンケート(卒業時)」によれば、「キャリアセンターでの相談を利用しなかった」と回答した学生の割合が2015年3月卒業生で28.9%(7-133)、2016年3月卒業生で28.3%(7-134)、2017年3月卒業生で19.3%(7-133)と毎年2~3割程度の占有率となっている。また、キャリアセンターが実施する種々の支援プログラムにおいて、2016年度アンケート結果(卒業時)(7-135)では、学内企業セミナーを83.5%が利用しているのに対し、自己の職業観を涵養する各種行事には71.6%の利用率にとどまっているため、担当部署において改善に向けた検討を行うこととしている。

リードセンターが開講する講座では、比較的短期間で成果が現われる「英語講座」、「SPI試験対策講座」や、「公務員講座」に受講生が集中している。一方で、時間をかけて計画的に取り組んで成果を導き出す「司法講座」、「税理士講座」といった難関資格試験等対策講座の受講希望者は年々減少している。その対応策として、現在、「司法講座」では法学部と連携し、学部新入生への卒業後の進路に関するアンケート調査を実施し、その結果を講座内容に反映するなど適宜関係学部と連携し課題改善に向けて取り組んでいる。

## (4) 正課外活動支援

体育会学生は、練習や大会出場などで、講義を毎回受けられないケースも生じている。また学生の所属学部のキャンパスと練習場が離れている場合もあり、より充実した修学支援が必要となる。現在もそのような学生を対象にした語学クラス、教養科目のクラスなどを設置しているが、今後は所属学部以外のキャンパスでも受講できるインターファカルティ科目の充実がより重要になる。そのために、学生センターの保健体育主事会、スポーツ振興グループが教育推進部と共同で修学支援の整備に取り組んでいる。

## 【4】全体のまとめ

現状説明、長所・特色の項目でも説明したように、学生支援の体制は整備されており、補充教育、補習教育プログラムなどの修学支援、奨学金などを含めた経済的支援、学生が心身ともに健康・快適で安全な学生生活を送るための生活支援、キャリア教育を含む進路支援、正課外活動支援などの多様な取組についても、高い水準で実施している。その成果は長所・特色に記述したとおりである。また、このことは「卒業時調査」及び「学生生活実態調査」におけるアンケート結果においても裏付けられている。

学生支援を担当する部局とその役割も明確に設定され、相互の連携も十分に行われている。更なる学生支援の充実に向けて、支援のあり方を見直し、より強固な体制の整備を行っていく方針である。

以上のことから、大学基準に照らして秀でた水準にあるといえる。

# 8 教育研究等環境

## 【1】 現狀説明

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するため の方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方 針の適切な明示

「Kandai Vision 150」(1-18)の教育、組織運営の項目に教育研究環境の整備に関する大学としての方針を、主に「 $\Pi$ -1教育」《政策目標3》指針・ポイント①、「 $\Pi$ -8組織運営」《政策目標5》に明示している。これらの方針に加え、三つの方針の実現に向け、教育研究環境の整備に努めている。

なお、自己点検・評価活動に際しては、大学として教育研究等環境の整備状況を点検・評価する当該基準に加えて、本学の「内部質保証の方針」(2-1)に基づき、大学基準協会では設定していない独自の評価項目である「基準11 研究活動」を設けて取り組んでいる。具体的に「基準11 研究活動」では、「論文等研究成果の発表状況・国内外の学会での活動状況」「特筆すべき研究分野での研究活動状況」「研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況」「附置研究所と大学・大学院との関係」などについて点検・評価している(8-1)。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1: 施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2: 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### 1 施設・設備などの整備・管理

方針を具現化すべく、施設・設備などの整備に当たっては、常任理事会の下に設置した「キャンパスデザイン会議」が俯瞰的な視点から本学全体のキャンパスデザイン全般に関わる提案を行い、中長期施設・設備整備計画及びキャンパスの将来計画に係る施策に寄与するなど、教育環境整備(イノベーション創生センター、梅田キャンパス、グラウンド整備など)に大きな役割を果たしている。

## (1) 施設・設備などの維持・管理、安全・衛生の確保

本学には、学部生・大学院生が学ぶキャンパスとして、4キャンパス(千里山・高槻・高槻ミューズ・堺)が設置され、それぞれ校地・校舎に関しては、大学設置基準などの法令上必要な要件を満たしている。

キャンパスごとの学部・研究科設置状況は、千里山キャンパスには10学部・10研究 科・3専門職大学院、高槻キャンパスには1学部・1研究科、高槻ミューズキャンパスには1 学部・1研究科、堺キャンパスには1学部・1研究科となっている。

校地・校舎などの管理責任体制は、「学校法人関西大学固定資産及び物品管理規程」 (8-2)第7条第1項に「固定資産は、用途及び目的に応じ、学部長、部長、館長、所長、室 長及び局長がその管理の責に任ずる」と定めている。 校舎整備状況については、多くの学部を設置している千里山キャンパスをはじめ、それぞれの教育・研究のニーズに応じた最新の設備を有した校舎を整備している。また、取得後経過年数が経っている校舎や、1981年以前に竣工した旧耐震基準の建物などを含めて耐震補強が必要な校舎については、建替えもしくは改修計画を進めている。本学ではキャンパス全域の耐震診断を行い、毎年必要な耐震改築・改修工事を順次進めている。これには、方針も踏まえつつ、建物本体のみならず附属設備の老朽化や施設に対する学内外のニーズを見極めながら、建物の建替えと耐震改修を計画的に進めている。

2014年度から2016年度に実施した施設・設備整備の具体的な事例としては、2014年9月の「第4学舎第2実験棟」(8-3)の竣工、2014年からの3カ年計画として第3学舎及び第4学舎のリノベーション工事の実施(耐震補強含む)、2016年8月の野球専用グラウンド「KAISERS BASEBALL FIELD」(8-4)の竣工、10月の梅田キャンパス(8-5)(大阪市北区鶴野町)の開設があげられる。特に、梅田キャンパスでは、地域・社会人・大学がともに発展できる新たな拠点として、「社会人学び直しプログラム」など大学院レベルのプログラムの提供や、学生の就職活動支援など学内外交流の場として今後の発展が期待される。

また、多キャンパス化に伴い、必要な教室への遠隔講義システムの導入を行っている。 学部・研究科、各キャンパスからのニーズを踏まえながら、複数キャンパス間における多 人数の講義形式による通信が必要な場合もあれば、法科大学院などで実施されている個人 単位の法律相談実習など、キャンパス間のみならず多様な利活用が進んでいる。その他、 携帯電話などの各キャリアと連携・協力し、通信基地局設備の設置場所を提供するなど、 学生のみならず地域の方々への公衆情報網(無線 LAN を含む)の提供にも貢献している。

更に、既存キャンパスの狭隘化などの問題を解消するために、新たな土地の取得にも 努めている。その際、1件の予定取引価格が5,000万円以上の物件及び理事会が必要と認め る場合は「財産評価委員会」(8-6)が価格を調査・審議し、理事会への答申を行うといっ た手続きが定められており、学外有識者による専門的・中立的な判断に基づいた適切な意 思決定が行われている。

## (2) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

キャンパスのバリアフリー化については、管財局が学生相談・支援センターと連携しながら、利用者の声を直接聞き対応を進めている。それ以外にも、施設の全面リニューアルの際にアメニティ整備にも着手しており、近年の事例としては、学舎建物に近接する専用駐車スペースの確保、キャンパス南門周辺へのスロープ設置、新設エレベーターの設置、ドアの自動化・引戸化、多目的トイレの増設など、利用者に配慮した環境整備が進んでいる。

また、本学創立130周年記念事業の一環として、千里山キャンパス新アクセス整備工事を行い、従来の二つの通学・通勤ルートに加え、西門からつながる第3のルートを設置した。このルートは歩行者専用の通路であるため、安全・安心に通行できるだけでなく、利便性も高く利用者の多い通学路となっている。

## (3) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の主体的な学習を支援する共有スペースに関する全学的な運営方針及び効果検証 については、教育推進部の下に設置の「関西大学コモンズ委員会」(8-7)で協議している。 そのスペースとしては、凜風館のコラボレーションコモンズ(8-8)(2013年開設)、総合図 書館ラーニング・コモンズ(8-9)(2015年開設)などがあげられる。前者(コラボレーションコモンズ)はラーニングエリア、ライティングエリアなどの正課での学習支援やボランティアエリア、ピアエリアなどの正課外の活動支援を行い、後者(総合図書館ラーニング・コモンズ)は総合図書館と教育推進部が連携して学生の主体的な学習を支援している。また、チューターによる授業外におけるライティング支援を行うライティングラボ(7-12)、授業環境を整備する授業支援 SA(4-75)、学生のアクティブラーニングを促す役割を担うLA(4-80,4-81)を配備し、学生と教員に対してより良い学習環境を提供できるよう、支援体制を整備している。

## 2 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

大学全体として情報リテラシーの向上、情報倫理の確立に取り組むため、インフォメーション・テクノロジーセンター(以下「IT センター」という。)では2016年に情報セキュリティポリシーに係る各種規程(8-10,8-11)やガイドライン(8-12)を制定し学内外に周知するとともに、それらに沿った運用を行っている。また、IT センターHP 内に学生向けの「情報倫理・セキュリティ対策」ページ(8-13)を公開することに加え、新入生向けのPC や SNS の利用法を記載したリーフレット(8-14)を配布し、最初のサービス利用時に簡単なリテラシーテストの受講を義務付けている(8-15)。更に、情報倫理やセキュリティに関わる講習会、セミナーや、年1回の情報セキュリティ啓発キャンペーン(8-16,8-17,8-18)を開催するなど、継続的な啓蒙活動を行っている。

また、図書館においても各種オンラインサービス(8-19,8-20)による情報提供を行っているため、全学の「情報システム利用規程」(8-11)に基づく情報に関する倫理遵守を求めた利用がなされている。電子ジャーナルや外部データベースの利用に当たっては、図書館HPで利用上の注意を掲載し、情報倫理に反する行為を行わないよう周知している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1: 図書館、博物館、インフォメーション・テクノロジーセンターの基本的な方針の明示※

評価の視点2: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点3: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

評価の視点4: 博物館の活動および整備状況とその適切性※

評価の視点5: インフォメーション・テクノロジーセンターの活動および整備状況とその適切性※

1 図書館、博物館、インフォメーション・テクノロジーセンターの基本的な方針の明示

## (1) 図書館、学術情報サービスを提供するための基本的な方針

学是の実現を目指して、4キャンパスに総合図書館(以下「総合図」という。)、高槻キャンパス図書館(以下「高槻図」という。)、ミューズ大学図書館(以下「ミューズ図」という。)、堺キャンパス図書館(以下「堺図」という)を設置している。具体的には、図書館の目的は「関西大学図書館規程」(8-21)第2条に規定しており、その運営は各種規程(8-22,8-23,8-24)に基づき行っている。また、教育・学習支援、研究支援及び学術情報基盤としての諸機能を果たすために、「関西大学図書館資料収集方針」(8-25)に基づき適切な蔵書構成によって利用者のニーズに応えている。

学内外の学術情報関係機関と連携し、図書資料の充実を図り東アジア文化研究の貴重で特色あるコレクション(8-26)を形成するなど、学内外の利用者のニーズに対応できる蔵書を構築している。

## (2) 博物館の活動に関する基本的な方針

博物館の目的は「関西大学博物館規程」(8-27)第2条に規定しており、その運営は各種規程 (8-27, 8-28)に基づき行っている。また、博物館の活動に関する方針は主に「Kandai Vision 150」の「 $\Pi$ -8組織運営」《政策目標5》指針・ポイント③においても明示している。この実現に向けた中期行動計画 (1-20) として、①展示事業の新たな展開と充実、②施設・設備の整備・充実、③学内施設を活用したキャンパスミュージアム構想を設定し、多彩な教育研究活動や普及活動などを精力的に展開・推進している。これにより、約4万点の所蔵資料 (8-29) を活用した学内外での多様な連携を推進し、構成員の「学び」、「探求」と社会への「還元」、「実践」を循環させた高水準の社会貢献を目指している (1-18)。

# (3) インフォメーション・テクノロジーセンターの活動に関する基本的な方針

IT センター(8-30)の目的は、「関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程」 (8-31)第2条に規定しており、その運営は各種規程 (8-31,8-32)に基づき行っている。また、 IT センターの活動に関する方針は主に「Kandai Vision 150」の「 $\Pi$ -8組織運営」《政策目標5》指針・ポイント④においても明示している。この実現に向けた中期行動計画として、①柔軟で継続性の高いクラウド情報基盤の整備、②教育支援に関連したシステムの活用促進、③機動的な業務運営を支える IT システムの新展開と現有システム・サービスの再編などを取り組むべき中期的政策の方針として掲げている。これにより、IT センターでは最先端の ICT 環境を整備し、幅広い教育研究活動を支援することを目指している。

## 2 図書資料の整備と図書利用環境の整備

## (1) 図書、学術雑誌、電子情報などの学術情報資料の整備

学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書館では前述の収集方針に基づき図書を整備している。具体的には、調達時に図書を研究用図書と学習用図書に大別し、研究用図書は更に学系別図書、大学院生用図書、逐次刊行物、電子情報資料に細分している。取得された図書は、資産図書については資産図書台帳、準資産図書は準資産図書台帳に電子的に登録することで管理している。

#### (図書資料の所蔵及び受入れ状況)

図書資料の所蔵数は、2017年3月末現在、総合図2,143,182冊、高槻図53,863冊、ミューズ図43,579冊、堺図45,445冊、全体で2,286,069冊となっており、図書館全体で前年度より16,841冊増加している(8-33)。蔵書構成として、各キャンパスに設置の学部に関連する分野の蔵書をバランスよく所蔵している。ただし、総合図は自然科学(400類)が6%と、他の3図書館よりも比率が小さい(8-34)。これは電子ジャーナルなどの電子資料が図書に取って代わりつつあることが一因と推測できるが、今後推移を見守る必要がある。

#### (図書館利用状況及び学外相互利用状況)

2016年度の図書館入館者数は4図書館を合わせて延べ832,149人、年間貸出冊数は314,994冊である(8-35)。大学間及び公立図書館などでの相互利用などを実施するとともに、近隣住民などに対する地域開放も行っているが、高槻図、ミューズ図及び堺図では図書館間相互貸借(ILL)の機能を持たず、総合図を仲介した形で学外相互利用を実施して

いる。国内外での図書館間相互利用件数を見ると、提供は2006年度から年々減少している。 提供数は2006年度の6,228件から2016年度には3,851件(8-36)になり38.2%の減少である。 また、依頼も2006年度の4,525件から2016年度の2,139件(8-36)へと52.7%減少している。 これは、世界的に文献のデジタル化が急速に進展し、相互利用制度を利用せずに必要な文献を容易に入手できる環境が整ってきたことが大きな要因である。この他、2016年度のオンラインからの学外相互利用の申し込みは、1,524件(8-37)であった。

#### (2) 国立情報学研究所や他図書館との連携

本学では、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツをはじめ他図書館とのネットワークを整備し、「関西大学図書館利用規程(第29~33条)」に沿って運用している。この他、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)(8-38)に参加し、委員派遣などの運営に積極的に参画している。

## (3) 学術情報の発信とアクセスに関する対応

図書館 HP からの情報発信はもとより、「関西大学学術リポジトリ」(2-53)を通じた本学構成員の研究成果の蓄積と公開を積極的に推進している。また、2016年度の電子ジャーナルと電子ブックのコンテンツ数累計は29,181コンテンツ、これにデータベース購読料を加えた電子資料の経費は381,942,643円で図書費の総額に占める割合は56.34%であり(8-39)、図書費に占める電子資料の経費は上昇傾向にある。2016年度における図書費執行額は677,871,316円であり、その内訳は総合図649,700,454円、高槻図11,566,721円、ミューズ図5,658,977円、堺図10,945,164円であった(8-40)。

# (4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数、開館時間など) の整備 (利用環境)

閲覧座席数は、2017年4月における総合図の座席数(ラーニング・コモンズを含む)の収容定員に占める割合は9.60%、高槻図、ミューズ図、堺図の同割合は、10.33%、11.70%、20.16%であった。全体の収容定員に対する座席数の割合は10.25%であった(8-41)。

2016年度の開館日数は、総合図が304日、高槻図と堺図は269日で、ミューズ図は書架増設工事に伴う休館により259日であった(8-42)。開館時間は、各図書館とも最終授業終了後、学生が学習できるよう配慮している。情報検索インフラについては、KOALA(関西大学蔵書検索システム)や各種データベースなどを利用できるよう各図書館に利用者用パソコン(総合図137台、高槻図9台、ミューズ図10台、堺図16台)を設置している(8-43)。

2016年度卒業時調査では、「大学生活を振り返り、今現在、どの程度満足していますか (教育・学習環境に関して:図書館の施設や蔵書数)」という質問に対し、全学では60.0% が「満足」、29.5%が「やや満足」と、合計すると89.5%が肯定的な回答をしており(8-44)、概ね学生の図書館に関する評価は高い水準にある。

#### (場としての図書館機能)

総合図のグループ閲覧室は、ゼミなどの授業に使用され、年間362回、1日平均1.19回の利用があった(8-45)。また、図書館主催のツアーやガイダンス(蔵書検索、文献の探し方、入庫及びデータベースの使い方など)を各館で実施しており、総参加者数は7,847人で、在学生数の25.8%であった(8-46)。

また、総合図書館ラーニング・コモンズでは、前述(本基準②)の取組に加え、TA による学修支援体制も導入し学生によるプレゼンテーション能力育成を目指した取組などの

もとで、2016年度の利用者は延べ28,142人と増加している(8-47)。

#### (5) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

スタッフ(専任職員及び委託業者など)は、113名のうち司書資格を有する者が68名で、その割合は60.2%である(8-48)。総合図は専任職員21名、委託業者などを73名配置しており、司書資格を有する者は55名である。分館には委託業者を高槻図で7名、ミューズ図で7名、堺図で5名配置しており、司書資格を有する者は高槻図で4名、ミューズ図で6名、堺図で3名である。なお、分館があるキャンパスの事務局には司書資格を有する専任職員を配置している。図書館の専任職員を私立大学図書館協会阪神地区部会研究会、大学図書館職員短期研修会、漢籍担当職員講習会などに参加させ、人材の育成と資質の向上を図っている。

# 3 博物館の活動および整備状況とその適切性

博物館は、千里山キャンパス内の簡文館(登録有形文化財)に設置している(総面積 1816.28㎡)。収蔵する学術資料の中心は、登録有形文化財(考古)「本山コレクション」 約2万点であり、その他考古学研究室の発掘資料や購入、寄贈、蒐集による史資料、美術 工芸資料などで構成されており、全体で4万点を超えている。「博物館規程細則」に従い 入館料無料で開館し、2016年度開館日数は187日、入館者数は13,436名であった(8-49)。

博物館の主な活動状況は、所蔵資料を中心にした展示公開、博物館所蔵の学術資料の館外貸出し(15件32点)や調査受入れ、定期刊行物である『博物館紀要』、彙報『阡陵』の発行や、講演会、ミュージアム講座、実践実習研修会の開催を通じた研究成果の公開、「博物館実習」の受入れ(2016年度実習生50人)や学芸員インターンシップの派遣などの学生教育、校友や篤志家からの学術資料の寄贈や寄託の受入れなどを行っている(8-50,8-51,8-52,8-53)。その他、博物館事務室所管の年史編纂室では、大学に由来する資料を年史資料展示室に展示しており、初年次ゼミなどの団体見学(968人:年史編纂室年間入館者数の約12%)で活用されるなど自校教育に寄与している(8-54,8-55)。

特に博物館には、重要文化財16点をはじめ主な考古学資料約700点を展示する常設展示室、大形壁面展示ケースを導入し多彩な企画内容の展示会が可能な特別展示室、本学の教員と学生が中心となって発掘調査に携わった高松塚古墳壁画再現展示室(屋外)の三つの展示室(8-56)があり、それぞれが機能分化して一般公開に寄与している。

なお、博物館の運営には、博物館長(教育職員兼職)に加え、専任職員6名、非専任職員14名の20名(内学芸員資格取得者は16名)が携わっている。

#### 4 インフォメーション・テクノロジーセンターの活動および整備状況とその適切性

IT センターでは、各キャンパスに設置するパソコン(学部独自運用のものを含み3,423台)やオープン PC コーナーなどのスペースの管理・運用とともに、パソコンやソフトウェア利用の案内や問い合わせ対応を行っている(8-57,8-58)。この他、講義コンテンツ制作などの教育の質向上に係る取組(8-59,8-60)、モバイル端末の普及による BYOD (Bring Your Own Device) 化を念頭に置いたサービスの提供(8-61,8-62,8-63)、キャンパスネットワーク KAISER や各キャンパスにおける無線 LAN 環境や Wi-Fi 環境など情報通信ネットワーク(8-64)の管理・運用、セキュリティ強化や利便性向上のためのシステム改善などの取組を行っている(8-65,8-66,8-67)。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を 図っているか。

# 評価の視点1: 研究活動を促進させるための条件の整備

# 1 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示・研究費の適切な支給・外部資金獲 得のための支援

「Kandai Vision 150」の研究の将来像と政策目標に大学としての研究に対する基本的な考え方を明示している。なお、「Kandai Vision 150」策定以前は、「長期ビジョン KU Vision 2008-2017具現化のための長期行動計画」(1-13)のビジョン「教育を支える『鍛えられた研究力』」に基づいた研究改革の基本方針を定めており、それに沿って研究体制の整備や産学官・知財連携を推進してきた。

研究活動を支援する組織としては、2008年10月に研究推進部を設置し、その中核となる研究推進委員会(3-9)は、原則として毎月1回開催し、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成を行い、迅速な意思決定を図っている。なお、この委員会は、「研究推進部規程」(3-9)により、大学院・研究推進を担当する副学長(研究推進部長)を委員長として、2名の副委員長(研究推進部副部長)、教授会組織をもつ学部などの執行部(副学部長など)及び附置研究所の長を代表する委員で構成している。

経費面での条件整備の中心となる個人研究費は、「個人研究費取扱規程」(8-68)に基づいて、毎年度、専任教員全員と、心理学研究科、法科大学院(法務研究科)及び会計研究科の特任教育職員に対して交付する研究資金である。その他に、経常的な研究支援経費としては、「教育職員の外国留学等に関する規程」(8-69)に基づく外国出張補助費や、研究成果公表の助成制度として、研究成果出版補助費(8-70)などがある。公募型の競争的研究経費は、本学での共同研究などの促進のための制度であり、研究拠点形成支援経費、若手研究者育成経費、教育研究高度化促進費、教育研究緊急支援経費の四つの支援制度(8-71,8-72,8-73,8-74)を整備している。これらの研究費により、大型の研究組織の形成支援と若手研究者育成に重点を置いた支援を可能としている。

一方、外部資金獲得については、科学研究費助成事業(科研費)への申請を基本とし、申請書作成支援はもとより申請・採択状況の分析などの情報提供、科学研究費申請奨励研究費の支給、間接経費の配分など、申請の活性化を促す支援策を整備している。科研費以外の外部資金では、国の大型補助金を中心とした予算・施策動向の調査、研究者の分野や特性に応じた公募情報提供や申請対象となる外部資金の目的に応じた訴求力のある申請書の作成支援を行う体制を整備している。これら研究活動の活性化を支える人材を、URA (University Research Administrator)(8-75)として戦略的に配置し、文部科学省の研究ブランディング事業の申請(8-76,8-77)などに積極的に関わり成果を上げている。

#### 2 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障など

各学部・各研究科の主たる教育研究活動エリア(各学舎)に、各教員の研究室を配した建物「研究棟」があり、そこに個人研究室、合同研究室及び資料室などを配置している。 専任教員には個人研究室が与えられるが、主に理工系学部では、専任教員以外の共同研究 者などは、テーマごとの合同研究室、実験・実習室を使って研究を行っている。

個人研究室の配置状況は概ね100%充足しているが、システム理工学部では82.7%にと

どまっていた。そのため、研究環境の改善に係る取組として、理工系学部では、前述(本基準②)の第4学舎リノベーション工事により13室の新たな個人研究室を設置し、システム理工学部における個人研究室の必要な室数を満たすなど、研究環境の改善を着実に進めている(8-78)。その他、創立130周年記念事業の一環として「イノベーション創生センター」(3-7)を設置した。このセンターでは外部資金中心の運営形態を基本とし、研究者・学生・参画企業などからなる協働環境を整備している。実際に5社の企業、八つの学内研究室(8-79)が入居し、大学発・学生発の起業・事業化や、イノベーション人材の育成・異分野協働によるイノベーションの創生を目指し活動している。

専任教員の研究時間を確保する取組として、在外研究員制度、交換(派遣)研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度(8-69,8-80,8-81,8-82,8-83)などの研究専念制度を整備している。また、前述(基準6④)のとおり、2016年度に在外研究員制度と国内研究員制度を統合し、「学術研究員規程」(8-84)を制定した。なお、2016年度の実績は在外研究員(学術・調査)19名、国内研究員3名、研修員14名である(8-85)。

その他、特別任用研究員、PD(ポストドクトラルフェロー)及び RA(リサーチアシスタント)が雇用可能な制度を整備している(8-86, 8-87, 8-88, 8-89)。

# 3 ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) などの教育研究 の活性化を支援する体制

教育支援体制として、前述(基準4④)の TA(4-76, 4-77)と LA 制度を運用している。TAは、「実習・演習」、「講義」、「初年次教育」、「外国語」などの科目における授業内での学習支援や、ライティング支援(7-12)、外国語の授業外学習支援、理工系の学習支援(8-90)など授業外の学生の主体的な学びの支援を行っている(8-91)。一方、LA はピアラーニングの一環として共通教養科目「スタディスキルゼミ」などの演習型の初年次教育科目に配置し、効果的な協同学習ができるようファシリテータとして授業内の学習支援を行うなど受講生の学びを支援している。2016年度は104名の LA が授業内で支援を行った(8-92)。また、学生の学習による教育効果を高めることができるよう、TA と LA に対しては研修(8-93)を定期的に実施している。

## ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

# 評価の視点1: 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学では、「研究倫理規準」(8-94)を制定し、研究者が遵守すべき倫理と、研究遂行過程、研究成果公表及び研究費に関する留意事項を、本学における研究活動の倫理のあり方として述べている。とりわけ、同規準に定める「人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動には従事しない」の規定を明確化するため、2016年12月に軍民両用技術(デュアルユース)に関する研究費に係る本学の方針(8-95)を公表した。

「研究倫理規準」に加えて、文部科学省などからの通達に基づき、「公的研究費等取扱規程」(8-96)で競争的資金を中心とした公募型の研究資金の倫理上の適正な管理に関する必要な事項を定め、「研究活動における不正行為に関する取扱規程」(8-97)では、ねつ造、改ざん、盗用などの研究者による不正行為への対応などを定めている。また、両規程では、不正防止の取組としてコンプライアンス研修及び研究倫理研修の定期的な実施、不正事案

発生後の対応として調査委員会の設置、調査結果の公開などについても規定している。なお、これらの規準・規程は、HPなどを通じて学内外に広く周知している(8-98)。

コンプライアンス研修の教材として文部科学省の動画コンテンツ(8-99)を、研究倫理研修の教材として2015・2016年度はCITI Japanのプログラム(8-100)、2017年度からは日本学術振興会「eL CoRE (エルコア)」(8-101)などのe-ラーニング、日本学術振興会発行の冊子(8-102)を活用し研修を実施することで、研究における倫理面の重要性が研究者に定着しつつある。その他、論文発表前に独自性を検証ツールとして「iThenticate (アイセンティケイト)」(8-103)を導入するなど、不正防止に関する取組を行っている。このほか研究倫理に関連する規程として、「関西大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」(8-104)に基づき、研究倫理に関する学内審査機関を整備している。また、遺伝子組換え生物などに関しては、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する管理規程」(8-105)を定めて、安全委員会を設置して、規程と法令との適合性の審査、遺伝子組換え生物使用計画の審査などを行い、安全かつ適切な実施を図っている。更に、研究成果の知的財産権については、「発明規程」(8-106)を定め、発明委員会を設置して、職務発明などの審査、知的財産権の承継に関する事項などを審議している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

# 1 施設・設備などの整備・管理

施設設備などの教育環境の点検・評価として、管理業務委託先との日常的な報告会の 実施や管財課員による各部局への施設改善要望を伺い改善対応を検討する「ヒアリング会」 を次年度予算検討期間に実施することで、施設設備面での諸問題を改善している。

# 2 学術情報サービスの提供に係る点検・評価

図書館及び博物館の活動は、それぞれの自己点検・評価委員会(8-107,8-108)において、定期的に点検・評価を行っている(8-109,8-110)。その結果を受けて、図書館では図書委員会において電子ジャーナルのあり方、ラーニング・コモンズのあり方、施設の整備、国際化への対応などの改善・向上を図り、博物館では博物館運営委員会において博物館機能の充実、研究員の制度的配置などの課題に対して段階的に改善を図っている。

IT センターについては、全体の運営を点検・評価するため、IT センター委員会と IT 所員会議が中心になり点検・評価活動を行っている。具体的には、年度ごとに作成する『年報』(8-65,8-66,8-67)での総括や、教員や事務組織から提出された「情報システムの利活用に関する提案シート」(8-111)、ICT 利用実態調査(8-112)などを通じて、課題を把握し改善を図っている。具体的には、印刷専用コーナーの拡充、現行システムのモバイル対応を含めた各種機能の改良、迷惑メールフィルター設定の調整などの改善を図っている。

## 3 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

前述(本基準③)のとおり、コモンズに係る点検・評価は「関西大学コモンズ委員会」で、ライティング支援や学習イベントについては、教育開発支援センターの「ライティン

グ支援プロジェクト」や「学習環境デザイン・学習支援プロジェクト」において内容の検討及び点検・評価を行っている。これらの点検・評価は、主にアンケート調査により行われる。コラボレーションコモンズにおけるアンケート(8-113)では、学生の授業外の学習環境の活用方法、その活用による効果や、学習環境の改善点を把握し、その結果を前述の委員会に共有し、施設の改善などに活用している。また「レポートの書き方ワンポイント講座」(8-114)や「Learning Café」(7-19)などの学習イベントでは受講生対象のアンケート(8-115,8-116)を毎回実施し、受講生の理解度の把握や、学習イベントの課題や改善点の検討に活用している。更にライティング支援に関しても、支援を受けた学生に毎回アンケート調査を実施し(8-117)、TA(ライティング・チューター)自らの支援活動の振り返りや、TA研修プログラム内容の検討材料として活用することで学習支援の質を担保している。この他、学習者から寄せられる課題やその改善策は、定期的なランチョンセミナーの開催(6-37)や、教員向けの『アクティブ・ラーニング読本』(4-73)の発行などを通じて、学習環境の改善・向上に関する知見を水平展開している。

4 研究活動を促進させるための条件整備・研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組研究環境の整備状況や研究活動の不正防止などに係る適切性については、それぞれの取組に応じた組織体で点検・評価している。具体的には、個人研究費は執行状況により、外部資金は申請数と採択実績などにより研究推進部が、研究費は執行管理状況により研究推進部及び社会連携部が連携して、点検・評価を行っている。点検・評価を行った結果、個人研究費の2014年度から2016年度の執行率は、大学全体で94%程度(8-118)を推移しており、各専任教員の研究分野に関する研究費として十分に活用されていることが明らかになった。また、科研費などの外部資金の申請数・採択件数などの実績を統計資料として研究推進委員会で披露することで、各学部などでの申請支援体制の検討材料(8-119,8-120)にするなど、改善・向上に活用できている。この他、「公的研究費等取扱規程」に定める不正防止への実効性を高めるため、2014年度に「研究費の支出に関する取扱内規」(8-121)を制定し、研究費ごとに異なるルールや基準を統一して、適正な経費処理の促進を図った。

また、コンプライアンス研修及び研究倫理研修については、全研究者を対象に実施し、 特に専任教員については、所属学部などの長に受講状況を報告し、未受講者に研修受講を 促してもらうことで受講の徹底を図っている。

# 【2】長所・特色

## (1) 場所を問わない学術情報の閲覧環境の整備

図書館では、KOALA(関西大学蔵書検索システム)に学術リポジトリや貴重書のデジタル画像(8-122)を加え、図書・逐次刊行物・電子ブック・電子ジャーナルとともに検索できるシステムを構築・整備したことにより、学術情報の閲覧環境の向上に寄与している。今後もより一層サービスを向上させるべく、システムの機能充実を図る予定である。また、貴重書のデジタル化も推進しており、2015年度及び2016年度には新たに国文学研究資料館古典籍共同研究事業センターとの連携事業(8-123)として図書館所蔵の万葉集、古今和歌集他の古典籍資料のデジタル画像撮影を行い、広く閲覧に供しており、高い社会的評価を受けている。以上の取組は、「Kandai Vision 150」「II-8組織運営」政策目標5「キャンパ

ス特性にあわせた持続可能な施設・設備の整備・充実」をも実現する取組である。

#### (2) 大学博物館の取組

地域文化資源の整備・活用を目途とした他大学や地域博物館との連携も積極的に行い、 学内にとどまらない活動を展開することで、人的交流の活発化、収蔵資料調査の進展や多 用な展示公開にもつながり、ここ数年は入館者数が1万人を超えるなど成果が表れている。 今後は、博物館の所蔵資料や展示室を活用し、研究成果の見える化などにも取り組む予定 であり、学内資源の保全と公開に向けた支援と整備も進めていく。以上の取組は、 「Kandai Vision 150」「II-8組織運営」政策目標5「キャンパス特性にあわせた持続可能な 施設・設備の整備・充実」をも実現する取組である。

#### (3) 外部資金獲得の支援

2012年度に URA(University Research Administrator)体制を導入し、本学では URA の担う業務を、独自に六つの職能(①外部資金申請支援者、②プロジェクト運営支援者、③学術研究支援者、④産学官・知財マネージャー、⑤研究環境マネージャー、⑥成果公開促進担当者)に体系化し、高度な専門性を有する支援者として配置している。また、研究者が研究活動に専念できるよう、外部資金の支援研究プロジェクトに適したチーム体制を形成し、外部資金の申請支援から採択後の研究プロジェクトなどの運営支援まで一貫した支援を行っている。URA 体制による積極的な関わりにより、私立大学研究ブランディング事業の2年連続採択をはじめとする多種多様な成果を上げている。この他、NEDO や科学技術振興機構をはじめとする特殊法人が募集する各種研究事業や経済産業省所管のコンソーシアム事業への申請の状況は、1億円以上の大型プロジェクトへの申請が2014年度2件、2015年度3件、2016年度5件(8-124)となっている。今後も URA 体制による支援を一層強化し、本学のシーズと企業・自治体・公共団体などのニーズとのマッチングやプロジェクトの運営支援を推進する。以上の取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-3研究・社会連携」政策目標2「次世代を担う若手研究者と起業家の育成」を実現する取組である。

## (4) 研究倫理に係る取組

研究倫理基準や研究活動における不正行為に関する取扱規程等を踏まえ、点検ツール「iThenticate (アイセンティケイト)」(8-103)のシステム運用を2016年度に見直し、事務局の代理チェックに加え教員が自身でチェックできるようにした(8-125)結果、利用件数が倍増した(8-126)。したがって、更なる利用促進に向け利用者のニーズにあわせて使用方法の拡充を図るとともに、学内周知を進めていく。

#### (5) ICT を活用した教育

クラウド化や BYOD の推進に取り組んだ結果、2016年にはスマートフォンのみによる講義が実施 (4-90) されるなど、ICT を活用した先進的な教育が実現しつつある。更に2017年度は、本学での学びの質をより高めるため、講義や演習などでの関大 LMS の活用法や能動的学習の実践法を記したリーフレットを作成し、配布することにより本学教員の ICT 活用能力を伸ばす取組を行う予定である。以上の取組は、「Kandai Vision 150」「 $\Pi$ -1教育」政策目標3「複数キャンパス連携型学習環境の充実」、「 $\Pi$ -8組織運営」政策目標5「キャンパス特性にあわせた持続可能な施設・設備の整備・充実」をも実現する取組である。

## 【3】問題点

#### (1) 図書の収容空間の整備

増え続ける図書の収容空間を確保するため、現実的な保存書庫計画を早急に策定し、 書庫の狭隘化対策を講じる必要がある。そのため、2017年4月に連携事業の一環として、 本学と大阪市立大学及び大阪府立大学の図書館間で所蔵資料の相互利用及び分担保存に関 する申し合わせを締結し(8-127)、書庫狭隘化の改善及び利用者サービスの向上を図った。

## (2) 図書(電子ジャーナルなど)の価格高騰への対応

逐次刊行物などの価格高騰のため、図書館図書費の大半は逐次刊行物費及び電算情報資料費で占められており、適正な蔵書構成の形成に向けて支障が生じかねない状況に陥りつつある。これに関する対応策として、電子ジャーナルに関しては大学図書館コンソーシアム連合に参加し、出版社がコンソーシアム会員館向けに提案する有利な契約を締結してきたが、圧倒的に出版社が有利な状況にあるため、その成果は価格上昇率を抑制するにとどまっている。前年度よりも安価な価格での契約は困難であるが、今後も、大学図書館コンソーシアム連合の活動に参画することで、出版社に対して有利な交渉を続けていく。加えて、新規の逐次刊行物購入に際してはスクラップ・アンド・ビルドなどあらゆる可能性を想定した新規資料の購入ルールの検討を図書委員会の下に積極的に推し進めている。

## (3) 博物館施設の整備・充実

博物館活動が多様化し充実する一方で、展示準備や資料調査、写真撮影などのための作業空間や資料の保管場所の確保に困難が生じている。特に既存収蔵庫は、事務組織の改編により博物館専有ではなくなり、文化財保護法、博物館設置基準に照らして課題が生じている。安全で有効な運用のために、博物館専用収蔵庫の拡張及び作業空間の確保が喫緊の課題である。そのため、他大学などの状況調査を行った上で適切な空間を提言し、博物館施設の整備・充実を推進していく。

## (4) インシデントへの対応及び予防対策

学外からの不正アクセスやフィッシング詐欺の被害、コンピュータウィルスなどによるサーバの乗っ取り(サーバのボット化)といった数多くのインシデントが発生している。 侵入を未然に防ぐだけでなく、侵入後の被害拡大を防ぐための技術的対策の実施に加え、 管理者が不明瞭だったサーバの把握及び停止といった運用・管理の徹底(8-128)、教授会 での口頭説明による教職員のリテラシー向上(8-129)など、さまざまな観点から対策を検 討している。

#### (5) キャンパス間における利便性格差の解消

一部のサービスは千里山キャンパスのみでの提供となり、キャンパス間での利便性に格差がある。そこで、その一つである関大 My プリント(8-61)については、2018年度以降、全キャンパスで提供できるよう、前向きに検討している(8-130)。

## 【4】全体のまとめ

本学では「キャンパスデザインガイドライン」を策定し、限られた敷地の有効活用を図っている。2016年には第4学舎4号館、関大前駅から第3学舎への新アクセス通路、イノベーション創生センターなどが完成した。また「Kandai Vision 150」において政策目標として記している「複数キャンパス連携型学習環境の充実」の実現に向けた ICT 機器の整

備も強化されつつあり、教育環境は着実に向上している。また、授業外の学習環境を保障するためのコモンズ施設については、徐々に整備されつつあり、今後も増設の努力を継続していく。なお、十分な教育効果を得るために必要な少人数授業が増加していることもあって、教室不足が懸念されるところである。これを改善するため、学部に割り振られた学舎区分を超えた教室の相互利用を積極的に進めていく。

図書館には学生教育のための図書に加えて研究用の専門書や学術雑誌の整備が求められる。電子ジャーナルとの契約は、多くの学術論文を教員の個室から閲覧・ダウンロードすることを可能にした。しかし、電子ジャーナル契約費用の高騰は一般専門書や学生教育図書の購入に支障を生じさせかねない状況に陥りつつある。図書予算の大幅増が見込めない現状では、電子ジャーナル契約に関する更なる議論とルールの明確化が必要である。

理工系における個人研究室の不足は解消されており、研究環境も着実に向上している。科学研究費などの外部資金の獲得は研究の活性化に必須であるが、2012年に導入した URA は、研究支援・社会連携グループと一体となって外部資金の申請から採択後まで一貫 した支援を行っており、ブランディング事業をはじめとする大型研究費の採択につながっている。このように URA 導入の効果は明確であるが、更に効率的に研究支援を行うシステムを追求することが重要である。

以上のことから、教育研究などの環境は大学基準を充足しているといえるが、現状を 最善と考えず、常に検証を行う努力を継続していく。

## 9 社会連携・社会貢献

# 【1】 現状説明

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する 方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関する方針としては、社会連携部に設置された社会連携委員会において2005年度に策定した「社会連携基本方針」(9-1)(2012年度改訂)を HP などに明示している。また、「Kandai Vision 150」(1-18)においても、当該の方針を踏まえつつ、社会貢献の将来像とともに、これに対応する指針を主に次のとおり、明示している(9-2)。

Ⅱ-1教育	《政策目標4》指針・ポイント②	Ⅱ-4国際化	《政策目標1》
Ⅱ-3研究・社会連携	《政策目標1~4》	Ⅱ-6学生支援	《政策目標1》

この他、地域との連携については、各キャンパスを設置する市との協定を締結し、「協 定書」や「覚書」により趣旨を明確にしている。

以上の方針を踏まえ、各部局の設置目的、活動趣旨に従って、本学では、社会連携・ 社会貢献を推進している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1: 学外組織との適切な連携体制

評価の視点2: 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進

評価の視点3: 地域交流、国際交流事業への参加

社会連携・社会貢献に関する大学としての活動は、社会連携部が中心となり、関連する部局と連携しながら推進している。

産学官連携の推進や特許など知的財産権の管理、連携自治体との地域連携活動や学校インターンシップなどの高大連携事業については、社会連携部が中心となり各種取組を実施している。また、教育研究成果を社会に還元する取組の一つとして履修証明プログラムや、地域の協会、自治会と連携した国際交流事業、各キャンパスを設置する地方自治体との連携事業は、社会連携部と関連する部局が協同して実施している。具体的な取組及び実績については、以下に詳述するとおりである。

## 1 産学官連携・地域連携・高大連携事業(実施主体:社会連携部)

産学官連携については、2016年度の受託研究(試験・分析含む)、学外共同研究、委託研究員受入及び指定寄付は397件(2015年度306件)を扱い、研究費総額は約59,349万円(2015年度約57,426万円)となっている(9-3)。取扱件数及び取扱金額共に2015年度より増加している。件数内訳としては共同研究、受託研究、指定寄付が増加し、試験分析、委託研究員が減少した。金額の内訳としては、共同研究、指定寄付、試験分析が増加し、受託研究、委託研究員で減少した。共同研究の件数が受託研究を上回る傾向が続いている。

研究の受入れ件数の増加ならびに受入れ研究費の増額を目標に、学内シーズの把握・

公表 (9-4)、本学教員や産学官連携コーディネーターの日々の積極的な活動のほか、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、「JST」という。)での新技術説明会(9-5)などを行い、外部資金の獲得のための活動を鋭意継続している。また、前述(基準8④)のイノベーション創生センター(9-6)では、研究成果の実用化開発や学生への起業家教育プログラム(9-7)などの取組を行っている。

知的財産権については、2016年度も引き続き発明委員会(8-106)で職務発明の法人承継の審議を行い、72件の国内特許出願(企業との共同研究を含む)を行った(9-8)。その中から JST の外国出願支援制度(9-9)を活用し、外国出願の取扱件数は漸増している。また、積極的に技術移転を行うため、イノベーションジャパンなどの展示会(9-10)に出展し、例えば JST のマッチングプランナープログラムに2016年度で8件(9-11)の採択を得た。

地域連携については、連携自治体のニーズに対応して、キャンパスを置く自治体と公開講座 (9-12,9-13,9-14) を共催するとともに、特定自治体に限らず参加できる子ども向けの取組やビジネスパーソン向けの実務即応型の少人数制講座など (9-15)、東京都において継続開催している講座 (9-16) を含めて、年間50以上の講座 (9-17,9-18,9-19,9-20,9-21,9-22,9-23) を実施している。大学間連携では、大阪府立大学・大阪市立大学との連携公開講座 (9-24) を開催している。

地域連携活動では、本学が拠出した資金を原資とした堺市との連携事業協力資金(9-25)を用いて活動を進めるとともに萌芽的な地域連携プロジェクトを補助する「地域連携活動に対する補助事業」(9-26)も行っている。「地域連携事例集」(9-27)を発刊して、事業モデルを学内外に発信し、併せて新たな連携ニーズの発掘の一助としている。2016年度秋には、地域連携活動の学生に対する教育的効果に着目し、学生自身が成長を省みるシステムの構築と優れた成果を上げた学生を顕彰するシステムの設置を進める事業に着手した。高大連携事業では、2016年度に高校生向け各種セミナーを「関大の知にふれる」、「関大の研究を体験する」、「関大の講義に学ぶ」(9-28)と改称し、コンセプトを明確にして高校側に示す方針を決めた。また、学校インターンシップでは、前述(基準7②)のとおり、学校・園の要望を効果的に集約するエントリーシステムを開発した。

## 2 社会人学び直しに係る取組(実施主体:教育推進部)

社会人学び直しの観点から、教育推進部中心に履修証明プログラム「海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム」(9-29)を実施している。2016年度実績として延べ28社47名の社会人が受講した。プログラム実施前及び実施後に行ったアンケート(9-30)では、本プログラムが目指す<経営管理能力>に関する全てのカテゴリーで有意な差がみられ、受講生の能力向上が顕著であり、到達目標を満たすなどの成果を上げている。

#### 3 地域における国際交流事業の展開(実施主体:国際部)

本学と大阪大学が主体となり、地域産業や自治体とも連携して設立したコンソーシアムでは、2012年度から3年間実施した「H.O.M.E.事業」(9-31)、その後継として2015年度から実施の「CARES-Osaka事業」(9-32)を展開している。この事業は、国際化を図ることに加え、千里エリアの活性化推進や、留学生の地域での住環境の整備・確保を目的とし、住居、交流、就活、キャリア、雇用サポートの五つの観点から多様な取組を展開している。具体的には、吹田市国際交流協会と連携して地域RAや多文化共生アドバイザーを任用し、「多文化共生講座」などの各種イベント・講座(9-33)開催による留学生の地域貢献に係る

支援や、留学生の地域への理解を深める「地域連携科目(関西を学ぶ I・II)」(9-34,9-35)の設置など、多様な支援を行っている。その他、留学生の地域自治会行事への参加、 寮内の自治会員による日本語会話教室ボランティア(9-36)の開催など、地域住民との交流 機会を設けている。

## 4 スポーツやボランティアによる地域連携・地域交流事業 (実施主体:学生センター)

スポーツ振興を通じた地域連携・地域交流事業として、吹田市地域教育協議会(吹田第一中学校区・豊津中学校区)の協力を得て「クラブ1日体験入部」(9-37,9-38)(2016年度は2日間開催し、延べ約990名参加)や、佐賀県武雄市との連携協力締結(9-39)に伴うスポーツ教室(9-40)(年1回開催。2016年度は陸上競技教室を開催し、約40名の武雄市内の小学生が参加)などの取組を開催している。その他、関西大学創立130周年記念事業の一環として設立した特定非営利活動法人関西大学カイザーズ総合型地域スポーツ・文化クラブ(通称:関西大学カイザーズクラブ)(9-41)では、地域社会に根ざした大学として地域課題(9-42)に取り組んでいる。具体的には、大学の知財・人材・施設を基に運営しているスポーツ・文化スクール(9-43,9-44,9-45,9-46)(サッカー、アイスホッケー、チアダンス、フィギュアスケート)には周辺地域の園児・児童が参加している。特にチアダンススクールではスクール生が地域のイベントに出演するなどスクール生の育成及び地域社会におけるスポーツ振興に寄与している。

ボランティアを通じた地域交流事業(9-47,9-48,9-49)については、ボランティアセンターが中心となって運営している。代表的な取組として、2007年度より継続的に実施している「ボランティア体験ツアー~淀川清掃ボランティア~」(2017年3月時点での参加者総数約6,700名)や、2011年度から毎年「大阪マラソン」の給水ボランティアに参加している。この他、官公庁(9-50)や教育委員会をはじめとする自治体などとのボランティアを通じた連携事業に取り組んでいる(9-51,9-52)。

## 5 学術資源を活用した地域連携・社会連携事業 (実施主体:図書館、博物館)

学術資源を活用した地域連携事業として、連携協定を締結している自治体(吹田市、池田氏、八尾市、高槻市、堺市)在住の市民(9-53)に対する学習・調査・研究を目的とした図書館利用機会の提供(9-54)、他大学図書館や公共図書館からの学外利用(8-24)、文化庁からの補助金を資源とする地域の博物館園と連携した地域文化資源の整備・活用(9-55,9-56)(「かんさい・大学ミュージアム連携」、「北大阪ミュージアム・ネットワーク」)などを行っている。特に、博物館が主体となって毎夏開催する社会教育行事「キッズミュージアム」(9-57,9-58)では、近隣博物館、地方自治体、企業などの協力を得て実施するなど社会貢献にもつながっている。

一方、学術資源を活用する社会連携事業として、図書館では、連携協定(9-59,9-60,9-61)(摂津市、鹿角市教育委員会、大阪市史編纂所など)に基づく古文書調査などに関する活動協力や、他機関や報道機関などの依頼による図書館資料の出陳、提供(9-62)を行っている。

この他、図書館独自の国際交流事業として、諸外国の大学図書館(9-63,9-64,9-65,9-66)などと学術・相互協定を締結している。

#### 6 キャンパスを設置している自治体との連携事業

## (1) 地域の防災拠点としての取組

学内における防災・防犯などの対策の整備と体制の確立、危機管理マニュアルの整備、安全関係シンポジウム・講演会の開催、地元自治体・警察署・消防署との協力体制の確立など(9-67)、「安全・安心」づくりに向けた諸活動を展開している。

本学では「学校法人関西大学危機管理規程」(9-68)に基づき、危機管理委員会で策定された基本方針に沿って非常時における学園危機管理体制を強化すべく、防災に関する想定訓練「関大防災 Day」(9-69)などを開催し、構成員に対する危機管理意識の向上を図っている。具体的には、毎年約1万人の学生・教職員が参加する大規模地震避難訓練(千里山・高槻・高槻ミューズ・堺・北陽)や、千里山キャンパスでは防災講演会のほか近隣連合自治会をはじめとする地域住民とともに炊出し訓練などを実施している。この他、危機管理委員会の決定に基づき、大規模な災害が発生した場合を想定し、人命の安全確保ならびに被害の軽減、二次災害防止を図るため、3日分の食料を中心に、対策本部、救援・救護、自衛消防隊、避難生活、安否確認、情報収集に関する用品を各キャンパスで備蓄している(9-70,9-71,9-72,9-73)。特に高槻ミューズキャンパスでは、飲料水を確保するためのプール用水浄化システム、コージェネレーション発電機なども備え(9-74)、施設・設備も充実させ、地域社会と深く連携することで、本学が掲げる「安全・安心」を体現している。

加えて、2016年7月に災害時の自助活動や事業の継続に取り組む企業・団体に政府が認証を与える「国土強靭化貢献団体認証 (レジリエンス認証)」を大学として初めて取得するなど、地域の防災拠点として大きな役割を担っている。

## (1) 吹田市

「関西大学と吹田市との連携協定に関する基本協定」(9-67)を締結し、本学と吹田市との間で「関西大学・吹田市連携協議会」(9-75)を組織することで、さまざまな取組を行っている。

具体的には、前述の公開講座の開催や防災・防犯に係る取組などに加え、吹田市とは「災害に強いまちづくりにおける連携協定」(9-76)を2013年に締結し、協定に基づく取組として「吹田市地域防災総合訓練」(9-77)に参加するとともに、2013年5月には本学千里山キャンパスで実施した。一方、防犯対策としては、キャンパス内における事件・事故防止のため、照明設備などの増設及び夜間の警備体制を強化し、警備員による「声かけ」を重点的に行っている。この他、吹田市の環境美化推進制度に基づき、本学は「環境美化推進団体」として認定されており、年に数回、阪急電鉄千里線関大前駅周辺での環境美化キャンペーンに近隣住民、教職員及び学生が参加して清掃活動などを行っている。

#### (2) 高槻市

「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」(9-78)及び市民開放など地域貢献に関する「覚書」(9-79)に基づき、本学と高槻市との間で「高槻市と関西大学との連携推進会議」(9-80)を組織し、さまざまな取組を行っている。

## ア 高槻キャンパス

高槻キャンパス、総合情報学部では、学生による地域のためのポスター制作(9-81)や、地域活性化のための社会調査・データ分析(9-82,9-83)、情報メディアとデジタルコンテ

ンツによる社会貢献(9-84,9-85)、技術研究成果の社会への還元を行っている(9-86)。また、毎年5月には総合情報学部生が企画・運営を行う学生主体イベント「高槻キャンパス祭(9-87)」を開催し、学生同士の交流に加え、世代を超えた地域住民との交流が盛んに行われている。また、学内外で開催される高校生・併設校向けの各種セミナーなどへ多くの専任教員を派遣し、各教員の専門領域などに係る講演を行うことでも社会貢献につなげている。

## イ 高槻ミューズキャンパス

高槻ミューズキャンパス、社会安全学部では、近畿一円の自治体などと地域連携を行っている。具体的には、教室やホールの貸与や高槻市児童図書館(9-88)のキャンパス内への設置といった施設の開放、社会安全学部・研究科の特色を活かした公開講座(9-89)やミューズキャンパス祭(9-90)の開催など、市民の生涯学習や地域活性化に寄与している。

この他、防災などを中心に社会安全に関して市民を啓発する公開講演会(シンポジウム・連続セミナー)(9-91,9-92,9-93)を、東京(東京センター)、大阪(梅田キャンパス)で開催している。特に、2010年から開催している企業人を対象とした東京シンポジウムでは、毎年数百名の参加者を得るなど定評のある取組となっている。

また、地元高槻市に対しては、前述の防災に係る取組に加え、学生ボランティア(9-94,9-95)を活用した防災・安全教育、被災地救助といった活動を行っている。

## (3) 堺市

堺キャンパス、人間健康学部では、堺市民に対して健康で豊かな生活を享受できるよう、各種の支援・連携事業を展開するとした本学部設置の趣旨(9-96)を踏まえ、「堺市と関西大学との地域連携協議会」が連携事業の拠点として諸事業を推進している。

2016年度には、堺キャンパス提案事業、堺市提案事業、社会連携提案事業の合計37件の地域連携事業が行われた(9-97)。特に、堺キャンパス提案事業として「小津映画にユーモアを学ぶ〜活弁映画のおもしろさ」、「科学的根拠に基づく健康支援事業アクティブ・リビング in 堺ー治療から予防へ、インターバル速歩のススメ II ー」、「堺市における「地域福祉型研修センター機能」調査事業」など計26件という多数の事業を展開するなど、学部設置の趣旨に沿った活動を行っている。この他、「堺市 NPO 地域子育てワークショップ(地域で子育てを支えよう)」、「堺版介護予防体操普及によるソーシャルキャピタルの醸成(堺市版介護予防体操『堺コッカラ体操』の普及)」などの福祉や健康を対象とする研究者を中心とした地域連携と学生の教育を充実させる取組を行っている(9-98)。

# 7 都市型拠点「KANDAI Me RISE」でのスタートアップ支援・社会人教育などの事業

創立130周年記念事業の一環として開設した梅田キャンパス「KANDAI Me RISE (かんだいみらいず)」は、専有の学部や大学院を設置せず、①スタートアップ支援、②異業種交流サロン(164名が入会:2017年5月1日現在)、③社会人教育・生涯学習(前述の履修証明プログラム含む)の主要3事業に取り組むとともに地域貢献に寄与することを重点化している(9-99,9-100,9-101,9-102)。特に、スタートアップ支援では、(株) TSUTAYA と共同運営のスタートアップカフェで起業に関する相談や啓発セミナーを精力的に実施し、2016年10月から2017年4月までの相談者は延べ491名となり、啓発セミナーなどを120件実施して延べ2,117名が参加した。なお、本支援によって10名が起業している。更には Yahoo やLINE、毎日放送などの学外機関のハッカソン・イベントなどを招致して多様な取組を展開

した。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に係る各種取組の点検・評価は、点検・評価項目②に記述している部局の自己点検・評価を担う組織体が行い、大学執行部が全体の確認を行っている。

社会連携部における連携事業、社会貢献などの活動全体については、各センター委員会又は全学委員会である社会連携委員会(9-103)において事業の実施及び年度の事業結果について報告を行い、必要に応じて事業内容への意見聴取を行っている。また、知財の保護活用を含む研究成果などの活用・社会還元などの産学官連携の活動については、毎月コーディネーター会議(9-104)において月々の活動や今後の方針などの共有、意見交換を行っている。更に、地域連携事業や公開講座などについては、連携自治体との協議会において、要望をすりあわせながら内容の検討を行い、ニーズに沿った事業の実施を進めている。加えて、高大連携事業では、全学から委員が選出されている高大連携センター委員会を通して各学部からの意見・要望を集約し、併せて事業の趣旨と計画を審査し、全学での協力体制を築いている。

社会連携部以外の部局による事業の点検・評価体制の具体例を挙げると、教育推進部が中心となり実施している「海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム」は、公的機関(官庁や商工会議所)や民間企業の役職者から成る「アドバイザリーボード」(9-105)がプログラムの適切性を検証している。また、受講生へのアンケート結果を踏まえて、講座内容を踏まえたプログラム運営全般の改善にも取り組んでいる。

地域における国際交流事業については、本学のみならず連携する他3大学や地方自治体、企業などのコンソーシアムに属する団体から成る運営部会において企画内容を点検・評価している。また、関西大学南千里国際プラザ及び関西大学南千里国際学生寮運営委員会では、地域交流実績を毎年公表の上、内容を確認し、企画実施時期や回数の見直しも行っている。なお、同委員会には必要に応じて大阪府、吹田市、地域自治体の担当者をアドバイザーとして委嘱し、意見聴取できる体制としている。

スポーツ振興を通じた地域連携・地域交流事業(CARES-Osaka 事業)についてはスポーツ振興グループが中心となり点検・評価している。なお、取組ごとに連携先関係者との反省会を開催し、次年度の企画立案に生かしている。また、ボランティアを通じた地域連携・地域交流事業についてはボランティア活動支援グループが中心となり点検・評価している。具体的には、年に数回、「ボランティア連絡協議会」や「関西大学環境保全委員会」ならびに小委員会である「社会貢献及び保全活動関係小委員会」において実施事業報告や事業内容に係る点検・評価を行い、そこでの意見などを踏まえて活動の改善・向上につなげている。

学術資源を活用した地域連携事業については、図書館、博物館ともにそれぞれの自己 点検・評価委員会(8-107,8-108)で点検・評価を行っている。また、図書館では独自に実 施している統計調査活動の結果を機関誌「関西大学図書館フォーラム」に毎年掲載し、各 取組の点検・評価及び改善・向上につなげている。更に、博物館実施の文化庁補助事業は、 事業終了後に事業内容の点検・評価を行い、文化庁への実績報告を提出している。

キャンパスを設置する自治体との連携事業については、主に本学と各自治体とが共同で設置する会議体(9-106)などにおいて点検・評価を行っている。また、高槻ミューズキャンパスでは、教室の貸与などについて「施設管理委員会」が、公開講座について「高槻市連携調整委員会」が、一時避難所の運用は「危機管理委員会」が、シンポジウム・連続セミナーはそれぞれの実行委員会で点検・評価及び改善・向上策を検討し、教授会・研究科委員会で審議・報告の上、構成員に周知している。更に、堺キャンパスでは連携事業を人間健康学部内のラボラトリ企画運営委員会(9-107)が責任主体となり点検・評価を行っている(9-108)。その評価結果は、委員長(学部長)名で企画代表者へフィードバックし、事業の計画的実施、実施方針を具現化するための改善・向上に係る取組を行った。

都市型拠点「KANDAI Me RISE」におけるスタートアップ支援・社会人教育などの事業については、キャンパス開設までは「梅田キャンパス設置準備委員会」において開設当初の事業計画の立案及び運営に関する諸規程などを策定した(9-109,9-110,9-111,9-112)。開設後は「梅田キャンパス運営委員会」(9-113) (2017年10月~現在)を設置して、事業の実施状況及び結果の点検・評価(9-99)及び新規事業計画の協議・策定(9-114)を行っている。なお、事業ごとに参加者アンケート調査(9-115)を適宜実施し、事業の改善充実に反映している。

### 【2】長所・特色

社会連携基本方針や「Kandai Vision 150」の「社会貢献の将来像」にも示されているように、所在地域である大阪との連携を一段と深化・強化させるため、現状説明に記載してきたとおり、多様な事業などを積極的に推進している。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災を経て、社会安全学部・研究科の設置をはじめ、地域の防災拠点としての役割を担うべく取り組んでいる。ここでは、主に本学が特色として考える取組を中心に詳述する。

#### (1) 産官学連携・地域連携

従来からニーズの高い理工系に加え、文系学部教員による企業からの受託研究や国などにおけるプロジェクトの受託、中小企業経営者にマーケティングや人材育成について講師としてアドバイスを行うなど、積極的に外部との連携事業に関与し、研究成果の社会還元に係る裾野を広げている。その事例として、商学部が連携協定を締結している企業の製品へのマーケティング・ビジネスモデルを検討するプロジェクトの実施(9-116)、イノベーション創生センター設立による理工系学部(9-117)、文系学部教員の起業などといった成果が出ており、これらの取組を引き続き行っていく。

知財に関するハンドブック (9-118) の公開や、学外機関へ知財インターンシップの学生を派遣するなど人材育成活動も活発化させるなど多数の取組 (9-119) を展開している。特に、就職活動時にインターンシップでの実績を紹介した結果、企業の知財部に採用される者が出るなど成果を上げている (9-120)。

以上の取組は、「Kandai Vision 150」「II-3研究・社会連携」政策目標1「教育と研究の高度な相互連関性を高めるための研究ガバナンス体制の拡充」を実現する取組である。

地域連携については、「地域活動事例集」など(9-27,9-97)にも記載しているとおり、「課題解決型事業」を中心とした多種多様な取組を推進している。また、これらの冊子を毎年刊行し、活動モデルを提示することは、例えば自治体との連携協議会における企画検討の際などにおいて、新たな事業の掘り起こしの一助となっている。この取組は、「Kandai Vision 150」「II-3研究・社会連携」政策目標3「地域の課題解決に資する社会貢献事業の推進」を実現する取組である。

### (2) ボランティア活動による地域連携・地域交流事業

地域連携協定を締結している行政機関や、地域のNPO団体などからボランティア依頼に基づき活動を実施している。例えば、600名規模で行う「淀川大掃除」、奈良県明日香村との連携事業「飛鳥光の回廊」、「大阪マラソン給水ボランティア」など、地域の方と交流しながらの活動を行っており、地域貢献を果たすなど成果を上げている。この取組は、「Kandai Vision 150」「II-3研究・社会連携」政策目標3「地域の課題解決に資する社会貢献事業の推進」、「II-6学生支援」政策目標1「課外活動による豊かな人格形成と地域社会との信頼構築」を実現する取組である。

### (3) 学術資源を活用した地域連携・社会連携事業

連携協定を締結している自治体住民の2017年度の図書館利用実績として、241名の市民が利用するに至り、利用登録者に占める再登録者の割合が60%(9-53)を超えるなど制度が定着している。また、貴重な図書の電子化とその公表を積極的に推進している(9-121,9-122)。加えて、学外の美術館・博物館などの展示会に貴重図書を出陳(2016年度は9件)(9-62)し、学術のみならず文化情報の発信に寄与するように努めている。

10年以上活動を継続している「キッズミュージアム」が定着し、地域に開かれた博物館として幅広い世代の参加が着実に増加しており、この活動が教員や学生の教育研究成果を地域へ還元する機会になるなど成果を上げている(2006年度取組数5件、2017年度取組数19件)。今後も、社会貢献や生涯学習の場として、展示活動を軸に、本学の教育研究の取組やその歴史、過程を可視化できるような活動を行う。その一環として、埋没した資料に光を当て、キャンパス全体を社会に開かれたショウ・ウィンドウと捉えたキャンパスミュージアム構想の展開など、学生・研究者のみならず一般市民が多様な資料を直接目にして、調査研究の楽しさを実感できるような取組を充実させていく予定である。

大阪都市遺産研究センターは、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択され、大阪圏に堆積する都市遺産を史的に検証し、その成果をシンポジウムや企画展などを通じて公開してきた。一例として、道頓堀商店会の協力による「再現!道頓堀の芝居小屋~道頓堀開削399年~」展などを開催した。以上のような取組が評価され、中間評価、最終評価ともに AB の評価を受けるなど成果が認められている(9-123)。今後は、後継組織として2016年度に設置の「関西大学なにわ大阪研究センター」が中心となり、大阪を中心とした地域研究の拠点としての役割を担っていく。

以上の取組は、社会連携基本方針、「Kandai Vision 150」社会貢献の将来像を実現する 取組である。

#### (4)「関大防災 Day」をはじめとする地域の防災拠点としての取組

大規模地震避難訓練「関大防災 Day」(2010年度より開催)では、吹田市の協力も得て、地域住民と一緒に炊出し訓練などを行うなど有事に備えた連携及び防災意識の向上につな

がっていることに加え、「国土強靭化貢献団体認証(レジリエンス認証)」を大学として初めて取得するなど、地域の防災拠点として大きな役割を担っており、先進的な取組として全国の大学からも注目されている。特に、2017年度の「関大防災 Day」の地震避難訓練では、学生や教職員、近隣住民など11,140名が参加し、おのおのの防災に関する危機管理能力を向上させる機会となっている。

高槻ミューズキャンパスは一時避難所と指定されており、一定規模の災害発生時に一時避難所として開放され、3日間で約1万人が避難生活を送ることが可能な食料、発電機、仮設トイレ、防災キャビネットなどの備蓄品を常備している。これに加え、施設・設備も充実しており、大規模地震にも耐えうる校舎、飲料水を確保するためのプール用水浄化システム、コージェネレーション発電機も備え、地域の防災拠点としての役割を果たす先進的な取組として全国からも注目されている。その他、東京、大阪でシンポジウム、連続セミナーを開催するなど、社会安全の研究成果を積極的に社会に還元する取組を行っている。日本赤十字社大阪府支部との「防災教育・啓発パートナー協定」(2014年締結)に基づ

日本赤十字社大阪府支部との「防災教育・啓発パートナー協定」(2014年締結)に基づき、防災分野における教育研究活動の充実や教育研究成果の還元による防災対策及び啓発に寄与するような関係を構築している。今後は、「関大防災 Day」などを含めた防災啓発行事などへの参加を促すなど、更なる連携強化を図ることを検討している。

以上の取組は、社会連携基本方針、「Kandai Vision 150」社会貢献の将来像を実現する 取組である。

#### (5) キャンパスを設置する自治体との連携事業 (堺市と堺キャンパス)

堺キャンパスにおける連携事業の特色として、事業企画募集時に堺市の重点課題を明示しニーズに応じた事業を展開していること(9-124)、学生の実践力の養成と地域貢献を同時並行的に行う旨を学部設置の趣旨(9-125)として明示していることが挙げられる。具体的な取組として、学生が主体的に行事運営を行うイベント(9-126)をはじめ、運営補助ボランティアとして多数の学生が事業(9-127,9-128)に携わるなど、堺市のニーズに応じた事業を展開するとともに学生の成長にも寄与するなど成果を上げている。特に、2016年度には、堺市との地域連携事業の一環である「大和川水辺の楽校」(9-129)及び「熊野本宮子どもエコツアー」(9-130)における人間健康学部のゼミの活動成果が評価され、内閣府の実施する「子供と家庭・若者応援団表彰」の「内閣府特命大臣表彰」を受賞するなど成果を上げている(9-131)。以上の取組は、社会連携基本方針、「Kandai Vision 150」社会貢献の将来像を実現する取組である。

# (6) 都市型拠点「KANDAI Me RISE」でのスタートアップ支援・社会人教育などの事業

大阪の玄関である梅田に、BOOK & CAFE を設けた大学キャンパスとしては特徴的な建造物を出現させたことにより、CAFE だけでも毎月約15,000名に及ぶ利用者となっている。来館者の中からも前述の事業への参加者を導き出すことができており、「多くの人が集い賑わいを創出する」という所期の目的を一定程度果たせたものと考える。

2016年10月のオープン以降、スタートアップ支援及び異業種交流サロンの各事業では、既に10名を超える起業家を輩出するなど成果を上げている。今後、スタートアップ支援事業では、主に学生を対象とした起業体験プログラムを国内・海外ともに2018年度から開発する予定である。また、社会人の教育ニーズの多様性に対応するため、学外専門機関と連携して社会人教育のコンテンツを拡充する予定である。以上の取組により、新しい学びの

場とビジネス創出拠点としての充実発展が期待される。この取組は、「Kandai Vision 150」「Ⅱ-3研究・社会連携」政策目標2「次世代を担う若手研究者の起業家の育成」を実現する取組である。

## (7) NPO 法人関西大学カイザーズ総合型地域スポーツ・文化クラブの取組

大学のスポーツ関連施設や人的資源を利用し、地域貢献を行う「関西大学カイザーズクラブ」では、体育会の学生も参加し、地域の子供たちにスポーツ指導などを行っている。このようなスポーツを通して地域貢献を行うNP0法人の設立は先進的な取組である。取組の具体例として、2016年12月開催の「まちFUNまつり」では、地域のNP0法人と合同し、吹田地域を中心としたコミュニティ活性のため、市民とともに「つながる場」を創造することを目的として、スポーツ体験コーナーなどのイベントを開催し、地域のこども、家族など約6,500人が参加した(9-132)。このNP0法人の取組を通じて、開かれた大学として地域の活力を提供し、大学保有の知財・人財の還元に努めている。この取組は、「Kandai Vision 150」「 $\Pi$ -3研究・社会連携」政策目標3「地域の課題解決に資する社会貢献事業の推進」、「 $\Pi$ -6学生支援」政策目標1「課外活動による豊かな人格形成と地域社会との信頼構築」を実現する取組である。

### 【3】問題点

産学官連携、知財、地域連携の活動は、連携する意義を見出し、その成果が出るまでに一定の時間を要するため、中長期的な視点に立った企画・運営が求められ、活動に携わる人材の育成が必要である。

具体的には、複雑な契約交渉、官公庁など公的機関や地元関係者との連携を図ることができる専任職員の育成・配置や、一定期間、研究プロモーション(研究計画の策定と実行支援、終了後のフォローアップ)に携わる各種コーディネーターの雇用のあり方や若手人材の育成が課題となっている。一方、多様な連携活動に係る利益相反や事業の国際化に伴う安全保障輸出管理については、担当職員の経験及び外部機関の利用による対応を行っているにすぎず、専門担当職員の配置又は専門部門の設置などが今後は求められる。併せて、連携事業協力者(教員)の負担増加については、貢献度に応じたインセンティブ(学内研究費などの傾斜配分など)を付与できる制度を検討する予定である。

#### 【4】全体のまとめ

学是(学の実化)の下、教育・研究の成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献について、社会連携部、図書館、学生センター、博物館及び各キャンパスなどにおいて 取組を行っている。

地域課題に対しては、教員の研究対象としての取組だけではなく、学生の力を活かした地域連携の事例も数多く、小、中、高校生を対象とした取組なども行っている。地域との連携では、連携自治体に限らず地域の諸問題解決に通じる取組に対して補助事業を行い、高大連携では併設校などに限らず広く学校・園に機会を提供して、教育研究の成果を社会に積極的に還元している。

今後は、大学に寄せられるさまざまな産業界・地域の諸課題に対し、学部内複数研究

者・学生のチームとしての取組、学部横断的なプロジェクトを創生し、課題解決型の社会還元を一層推進する。併せて、地元自治体や産業界との連携を密にし、先方ニーズの変化の機微を捉え、それに高い次元で応える体制・取組を更に充実させる。

以上のとおり、大学の方針を踏まえた多種多様な取組を推進し成果を上げており、大学基準に照らして秀でた水準にあるといえる。

10 大学運営・財務 (1) 大学運営

### 【1】現狀説明

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため に必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学

運営に関する方針の明示

評価の視点2: 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1 大学の理念・目的の実現及び内部質保証システムの機能化のための大学運営に関する 中・長期の方針の明示

本学では、長期ビジョン「KU Vision 2008-2017」(1-12)の五つの柱の一つである「ゴーイングコンサーンとしての学園」を大学運営に関する方針として掲げ、それを具現化するために長期行動計画(1-13)を明示していたが、これらが終期を迎えるため、2016年度に新たに「Kandai Vision 150」(1-18)を策定し、組織運営に関しても「より柔軟で堅牢な組織となるために、関西大学はどう変わるべきか。」という問いを設けて、20年先の将来像を設定するとともに、当面の10年間の政策目標として、五つの方針(「多様な人材が集い、新たな可能性を拓く、柔軟な組織基盤の構築」「多様なステークホルダーとの対話と迅速な意思決定の両立」「学縁を基にした人的ネットワークの拡充とブランド力の向上」「財政基盤の強化と予算編成体制の再構築」「キャンパス特性にあわせた持続可能な施設・設備の整備・充実」)を明示している。

更に、ビジョンの具現化に向け、中期行動計画(1-20)及び第18期理事会が取り組む課題(10-1-1)において具体的な組織運営上の行動計画及び課題を明示し計画的に推進している。

2 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する諸々の方針を含む長期ビジョン「KU Vision 2008-2017」、長期行動計画、「Kandai Vision 150」、中期行動計画などは、学部長・研究科長会議(10-1-2)で報告され、各学部・研究科の教授会などを通じて教育職員全体に遺漏なく周知されている。また、事務職員に対しても、大学運営に係る重要事項は、管理職会議や学部長・研究科長会議の翌日に開催される大学事務連絡会を通じて、各部局・各構成員に周知されている。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1: 適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2: 適切な危機管理対策の実施

- 1 適切な大学運営のための組織の整備
- (1) 学長の選任方法・権限の明示

学長は、「学長選挙規程」(10-1-3)に基づき、被選挙権を有する本学の専任の教授のう

ち、一定条件をクリアする20名以上の推薦人を得て立候補した者に対して、学生による除 斥投票を経て、全学の専任教員及び50名の事務職員による投票などの手続によって最終学 長候補者を選出し、理事会が任命することによって選任される。任期は4年で再任を妨げ ないが、引き続き8年を超えることはできない。また、全学の専任教員の3分の1以上の者 の連署をもって、学長の辞任を請求できる「学長辞任請求規程」(10-1-4)も制定されてい る。

「学則」(1-3)第59条は「本大学に学長及び学部長を置く」と規定しており、同第59条第2項により学長の職務は「大学の教務を統括し、最終的な決定を行う」こととされている(2015年4月1日施行の学校教育法の一部改正に伴い、従前の「大学の教務を統括する」という文言を改正した)。同時に、「寄附行為」(10-1-5)第6条の規定により、学長は教学を代表する理事(1号理事)として理事会及び常任理事会(10-1-6)の構成員となり、学校法人の運営に関し重要な役割を果たしている。

# (2) 役職者の選任方法・権限の明示

本学では、トップマネジメント体制として理事長、学長をそれぞれ置く理事長・学長制を採用している。2005年4月の私立学校法の改正を踏まえて、「寄附行為」第22条第2項において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定するとともに、第30条から第33条の規定によって、理事会を学校法人の最終意思決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者として、その権限と責任を明確にしている。

#### ア 理事長

理事長は、「寄附行為」第7条に基づいて、理事のうち職務上理事に選任されている者以外から、理事総数の過半数の議決により選任する。任期は4年で再任を妨げない。理事長の職務は同第12条により「この法人を代表し、その業務を総理する」と定められている。

#### イ 副学長

副学長は「副学長規程」(10-1-7)に基づいて、学長が専任教授から大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命している。任期は4年である。副学長は5名以内とされており、その権限は同第3条によって「教学の総務、渉外、教育、研究、社会連携、国際活動、入試・学生募集及び学生の支援に関する職務などについて、分担して学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する」と定められている。なお、「寄附行為」第6条に基づき、理事会においては、副学長のうちから1名が職務上理事として理事会の構成員となる。

#### ウ 学部長・研究科長

学部長・研究科長の選考は各教授会規程(10-1-8, 10-1-9, 10-1-10, 10-1-11, 10-1-12, 10-1-13, 10-1-14, 10-1-15, 10-1-16, 10-1-17, 10-1-18, 10-1-19, 10-1-20, 10-1-21, 10-1-22)、「学部長の任命及び任期に関する規程」(10-1-23)、「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」(10-1-24)などに従い適切に選挙によって選出され、学長によって理事会に推薦され、理事会が任命している。任期は2年とし、再任を妨げない。

原則として、学部長は各研究科長を兼任している。ただし、理工学研究科長は理工系3 学部長の内1名が兼任する。また、心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び 会計研究科は、それぞれ研究科長を置いている。

学部長・研究科長は、各教授会規程などに従って、教授会を招集し、その議長として 学部・研究科の教学を統括する。なお、理事会においては、学部長、法務研究科長、会計 研究科長のうちから10名が職務上理事として理事会の構成員となる(10-1-5,10-1-25)。

#### (3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行などの整備

本学では、以下に示す意思決定システムによって、教授会自治を基礎とする伝統的な あり方を踏まえた丁寧な合意形成の手続を尊重しながら、学長のリーダーシップの下、教 学に関わる事項の意思決定及びそれに基づく執行を行っている。

### ア 学部長・研究科長会議

本会議は「学則」第61条の3に基づいて設置され、「学部長・研究科長会議規程」に基づき、本学の教学における全学的意思決定機関として、教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び大学全般にわたる重要な事項を審議することを任務としている。そのメンバー構成は、学長、副学長、各学部長及び研究科長、専門職大学院の研究科長、学長室長である。

本会議の審議事項は、主として、学則改正に関わること、教学に関する制度の導入、変更、廃止に関わること、学部・研究科などの設置、変更、廃止に関わること、教員人事制度に関する事項などとなっている。

意思決定に当たっては、全教授会及び全研究科委員会の一致を原則としつつ、事案の 重要性や緊急性により、教務総括の必要上学長が意思決定をすべきと判断した場合は、学 部長・研究科長会議の協議を経て、3分の2以上をもって決することとしている(10-1-26)。

#### イ 大学協議会

本会議は「学則」第62条及び「大学協議会規程」(10-1-27)に基づき、学長の教務統括を補佐するための協議機関として置かれている。そのメンバー構成は、学長、副学長、各学部長、心理学研究科長、法務研究科長、会計研究科長、各学部から選出された教授各2名、法務研究科、会計研究科及び心理学研究科から選出された教授各1名である。

本会議の審議事項は、副学長の推薦に関する事項及び大学教育職員の懲戒に関する事項であり、その他、学長が教務統括上必要と認めた事項などを協議事項としている。

#### ウ 教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部

2008年に教学ガバナンスを再構築したことにより、同年10月に教育、研究、社会連携、国際の4分野について「部」組織が置かれ、担当副学長の統括の下、所管事項に関する専門的な企画・立案を行い、各教授会及び関係機関との調整を経た上で、全学的な観点から柔軟な運営を行っている。各部にはそれぞれの規程(2-3,3-9,3-10,3-11)に基づき、副学長を委員長とし、各学部・研究科などの代表者(副学部長など)を主なメンバーとする専門委員会(教育推進委員会、研究推進委員会、社会連携委員会、国際委員会)が置かれ、所管事項に係る協議及び意思決定機関と位置づけられている。

#### (4) 教授会の役割の明確化

本学では、各学部及び専門職大学院にそれぞれの規程に基づいた教授会(心理学研究 科心理臨床学専攻においては「専攻会議」)が置かれている。その審議事項は主として、 ①所属学生の入学、学籍、卒業及び賞罰などに関する事項、②所属教員の任用、昇任など、 人事に関する事項、③教育課程や教育方法に関する事項などである。

なお、各大学院研究科には、「大学院学則」(1-4)第34条第3項に従って研究科委員会が 置かれ、研究科長の下で大学院教育に関する事項を審議している。

#### (5) 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2016年4月1日施行の学校教育法の一部改正を踏まえて、前述のように「学則」第59条第2項の文言を「学長は、大学の教務を統括し、最終的な決定を行う」に改正し、本会議の位置づけを「教学における最終的な全学的意思決定機関」から「教学における全学的意思決定機関」に改めた(10-1-2)。更に、各教授会規程において、当該学部などにおける研究及び教育に関する事項を「審議し、決定する」と記載されていた学部に関してはその文言を「審議する」に改めた。以上の所作により、最終的な決定権者である学長に対して、各教授会は意見を述べる関係にあることを明確化した。

#### (6) 学生、教職員からの意見への対応

学生に対しては、修学状況、課外活動、福利厚生などを把握するために原則として毎年「学生生活実態調査」(10-1-28)を実施し、2016年度の調査で寄せられた自由記述による意見、要望などに対しては、関連部局からの回答も取りまとめ HP で公開している(7-109)。

事務職員は、毎年、提出する「自己申告書」の中で、全学的な課題についての意見・提言を表明することができる。記載内容は随時、取りまとめて、業務改善の一助となるよう全部署への閲覧に供している(10-1-29)。

専任教員は、所属する学部・研究科などの教授会において随時、意見を表明することができる。それらの意見は、学部長・研究科長をはじめとする執行部の教員などを通じて 関連する会議に報告され、各部局において検討される。

### (7) 教学組織(大学)と法人組織(理事会など)の権限と責任の明確化

学校法人の最終意思決定機関である理事会には、理事総数36名のうち、教学から学長、副学長1名、学部長・法務研究科長及び会計研究科長のうちから10名の合計12名が理事として参画しているほか、学識経験者などその他の選出区分からも大学教員が数名選出されている。その理事会の下に設置されている常任理事会は、理事長、学長、専務理事、常務理事、常任理事が構成員であり、教学からは、学長、副学長2名が常任理事としてその構成員となっている。更に、役員と大学執行部の合同ミーティングも随時開催されている。このように、経営と教学の連携の下に意思決定がなされている。

また、理事会が定める「議案取扱基準」(10-1-30)に基づき、教学側で審議された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項などについては、理事会または常任理事会で審議され、決定される。

なお、「議案取扱基準」に記載のない事項、すなわち理事会又は常任理事会の議案として上程しない日常業務の案件については、「事務専決規程」(2014年4月施行)(10-1-31)に基づき、常勤の役員(理事長、専務理事及び常務理事)、学長、学部長、校長及び事務管理職者などそれぞれの専決権限を明確にした上で意思決定がなされている。この「事務専決規程」及び2016年4月に導入した電子決裁システムに関しては、同年11月に設置した「事務専決規程の運用検証及び改善検討プロジェクト」での検討結果を受けて、2018年度より更なる効率化・スリム化が図られることとなっている(10-1-32)。

#### 2 適切な危機管理対策の実施

本学では、2008年に制定した「危機管理規程」(9-68)に基づき、理事長を危機管理最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、円滑な法人運営に支障をきたす危機事象に

対する全学的な危機管理対応策を講じている。同委員会の下で作成された「危機管理基本マニュアル」(10-1-33)では、危機管理に関する共通の方針、体制などのフレームワークを記載しており、地震対応や防犯対応、事故対応など重要な危機事象については、別途、「地震対応マニュアル」(10-1-34,10-1-35)などの個別対応マニュアルを整備している。この他、国内外での大規模な自然災害発生時には、被災地域に居住、滞在している教職員及び学生の安否確認を行い、速やかに学長に報告する体制を整備している。

また、教職員及び学生への啓発活動の一環として、2010年度からは地震避難訓練と防災に関するイベントを組み合わせた防災行事「関大防災 Day~広がれ!みんなの安全・安心!~」(10-1-36)(以下、「関大防災 Day」という。)を年1回、近隣住民とも連携しながら開催し、高槻・高槻ミューズ・堺キャンパスなどにおいても2012年度から同時開催している。なお、訓練終了後は各訓練の実施結果に基づき、課題の整理や問題点の洗い出しを行い、同マニュアルの見直しや備蓄品の補充などを行っている。更に、緊急事態発生時の学生・教職員の安否確認に備えて、2014年から緊急連絡メールシステムを導入し、関大防災 Day ではこのシステムを利用した安否確認訓練も実施している。以上のような取組も評価されて、2016年7月に本学は、災害時の自助活動や事業の継続に取り組む企業・団体に政府が認証を与える「国土強靭化貢献団体認証(レジリエンス認証)」を大学として初めて取得した(10-1-37, 10-1-38)。

### ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

### 評価の視点1: 予算執行プロセスの明確性及び透明性

#### 1 予算単位と予算実行単位

予算の立案及び予算の実行を分担する活動単位は、「経理規則細則」(10-1-39)により、法人部局、大学、高等学校(3校)、中学校(3校)、小学校、幼稚園の10の予算単位に区分し、予算単位責任者(常務理事、学長、校長、園長)を置いている。法人部局及び大学については、その下に予算実行単位(各学部・機関)を置き、更に予算実行単位責任者(学部長、所長など)を置いている。予算申請及び予算執行は、予算単位(法人部局及び大学は予算実行単位)ごとに、事務管理職者を通じて、各責任者の承認を得て行っている。

### 2 予算編成方針の通知と予算実行単位からの予算申請

予算編成は(10-1-40)、9月に開催する理事会で予算編成方針(10-1-41)を策定し、理事長が予算単位責任者に通達するところから始まる。予算編成方針は、重点施策の実現、本法人の財政状況、持続可能な財政構造の構築などから成る「財政に関する基本的な考え方」に基づき、「予算編成にあたっての基本的な考え方」として、新規事業及び重点事業、キャンパス整備、収入及び支出予算の方針について記載している。

各部署(予算単位・予算実行単位)では、予算編成方針に基づき、支出内容の合理化・効率化などを念頭に置いて、所管事業を厳しく見直し、優先順位の選択と経費の節減・抑制を積極的に推し進め、限られた財源を教育研究活動へより一層効果的に支出することに重点を置き、10月上旬に主として支出関係の予算申請を行う。なお、実効性のある計画に予算配分を行うため、中期行動計画と連動する主要な事業計画の明示とともに、予算申請書には事業別に事業概要と成果目標を提示させ、また、複数年にわたる計画につい

ては全体計画を提示させており、中長期計画と連動した予算編成となるようにしている。

#### 3 予算担当課における予算編成

予算担当課(人事課、財務課、管財課)では、予算申請の内容に係るヒアリングを、10月中旬から11月上旬にかけて全部署に対して実施する。既存事業については、過去の執行実績や申請時点での執行状況に基づき、事業計画の達成度合いを検証し、新規事業については、事業計画との関連や有用性を確認し、限られた財源を最大限有効に配分した査定案を作成する。

また、在学生数(新入生数は原則入学定員)に基づく学生生徒等納付金収入、在職者数に基づく人件費支出のほか、その他の予算は事業計画や過年度の実績に基づき算定を行い、法人役員との調整を経て、1月までに予算原案を作成する。その後、大学予算委員会(10-1-42)、常任理事会及び理事会の審議を経て、評議員会へ諮問する予算原案を確定し、最終的には評議員会からの答申を受けて、理事会で事業計画とともに議決されたのち、HPで公開している(10-1-43)。

### 4 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

各部署では事業計画を遂行するに当たり、経理規則(10-1-44)、経理規則細則や、各規程・取扱要領などを遵守しながら、効率的に予算を執行している。

また、財務システムを活用することにより、各部署において予算の執行状況を確認できることはもちろん、予算担当課において執行状況や会計処理の適正性などを精査し、月次で常任理事会及び理事会に資金収支状況の報告を行っている。

年度途中で発生した事業計画については、その内容を精査の上、予算の流用、予備費の使用、補正予算の編成などにより予算を確保しており、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に 必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

#### 評価の視点1: 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本学の事務組織は、「事務組織規程」(10-1-45)に基づき、法人本部・大学本部・内部 監査室の3部門で構成される。法人本部には学園全体の経営面に関わる業務、大学本部に は教育職員と連携して教育・研究・社会貢献など、教学に関わる業務をそれぞれ担当する 部署を配置している。内部監査室は、学園全体の業務全般の管理運営を監査するという業 務の性質上、法人や教学とは独立した機関として設置している(10-1-46)。

事務組織の運営に当たっては、目標管理制度(10-1-47)に基づき、年度当初にビジョンを踏まえた業務遂行上の指針を掲げ、これを踏まえて局・室長は自部門の方針・目標を、課・事務・グループ長は部署目標を、課・事務室・グループの各メンバーは個人目標を、それぞれ連鎖する形で設定する。この間、部門の長、部署の長は下位者と十分に話し合い、目標や課題の共有化を図っている。また、年度末には目標達成に関する総括を行い、次年度の改善につなげている。このように、学園全体の方針を全事務職員に浸透させながら業務遂行する仕組みを構築しており、この仕組みが事務組織の適切な機能につながっている。

人員配置については、大学運営に関わる適切な人員を配置することはもとより、事務組織の更なる活性化や事務職員育成の観点を重視している。例えば、2017 年度の人事異動では全学的視野を持った人材を育成すべく、局室次長を含めた管理職者の異動に加え、下位等級については概ね 30 歳台前半までに 3 部門を経験させる人員配置を行った(10-1-48)。

なお、教員と職員の連携関係については、学部・研究科・その他部局には必ずそれらの業務を支援する事務組織が置かれており、その運営に当たって、事務職員が教育職員をサポートする体制が取られている。また、教学における全学的意思決定機関である学部長・研究科長会議や4部の専門委員会において事務職員が構成員として参画しているほか、各学部・研究科の教学運営に対して責任を持つ学部長・研究科長の下で定期的に開催される執行部会議にも、教育職員のみならず事務職員が出席し、随時、意見交換を行いながら各種検討を実質的な教職協働で行っている。その他、解決すべき課題に応じて、適宜、教職協働型のプロジェクトを設置し、運営している。このように、本学では教育職員と事務職員が協働して大学運営を行っている。

事務職員の採用及び昇格などについては、「事務職員任用基準規程」(10-1-49)及び「人事制度」(10-1-47)に基づき運用されている。新規採用については、所定の採用試験を実施することで将来を嘱望される人材の獲得に努めている。昇格などについては、昇格取扱基準を定めており、人事考課によって昇格の可能性がある者を対象に、本人の希望と上司推薦を確認した上で、昇格試験実施要領に基づく昇格試験を実施している。

人事考課については、個々の職務遂行能力、勤務振り、保有能力を一定の方法や基準により評価することとしている。更に、1次考課、2次考課を経た上で、全学的な調整を行い、客観的かつ効果的な人事考課を行うこととし、人事考課結果については、被考課者の指導・育成の観点から、考課者が被考課者に対してフィードバック面談を行っている。

昨今、事務職員に求められる業務は、その質・量ともに増加している。その対応のために、総務局及び人事課担当者が、適正人員配置や人事考課制度の適正運用など人材マネジメントの観点から、各部署の管理・監督職を中心にヒアリングを行い、業務遂行状況を把握するとともに事務組織の整備及び活性化と人材育成の推進に取り組んでいる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質 の向上を図るための方策を講じているか。

#### 評価の視点1: 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

本学における事務職員研修は、事務職員研修実施要綱(10-1-50)に基づき、常務理事が 統括者となり、総務局長が全般の研修方針を策定した上で実施している。具体的な研修計 画の立案及び研修実施の運営は、同要綱に基づき、人事課長を含めた13名の専任事務職員 から構成される事務職員研修運営委員会が担っている。

事務職員研修(10-1-51)は、①職場内研修、②職場外研修、③自己啓発促進・支援研修の三つの形態に分類される。①については、OJT (On the Job Training)を中心として、各職場の日常業務を通じて、上司・先輩が部下・後輩を指導・育成している。②については、全職員を対象とした総合研修として、主に人権問題などに関する研修(10-1-52)や各

部局における現状や課題などを共有するための局室次長による講演会(10-1-53,10-1-54) などの機会を設けているほか、採用時研修、若年層向けのフォローアップ研修、中堅職員や管理監督者向けの企画実行力養成や人事考課に関する研修など、各等級や年数別に実施する階層別研修を実施している。③の自己啓発促進・支援研修については、日本私立大学連盟などの学外諸機関が実施している研修会への参加、通信教育、資格取得者への受験料補助、語学研修などの多彩なメニューを用意しており、自身が必要とする能力の向上に資する制度を整えている(10-1-55)。特に、大学のグローバル化に伴って、事務職員の語学力の向上や異文化への理解の醸成が求められていることを背景に、近年、「グローバル・コミュニケーション研修」、「オンライン英会話研修」や、タイ・タマサート大学との双方向型のインターンシッププログラム「事務職員短期交換派遣プログラム」を開設するなど、プログラムの拡充に努めている(10-1-56, 10-1-57, 10-1-58, 10-1-59, 10-1-60, 10-1-61, 10-1-62, 10-1-63)。

この他、年度当初に策定する研修計画一覧に基づき各種研修を実施している。

また、大学設置基準の改正に伴う SD (スタッフ・ディベロップメント) の義務化を受けて、2016年10月に教育開発支援センターの下に設置した「FD/SD 連携プロジェクト」の主導で、2017年度には大学教育職員、事務職員、大学の運営などに関心を持つ学生が三者一体となって研修を行う計5回の「SD 研修プログラム」(10-1-64)を実施した。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その 結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 監査プロセスの適切性

評価の視点3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 1 大学運営の適切性の点検・評価及び改善・向上

大学運営の適切性の検討は、①ユニヴァーシティ・ガバナンス体制、②学長選挙の実施体制、③事務組織の三つのレベルで、それぞれ検討組織を立ち上げて行っている。

まず、①については、理事会の諮問機関である「寄附行為改正検討委員会」(10-1-65) において、トップマネジメント体制や理事会の定数などについての検討が行われている。

②については、2012年度の学長選挙実施の際に検討事項とされた事柄(10-1-66)を踏まえて、「学長選挙規程改正検討委員会」(2015年7月1日発足)(10-1-67)から、事務職員選挙人の選出、選挙実施期間の十分な確保、教育推進部・国際部の意思決定方法、最終学長候補者を理事会に推薦する主体について規程改正提議(10-1-68)がなされ、それに基づいた規程改正が行われた。2016年度の学長選挙実施後には、学長選挙管理委員会による「『関西大学学長選挙規程』に関する検討事項の取りまとめについて」(10-1-69)において、除斥投票の廃止が進言され、事務職員選挙人の選出についての更なる検討の必要性が示されるなど、次回の学長選挙実施に向けた点検・評価がなされている。

③については、毎年、事務組織検討委員会(10-1-70)での点検・評価が行われ、例えば2017年度からは、高大接続改革対応などのため、入試グループと AO 入試グループを統合し、名称を入試・高大接続グループに改めるなど、事務組織の改編を随時行っている。ま

た、2006年8月に導入した「教務センター体制」や「グループ制」についても中期的な観点からの検証を行っている(10-1-71, 10-1-72)。

#### 2 監査プロセスの適切性

監査については、三様監査により、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ定期的、あるいは必要に応じて連携をとりながら役割分担しつつ、効率的かつ効果的に行っている。

監事は、「寄附行為」に定員4名、任期4年と定めており、理事長が議長となる監事選考委員会の選考により推薦された者を、評議員会の同意を得て、理事長が選任している(10-1-73)。監事の互選により1名を常任監事にできるが、現在は置いていない。

監事の職務は、「私立学校法」及び「寄附行為」に基づき、業務及び財産の状況について監査を行うことである。業務監査については、理事会及び評議員会に出席した際の重要な決裁書類の閲覧に加え、定期的に監事打合せ会を実施している。また、監事が設定した項目などについての監査を実施し、担当部局に業務状況の聴取を行うとともに、資料の提供を受けている。また、当年度取得した建物や設備などに関する現地監査及び資産状況に関する帳簿監査など、財産状況の監査を行い、決算の際には、主要な決算書類の監査を実施している。これらの監査結果については、理事会における決算書の審議に先立ち、監査報告書(10-1-74)を理事長宛に提出している。

外部監査としての監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるものである。毎年、理事長及び監事に対して提示する「監査計画概要書」に基づき、①内部統制の評価、②実査、③計算書類項目、④固定資産の現場視察、⑤当該年度の重点監査事項について、期中監査、期末監査、理事長へのヒアリングなど年間延べ120日程度行っており、2016年度の監査結果は適正意見であった(10-1-74)。

内部監査室は、「内部監査規程」(10-1-75)に基づき、経営の改善及び業務能率の向上を図り、本学の健全な発展に資することを目的として、毎年度「内部監査実施計画」を策定し、業務監査、フォローアップ監査及び個別監査などを実施している。個別監査については、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「科研費ハンドブック」を受けて、本学の「研究費の支出に関する取扱内規」(8-121)に基づき、公的研究費に係る内部監査及びモニタリングを実施している。これらの監査結果は、「内部監査報告書」(10-1-76)を理事長宛に提出し報告を行っている。

なお、監事は毎年度末に内部監査室から内部監査結果の報告を受け、監査法人からは 毎年5月に、法人役員及び内部監査室長同席の場で監査結果を聴取して意見交換を行って おり、監事、外部監査、内部監査室による三様監査の連携強化を図っている。

#### 3 構成員のコンプライアンス (法令・モラルの遵守) 意識の徹底

本学では社会からの要請を受け、コンプライアンスに関する速やかな体制の整備と規程の制定に取り組んでおり、その体制としては、法務委員会(10-1-77)を設置するとともに、総務課に法務室を置いて法令遵守の確保に努めている。

法令などへの対応に係る直近の主な規程の整備については、特定個人情報の適切な保護に資することを目的として「特定個人情報取扱規程」(10-1-78)及び「特定個人情報の管理に関する取扱要領」(10-1-79)を制定した。また、本学の情報の保護、活用ならびに適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的として「情報システム運用基本規程」(8-

10)「情報システム利用規程」(8-11)などを制定した。

なお、「職員就業規則」(6-26)に専任教職員の遵守義務を定めており、「職員懲戒規程」(10-1-80)により規定された懲戒事由に該当する行為をなした者が処分を受ける制度が整備されている。

### 【2】長所・特色

全学的な意思決定システムという観点からは、2008年度より教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部の4部が学長の下に置かれ、それぞれ副学長を部長として運営している。それにより、学長の意向を各部に直接反映できるとともに、各部において懸案となっている事項が担当副学長を通じてすみやかに学長にフィードバックされる仕組みとなっている。各部の専門委員会は、各学部・研究科などからの代表者(副学部長など)を構成メンバーに含み、所管事項に係る協議及び意思決定を行っている。また教育推進部及び国際部には、両部における専門的な課題を推進するために専任教員が配置されており、本学の教育の質的向上や新たな国際化政策の策定などにおいて効果を上げている。全学的意思決定機関である学部長・研究科長会議と、教育、研究、社会連携、国際に関する専門的な事項を学部横断的に協議・決定する4部の委員会を教学ガバナンスにおいて併走させ、議案ごとの責任主体や付議基準を明確化したことにより、各学部・研究科の利害だけにとらわれない全学的な視点を踏まえたより踏み込んだ議論がしやすくなるとともに、総体としてよりスムーズな意思決定が可能になったことは、本学の意思決定システムの大きな特色と言える。この体制は「Kandai Vision 150」の「II-8組織運営」政策目標2「多様なステークホルダーとの対話と迅速な意思決定の両立」に資するものとなっている。

事務組織を有効に機能させる方策としては、近年の多様化・複雑化する諸課題について、期間と責任主体を定めた組織横断的な構成員によるプロジェクト方式(恒常的募金推進準備プロジェクト、人事制度再構築検証プロジェクトなど)で取り組んでいる。また、プロジェクトの終了後、継続的に取り組む必要のあると判断されたものは、既存の部署に引き継ぐことを基本とした上で、当該のプロジェクトにおいて事務体制案を取りまとめ、必要に応じて事務組織検討委員会において検討する扱いとしている。この取組は、部署縦割りによる弊害を排するとともに、限られた人的リソースの有効な活用と組織の安易な肥大化抑制にも一定寄与している。更に、教職協働の観点からも、プロジェクト方式(内部質保証推進プロジェクト、教学 IR プロジェクトなど)を活用しており、特色のある取組となっている。

この他、SD の義務化に伴い、事務職員のほか教授などの教員や学長などの大学執行部、技術職員などをも対象とする取組が求められている中で、本学では、2017年度から職員のみならず教員及び学生を含めた三者協働型研修プログラムを立ち上げ、特色のある SD を実施している。この取組では、5回のプログラム(①教育課程、②教育方法、③教育評価、④ICT、⑤学修支援・学習環境)を経て、受講者による「実現可能性の高い教育・学習支援策の提案」が行われた。この取組の成果として、本学における教育のあり方を考える機会にとどまらず、おのおのの立場から課題解決に資する提案力をも培う機会になっている(10-1-64)。これは、他大学には見られない先進的な取組であり、来年度以降も実施される予定である。

以上の二つの取組は、「Kandai Vision 150」「II-8組織運営」政策目標1「多様な人材が集い、新たな可能性を拓く、柔軟な組織基盤の構築」を実現するための取組である。

### 【3】問題点

学部長・研究科長会議での意思決定は、「学部長・研究科長会議規程」第6条第3項に基づき、構成員全員の一致を原則としているが、必要に応じて3分の2以上の特別多数決による議決が可能となっている。現行の学部長・研究科長会議においては、可能な限り全教授会の同意をもって教学運営が行われている。しかし、こうした慎重な議事運営が意思決定の迅速さを妨げる恐れもあり、2015年度の学校教育法の改正に伴う学長の権限強化の趣旨に鑑みても、慎重かつ迅速な意思決定のあり方を再検討する必要がある。こうした問題点については、内部質保証システムの整備と併せて、大学執行部を中心に2018年度中を目処に検討する。

# 【4】全体のまとめ

本学では、大学の将来を見据えた中長期計画の中で、教育、研究、社会貢献だけでなく組織運営に係る方向性を策定し、構成員に周知している。また、関係法令やその改正に適宜対応した規程類や議案取扱基準を整備するとともに、法人・教学における役職者の任免手続や職務権限、各会議体における構成員や審議事項などを明確化しており、大学運営の適切性と公正性を実現している。特に、法人・教学の連携体制の構築に向け、学部長理事制の導入、副学長からの常任理事の任命、役員と大学執行部の合同ミーティングの開催、教職協働の観点から諸会議の構成員として事務職員の参画などを行っている。

予算については、「予算編成方針」において「財政に関する基本的な考え方」とこれを 踏まえた「予算編成にあたっての基本的な考え方」を明示し、中長期計画と連動した事業 計画に基づいて編成している。また、各種規程類を遵守しながら、効率的・効果的に予算 を執行している。

事務組織については、毎年、事務組織検討委員会において適切な組織構成であるか検証している。また、組織を機能させる方策としてプロジェクト方式による柔軟な組織運営、目標管理制度の実施、各種研修の実施、人材育成の観点を重視した人事異動などに取り組んでいる。

教職員の大学運営に必要な資質の向上については、前述の活動を通じて図られるほか、 従来から定期的に学内外における研修会の機会を提供している。今後は更に「FD/SD 連 携プロジェクト」において組織的な SD をより活発化させる。

これらの活動は、自己点検・評価委員会などを含めた各種委員会における点検・評価活動や監事、監査法人、内部監査室による監査を通して、定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に結びつけるため、必要に応じて中期行動計画へと展開される。

以上のとおり大学基準は概ね充足しており、今後とも本学のビジョン達成に向け、将来を見据えた計画的な取組を推進する。

- 10 大学運営・財務 (2) 財 務
- 【1】 現狀説明
- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1: 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 評価の視点2: <私立大学>当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、「長期行動計画(改訂版)」(1-13)36頁において、「2017年度までに120億円の翌年度繰越消費支出超過額縮小の確実な達成」を「中長期財政指標」として掲げ、収支改善に取り組んできた。

また、これを着実に実行するために、常任理事会の下に設置された中長期経営問題等検討専門部会 (10-2-1) で中期財政試算を策定し、中期試算→予算→決算→中期試算といった PDCA サイクルを回している。併せて、学部・学校などのセグメント単位においても必要に応じて検証を行い、検証結果を踏まえて収支改善策の検討→方向性の決定→取組→進捗確認を行うといった PDCA サイクルを回してきた。

しかしながら、このような取組を進めてきたものの、翌年度繰越収支差額の改善は思うように進まず、今後の目標達成が困難な見通しとなった。

その一方で、2015年度からの学校法人会計基準の改正趣旨や、他大学の会計処理の調査結果を踏まえ、機器備品などの減価償却方法を個別償却からグループ償却に変更し、これに伴う償却満了資産の一括除却により基本金を取り崩したことで、2015年度決算において、翌年度繰越収支差額の支出超過額を264億4,600万円にまで圧縮した(10-2-2)。

以上のことを総合的に勘案のうえ、「Kandai Vision 150」を踏まえ、中長期経営問題等検討専門部会で議論を重ねた結果、次のとおり新たに2017年度から2026年度における「中長期財政方針」を取りまとめ、2016年12月15日開催の理事会において承認された(10-2-3)。

### [財政運営に係る基本方針]

- ・当年度収支の均衡を図る。
- ・戦略的な事業を行う必要性から当年度収支の均衡が図れない場合は、実現可能な収 支改善策と併せて事業の実施の是非を判断する。
- ・翌年度繰越収支差額の支出超過額は、中長期的にみて事業活動収入の50%(約250 億円)程度を目指す。

### [財政運営のガイドライン]

- ・事業活動収支差額比率(基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入)を5%以上 確保する。
- ・基本金組入率(基本金組入額:事業活動収入)を5%以内に収める。
- ※なお、財政運営のガイドラインは、全体で収支均衡を図るための中長期的な目安と するものであり、必ずしも単年度の収支構造を拘束するものではない。

この他にも、特に資金運用に関しては、資金を安全かつ有利に運用し、教育研究活動の安定的・継続的発展に資するため、理事長の下に「資金運用委員会」(10-2-4)を置き、

そこで、前年度の資金運用結果と現下の経済状況などを勘案のうえ、①分散投資を主体とするポートフォリオの構築、②リスク・リターンの運用管理体制の充実の2点を主な内容とする「資金運用方針、運用管理体制について」(10-2-5)を毎年度取りまとめ、理事会の承認を受けている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財

務基盤(又は予算配分)

評価の視点2: 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3: 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲

得状況、資産運用等

### 1 財務基盤の強化

2014年度から2016年度までの主な事業は、①天六キャンパスの売却及び梅田キャンパス開設、②改正後の学校法人会計基準の適用及び減価償却方法の変更、③創立130周年に向けた記念事業の推進、④関西大学退職年金の制度移行などがある。

2016年度の事業活動収支計算書関係比率(10-2-6,大学基礎データ表9)を日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による理工系学部を含む学部を複数設置する学校法人の2015年度全国平均(以下、「全国平均」という。)と比較すると、フローにおいて、収入面では学生生徒等納付金比率は73.8%(全国平均75.9%)と全国平均を下回っているものの、定員管理の厳格化など現状からみると学生生徒等納付金は将来的に大幅な増加が見込めないことから、更なる収入財源の多様化を図らねばならない。支出面では、退職者の増や退職年金制度の変更に伴い人件費比率は53.9%(退職年金制度の変更に伴う影響を除いた場合51.8%)(全国平均53.3%)、教育研究経費比率は39.9%(全国平均34.4%)となっており、限られた財源を人材の確保や教育研究活動へ積極的に投資したことがわかる。また、創立130周年記念事業の実施などに伴い、当年度収支差額は35億5,500万円の支出超過となり、翌年度繰越収支差額は299億7,600万円の支出超過、事業活動収支差額比率は3.6%(全国平均6.0%)、基本金組入後収支比率は107.5%(全国平均105.5%)となった。一方、ストックにおいては、貸借対照表のうち主として金融資産から構成される特定資産と流動資産の合計残高は、創立130周年記念事業の実施などに伴い、6億7,100万円の増にとどまったものの、その残高は985億円となり着実に増加している。

また、2015年度には減価償却方法の変更により、翌年度繰越収支差額が159億8,100万円改善したほか、教育研究の遂行に資するための将来計画等引当特定資産は、2018年度末までに100億円を積み立てる計画であり、財政基盤の強化を推進している。

### 2 教育研究の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

中長期財政方針に基づき、財政基盤の確立に努めており、その範囲内で教育研究を遂行することとなる。具体的には、予算編成方針を踏まえ、各予算実行単位から、教育研究を遂行するための中期行動計画などに基づく事業計画の提示と予算申請が行われる。申請に当たっては、本法人の財政状況、重点事業、新規事業などを勘案した予算の申請枠(シ

ーリング) (10-2-7)を設定しており、近年は、原則、対前年度当初予算に対してゼロシーリングとし、超過のある場合は、限られた財源の最大限の有効活用及び全体のバランスを考慮し、予算担当課にて査定を行っている。これにより作成した予算原案は、法人の重要な意思決定機関である常任理事会の承認前に、学長を議長とする大学予算委員会で事業計画案とともに審議されている。

### 3 外部資金の獲得状況、資産運用など

資金運用は、主として給付奨学金などさまざまな基金事業による事業費への充当を目的として行うとともに、収入の多様化を図るための一助としている。2017年度の運用利回りは1.0%程度を目標とし、ミドルリスク・ミドルリターンによる運用と分散投資を行っている。

2016年度における有価証券の運用利回りは2.2% (7億6,500万円)となった。国内債券については、低金利状態の継続により一部を除き長期債の購入を控えた結果、利回りは0.5%となった。外国債券は、2013年度以降円安が進み、償還による為替差益を含め、利回りは9.1%となった。その他、主に寄贈により取得した国内株式の利回りは3.0%、早期償還がなされず残在している仕組債の利回りは0.8%となった。なお、各年度の運用方針(10-2-5)及び運用結果(10-2-8)については、HPに公開している。

また、2010年に発足した資金運用管理体制を見直し、運用状況のモニタリングや運用商品のリスク・リターン計測などを主たる協議事項としている「資金管理小委員会」の機能を「資金運用委員会」へ移管することとし、2016年10月に再構築を図った(10-2-4)。

寄付金については、教育研究活動全般を対象とした「学の実化促進募金」及び給付奨学金など学生支援を目的とした「考動する関大人育成募金」を柱とした恒常的募金活動(10-2-9)を展開し、インターネット募金や寄付の累計額に応じて記念品などを贈呈する顕彰制度を拡充した。また、「個人住民税の寄付金税額控除」の適用について、従来の吹田市に加え、2015年から大阪府、大阪市、堺市にも拡大を図り、寄付をしやすい環境の整備に努めている。両募金の合計額は、2014年度1億円、2015年度8,300万円、2016年度7,800万円となっている(10-2-10)。

また、2016年11月に迎えた創立130周年記念事業に向け、2014年6月から2017年3月までの間、創立130周年記念事業募金を実施した。厳しい経済・社会情勢の中、募金活動を積極的に展開し、募金目標額20億円を上回った。

更に、記念事業募金の終了(10-2-11)に伴い、今後の募金活動の新たな展開を見据え、2016年12月に「恒常的募金推進準備プロジェクト」(10-2-12)を設置し、恒常的募金活動の更なる推進を図っている。

研究費については、本学の厳しい財政状況から、学内研究費の増額などは極めて難しいと認識し、財源の多様化に努めてきた。特に、研究内容の高度化・大型化に対応すべく外部資金の導入を積極的に推進している。外部資金の中心となる科学研究費助成事業(科研費)の交付額は2014年度で5億8,854万円(申請510件、内定273件)、2016年度は5億6,689万円(申請538件、内定280件)となっており、交付額はこの2年間で3.7%減少したが、申請件数では5.5%、内定件数では2.6%の増加となった(10-2-13)。この他、受託研究費及び研究助成目的の指定寄付金は、2014年度実績約5億5,600万円に対し、2016年度は約6億1,200万円で10.1%の増となっており、本学の研究の充実発展と社会への研究成果の

還元を促進している(8-1,10-2-14)。

### 【2】長所・特色

常任理事会の下に設置する中長期経営問題等検討専門部会は、本学の事業構想、財政問題などの中長期的な経営課題について、法人と教学で実質的な調整及び検討を行う会議体であり、2016年度に策定した「中長期財政方針」に関しても、両者が本学財政の現状と課題について共有しつつ、一体となって取りまとめたものである。今後とも、当該専門部会が中心となり、両者が本学の財政状況を把握しながら必要に応じて収支改善策を検討するなど、方針の実質化に努めることとしている。

### 【3】問題点

これまでの決算及び今年度の予算の状況は、以下の表のとおりである。

1	)	マ. 竺 /ァ よいよ フ	中長期財政方針から	の手嫌心に回し
	【伏昇•	ア昇にわける	甲女期別政力並かり	う ひき 割じ 角形 才人 才先 】

	区分		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
			決算	※決算	決算	※第二次 補正予算
基本方針	当年度収支差額(百万円)	±0	8	△ 1,196	△ 3,555	△ 3,310
	翌年度繰越収支差額(百万円)	△ 25,000	△ 41,231	△ 26,446	△ 29,976	△ 28,872
	対事業活動収入比	50.0%	79.4%	52.1%	56.8%	53.0%
ガイドライン	事業活動収支差額比率	5.0%	5.7%	5.0%	3.6%	1.2%
	基本金組入率	5.0%	5.7%	7.3%	10.3%	7.8%

※斜体の数値は、次の臨時的な金額の影響を除いて計算している。

- ・2015年度:基本金組入額のうち、減価償却方法の変更に伴う、基本金取崩額との相殺額(35億 5,500万円)
- ・2017年度: 天六キャンパス売却に伴う資産売却差額(44億1,400万円)

また、今後の財政見通しにおいても、現状のままでは大きな収支改善は図れず、前述の中長期財政方針からも乖離が生じることが見込まれる。そのため、中長期的に収支改善に向け取り組む。具体的な課題は、収入面では学生生徒等納付金収入への依存が高い点、また、支出面では制度などによる義務的な経費が多くを占めている点にあると分析している。

今後、このような固定的収支構造の改善に向けて、中長期経営問題等検討専門部会において検討していくこととしている。

### 【4】全体のまとめ

財政計画については、「中長期財政指標」の達成を目指し、収支の改善や財政基盤の確立に向けて取り組んできた。フローにおける収支の改善には至っていないものの、2015年度決算において減価償却方法を変更した結果、ストックについては一定の改善を行うことができた。この結果や他大学の状況などを踏まえ、2016年12月に策定したのが、「中長期財政方針」である。今後は、事業活動収入の範囲内で事業を実施するとともに、中長期的な目安として、支出配分比率の適正化を図り、同方針に基づく収支構造へと改善していく。財務基盤の確立については、フローにおける収入面では、財源の多様化の実現に向け、

創立130周年記念事業募金寄付金が終了する2017年度以降の恒常的募金体制を見直すほか、

補助金の戦略的な獲得、受取利息・配当金の安定的な確保、研究・社会連携事業に係る外部資金の獲得を展開していかなければならないと認識している。一方、支出面では、支出抑制を図るため、予算編成では対前年度当初予算ゼロシーリングとしてきたが、今後は重点事業や新規事業の実施などに備え、マイナスシーリングも視野に入れた予算編成を検討することはもちろん、事業及び業務の合理化・効率化や効果的な予算執行を推し進めていかねばならない。特に、教育研究経費比率が全国平均を大きく上回っているため、他大学との比較分析結果も踏まえ、外部資金を活用する研究・社会連携事業の比率を高めることを含めて、適正な支出割合を検討していく必要がある。また、施設設備整備計画については、ランニングコストの増加を抑制する必要があることから、新規建設より既存建物の更新を優先させ、基本金組入額の抑制を行うことなどにより、収支の均衡を図っていく。なお、ストックにおいては、引き続き特定資産の充実に努める。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

# 終章

1886 (明治19) 年に、関西最初の法律学校として誕生した本学は、大学の理念や目的を実現するために、教学・法人が一体となった「KU Vision 2008-2017」、「関西大学国際化戦略 TRIPLE I (トリプル・アイ) 構想」、「Kandai Vision 150」などを策定し、それぞれ社会の変化を見据え、学是を踏まえた将来計画に基づき諸事業を展開している。今回の自己点検・評価を行った結果、各基準の「全体のまとめ」においても記述したが、取組のなかで一部の課題は残るものの、概ね大学基準を充足していると判断している。

#### <成果として結実している事項>

以下には、今回の点検・評価結果から、「Kandai Vision 150」をはじめとする大学としての方針に照らして、主要な成果として結実している事項について記述する。

### 1 質保証・質向上に係る取組の実施

13学部13研究科3専門職大学院を擁する伝統的な総合大学にあって、基準2や基準4以降の記述のとおり、方針に基づく組織的・体系的な教育課程の編成や学習成果を測定するための全学的な基盤を迅速に整備した(独自のガイドラインに基づく三つの方針の抜本的見直し、科目ナンバリングの導入、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成、学習成果指標として考動力コンピテンシーの整備、ルーブリックとして考動力ベンチマークの検討など)。

各学部・研究科との連携によるニーズベイスト型の IR では、学生調査結果、入試結果 や在学中の成績など、学内のさまざまなデータと紐付けることで、初年次からの対応を含 めたエンロールメントマネジメントにも活用するなど種々の成果を上げており、学位授与 の方針に明示した学習成果をより適切に把握・評価する体制を構築した。

#### 2 グローバルFDを通じた英語による授業科目の開講

派遣型グローバル FD を受講した教員が2年以内に英語による授業を開講している。この 取組は各学部専門科目や共通教養科目「グローバル科目群」における英語開講科目の増加 に寄与している。

#### 3 学生の主体性を育む正課外活動の実施

従来型の厚生補導の充実に加え、ボランティア及びピア・サポート活動などを通じて、 社会性や主体性を備えた自立的に行動できる学生を育成するなど成果を上げている。また、 活動に携わる学生、教職員の資質を向上させる機会を設けるなど各種支援体制を構築し、 機能させている。

### 4 外部資金獲得の支援

高度な専門性を有する支援者などを配置するURA体制を構築し、外部資金の支援研究プロジェクトに適したチーム体制の形成、外部資金の申請支援から採択後の研究プロジェクトなどの運営支援まで一貫した支援を行うことにより、私立大学研究ブランディング事業の2年連続採択をはじめとする多種多様な成果を上げている。

#### 5 地域連携に係る取組

地域連携については、「地域活動事例集」にも記載しているとおり、「課題解決型事業」を中心とした多種多様な取組を推進している。その他、大規模地震避難訓練「関大防災 Day」などの種々の取組は、有事に備えた連携及び防災意識の向上につながっており、「国

土強靭化貢献団体認証 (レジリエンス認証)」を大学として初めて取得するなど、地域の 防災拠点として役割を担っている。

#### 6 産学官連携に係る取組の実施

学外共同研究、受託研究、指定寄付などの取扱件数及び取扱金額は共に増加しており、2016年度の取扱件数は397件、研究費総額は約69,512万円となった。これは、学内シーズの把握・公表、本学教員や産学官連携コーディネーターの日々の積極的な活動など、実社会との連携に向けた取組を継続的に推進してきたことによる。更に、イノベーション創生センターにおいても、研究成果の実用化開発や学生への起業家教育プログラムなどの取組を進めており、今後の成果が期待される。

### 7 学生・教員・職員三者による協働型 SD プログラムの実施

5回のプログラムを経て、受講者による「実現可能性の高い教育・学習支援策の提案」 を行うなど、本学における教育のあり方を考え、おのおのの立場から課題解決に資する提 案力を培っている。

### <優先的に取り組むべき課題>

以下には、今回の点検・評価結果を踏まえて、大学全体の観点から改善すべき事項の うち優先的に取り組む課題について記述する。なお、中長期的な課題については、中期行 動計画として策定することで改善に向けた取組を促進する。

### 1 三つの方針の実質化

学位授与の方針に示す学習成果をより多角的・効果的に測定するため、新たな直接的評価指標やアセスメント・ポリシーの開発・検証などを行う予定である。それらを活用した教育課程の改善・向上を図り、より一層、各部局による自立的・自主的な取組を促進していく。

#### 2 内部質保証システムの更なる改善

大学執行部が中心となり、内部質保証推進プロジェクトの運用状況を踏まえつつ、委員会への移行、教学 IR プロジェクトの位置づけの再考、専門分野別の外部評価制度の導入などを視野に入れて検討する予定である。併せて、従来の自己点検・評価体制についても、この見直しとともに適切性を検証し、より一層、実効性のある内部質保証推進体制の構築を目指していく。

#### く今後の展望>

今回の自己点検・評価を経て、本学の現状を改めて認識することができた。長所・特色については伸長させる取組を、問題点については改善させる取組を、実施主体である各部局、各種委員会などが中心となって検討を行い、内部質保証推進プロジェクトなどとも連携・協力しながら推進する方針である。また、その推進については当該プロジェクトが最終的な責任を負うこととしている。

以上の課題を含めた各種取組の改善・向上を図ることで「Kandai Vision 150」の実現、ひいては「学是」の一層の実現につなげていきたい。

以 上